

契約約款

- | | | |
|---|--------|--------------------|
| 1 | HFC 用 | 1.ぴーぷるサービス契約約款 |
| 2 | HFC 用 | 2.インターネット契約約款 |
| 3 | FTTH 用 | 1.ぴーぷる光テレビ契約約款 |
| 4 | FTTH 用 | 2.ぴーぷる光インターネット契約約款 |
| 5 | FTTH 用 | 3.BBIQ 光電話契約約款 |

株式会社ぴーぷる

ビーふるサービス契約約款

＜HFC（同軸ケーブルを使用したサービス）＞

株式会社ビーふる

びーぷるサービス契約約款

株式会社びーぷる（以下「当社」という）と、当社が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、以下の条項によるものとします

第1条（サービス）

当社は、定められた区域（以下「サービス区域」という）において、当社のサービスを提供するための施設（以下「本施設」という）により、加入者に次のサービスを提供します。ただし、当社はやむを得ぬ理由によりサービス内容を変更することがあります

1. 地上波再放送サービス

地上デジタル放送、FMラジオ放送、自主放送サービスのうち、加入者が別表1で定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス

2. びーぷるテレビ（BS放送・CS放送）サービス

地上デジタル放送、BSデジタル放送、CSデジタル放送、FMラジオ放送、自主放送サービスのうち、加入者が別表1で定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス

3. びーぷるネット（ケーブルインターネット）サービス

4. びーぷる電話（びーぷるフォン・ケーブルライン）サービス

5. その他特殊サービス

第2条（契約の単位）

加入契約は、加入者引込線1回線ごとに行います。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯（同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団）が複数となる場合には、契約の単位を各世帯（事業所、店舗等も同様とする）ごととします

なお、加入者引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、別途建物代表者との基本契約（以下「建物基本契約」という）の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。ただし、当社は加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります

1. 加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
2. その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
3. 本施設の構築が困難であると判断される場合
4. 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

第4条（契約の有効期限）

契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書式による文書（以下「文書」という）により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします

なお、集合共同引込の建物内の加入の場合に、建物基本契約が解約になったときには、第23条第1項の規定にかかわらず加入契約を解約するものとします

第5条（初期費用）

第2条及び第3条に定める契約内容が成立した加入者は、契約内容に応じて別表1に定める初期費用を支払うものとします。なお、追加的な工事が必要となる場合は、その他の工事料金として別表1に定める額を初期費用に加算して支払うものとします

第6条（利用料金）

1. 加入者は、別表1に定める利用料金を当社に支払うものとします。なお、契約料集合払いについては、集合共同引込の建物で、建物基本契約により当該建物全世帯分の契約料を一括全納している場合に適用します
2. 当社が第1条に定める全てのサービスを、月のうち継続して10日以上行わなかった場合（チャンネルの全てが停止した場合）は、当該月分の利用料金は、前項の規定にかかわらず無料とします
3. 社会経済情勢の変化に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合には、改定の1ヵ月前までに当該加入者に通知します
4. NHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）、株式会社WOWOWの加入料および視聴料は、当社が設定した利用料金の中に含みません
5. 初期費用、利用料金、貸出料金など滞納した場合、別表1の滞納処分を行います

第7条（セットトップボックス）

1. 加入者は、当社が提供するデジタル衛星放送を受信するために必要な機器であるセットトップボックスおよびリモートコントローラ等の付属品（以下「び～ぶるチューナー」という）を当社より貸出を受けることができます。なお、付属のBSデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という）および専門チャンネル用ICカード（以下「C-CASカード」という）の取扱いについては、第25条の規定によるものとします
2. 前項により加入者が当社より貸出したび～ぶるチューナーについては、び～ぶるチューナー設置工事完了日から12ヶ月間保証するものとし、この保証期間内において故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者がび～ぶるチューナーを本来の用法に従って使用しなかったときは、この限りではありません
3. 第1項により加入者が当社より貸出を受けるび～ぶるチューナーについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が故意または過失によりび～ぶるチューナーを破損または紛失した場合には、加入者は当社のび～ぶるチューナー販売価格相当分を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者はび～ぶるチューナーの交換を請求できません
4. 第1項により当社よりび～ぶるチューナーの貸出を受ける加入者は、解約時に当社にび～ぶるチューナーを返還するものとします
5. 加入者は、当社が必要に応じて行うび～ぶるチューナーのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします
6. 当社で配信するBS、CSデジタル放送は、当社の指定するび～ぶるチューナーが設置された場合のみご利用いただけます

第8条（施設の設置および費用負担）

1. 当社は本施設のうち、放送センターから保安器までの施設（以下「当社施設」という）を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとし、既設の幹線設備より幹線分配・幹線延長工事およびその他

の施設の設置を必要とする場合には、当社が別に定めた基準によってその超過分を負担していただくことがあります

2. 加入者は本施設のうち、保安器の出力端子以降のすべての施設（以下「加入者施設」という）を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします
3. 加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要する費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より1年間とします
4. 集合共同引込の建物内の加入の場合には、第2項の加入者施設を、室内のテレビ端子（テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット）の出力端子以降の施設（配線、テレビ受信機等）のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めに拠るものとします
5. 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事が生じる場合には、その費用を負担するものとします
6. 加入者は、加入者の施設の位置について、あらかじめ地主、家主その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日、利害関係人と問題が生じた場合があっても、当社は一切の責任を負わないものとします

第9条（義務再放送を行わない正当な理由）

当社がその責めに帰する事ができない事由により、サービス区域の一部の区域において義務再放送を行うことが著しく困難である場合にあって、総務大臣が当該義務再放送を行う必要がないと認めた場合とします

1. サービス区域にある集合住宅に対し義務再放送を行おうとする場合であって、当該集合住宅が老朽化等の原因により引込工事等が一切できない場合等

第10条（料金の支払い方法）

1. 加入者は、当社に工事費等について、当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします
2. 加入者は、当社に月単位で支払う料金について、それぞれの支払方法に応じて、当社が指定する期日（金融機関の休日の場合には翌営業日）までに、当社が指定する方法により支払うものとします
3. 加入者は、前二項の料金について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします
4. 当社は、月単位で支払う料金についての請求書および領収書の発行は行わないものとします

第11条（遅延損害金）

加入者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%（年365日の日割り計算による）の割合による遅延損害金を、支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとします

第12条（サービス提供の停止による損害の賠償）

当社は次の場合のサービス提供の停止に基づく損害の賠償責任を負わないものとします

1. 天災、事変
2. 放送衛星、通信衛星などの機能停止
3. その他当社の責に帰することのできない事由

第13条（責任事項）

1. 施設の維持及び管理上当社の責任分界点は保安器までとします
2. 加入者は施設の維持・管理の必要上、第1条に定める当社の業務が一時的に停止する事を了承するものとします
3. 業務提供開始後、施設及び受信等に起因する事故が生じた場合、当社はその責任を負わないものとします
4. 当社は天災地変、事変もしくは第三者の責めによる業務停止などによって生じる損害の賠償には、応じないものとします
5. 衛星放送の送信トラブルおよび降雨減衰、地上放送の季節的電波伝播異常等により、サービス業務の正常な提供ができなかった場合、利用料の減額は行わないものとします。但し、10日以上にわたって業務の提供ができなかった場合、当該月分の利用料は無料とします

第14条（設置場所の無償使用）

1. 当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします
2. 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係者があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします

第15条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとします

第16条（著作権および著作権隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多数人に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作権隣接権を侵害する行為をすることはできません

第17条（故障）

1. 当社または当社の指定する業者は、加入者から本施設に異常がある旨申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、加入者のテレビ、ステレオ等（以下「受信機」という）に起因する受信異常については、この限りではありません
2. 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします
3. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします

第18条（休止）

1. 加入者は、当社のサービス提供の一時停止（以下「休止」という）を希望する場合には、その期間を定めて事前に当社にその旨を文書により申し出るものとし、別表1に定める休止料を支払うものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に文書により申し出るものとします。申し出た期間もしくは第3項に定める最長期間が満了した場合は、サービスの提供の休止は終了してサービスの提供が解約されるものとします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後1年以内の休止はできないものとします

2. 停止期間中の料金については、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金を第6条第1項の規定にかかわらず無料とします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません
3. 第1項の休止期間は、最長1年とします

第19条（放送内容の変更）

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません

第20条（設置場所の変更）

1. 加入者は、当社の定める技術基準に適合し、かつ変更先が同一建物内または同一敷地内の場合に限り、本施設、び〜ぶるチューナーおよびその他貸出機器の設置場所を変更することができるものとします
2. 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとし、別表1に定める移転料を支払うものとします

第21条（名義変更）

1. 相続または特に当社が認める場合にのみ、新加入者は当社の確認を得て、旧加入者の名義を変更出来るものとします
2. 前項の規定により名義変更をしようとするときは、新加入者は当社にその旨を文章により申し出るものとし、名義変更料2,200円を支払うものとします
3. 名義変更時には、身分を証明するものを提示するものとします

第22条（加入申込書記載事項の変更）

1. 加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。申し出があった場合、当社はすみやかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します
2. 前項の外、加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします
3. 加入者が前二項の規定により変更しようとする場合、当社は第3条の規定に準じて取扱うものとします

第23条（解約）

1. 加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。ただし、料金はその希望する日の属する月の末日まで支払うものとします
2. 第1項による解約の場合、加入者は、第6条第1項の規定による料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません
3. 第1項による解約の場合、当社は当社施設を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします
4. 前項の規定により解約をしようとするときは、別表1に定める解約料を支払うものとします
5. 工事日（契約内容通知の書面受領）から起算して8日間を経過するまでの間、書面で当社が認知することをもって契約を解除または取り消すことができますが、工事にかかった費用（初期費用、配

線・器具交換などのその他工事料)は加入者の負担とします

第24条 (契約の解除)

1. 当社は、加入者または第10条第3項の第三者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、加入者に催告の上、または加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の際、加入者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金（以下「未納料金」という）を支払う義務を負います
2. 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします
3. 前二項により加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払ったNHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）、株式会社WOWOWの加入料および視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします

第25条 (B-CAS カードおよびC-CAS カードの取扱いについて)

1. B-CAS カードに関する取扱いについては、デジタル放送用ICカード（以下「B-CAS カード」という）に関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります
2. C-CAS カードを必要とするび〜ぷるチューナーを利用する加入者は、び〜ぷるチューナーの貸与時に、び〜ぷるチューナー1台につき1枚のC-CAS カードを当社より無償貸与されるものとし、び〜ぷるチューナーの解約または契約の解除後は、すみやかにC-CAS カードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CAS カードの交換および返却を請求することができるものとします
3. C-CAS カードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします
4. 加入者が故意または過失によりB-CAS カードおよびC-CAS カードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分を当社に支払うものとします

第26条 (加入者個人情報の取扱い)

1. 当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号以下「指針」という）に基づくほか、当社が指針第27条に基づいて定める基本方針（以下「宣言書」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います
2. 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホームページにおいて公表します
3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます

第27条（加入者個人情報の利用目的等）

1. 当社は、第1条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で加入者個人情報を取り扱います
 - 一 サービス契約の締結
 - 二 サービス料金の請求
 - 三 サービスに関する情報の提供
 - 四 サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - 五 受信装置の設置及びアフターサービス
 - 六 サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
 - 七 サービスの提供に関連しての第三者への提供（第三項に該当する場合に限る）
2. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
3. 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません
 - 一 本人が書面等により同意した場合
 - 二 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - ア 第三者への提供を利用目的とすること
 - イ 第三者に提供される加入者個人情報の項目
 - ウ 第三者への提供の手段又は方法
 - エ 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
 - 三 第28条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
 - 四 第29条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合
 - 五 当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に対する加入申込みが行われるのと同時に加入者が指定する金融機関と口座振替の契約を行い、同登録に必要な限度で加入者個人情報を当社が業務提携した金融機関に提供する場合（これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に、当社又は当社の代理人から当社が業務提携した金融機関へ連絡して登録情報の修正を行う場合を含みます）
4. 当社が、前項により加入者個人情報を提供する第三者は、別表3のとおりです
5. 当社は、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します
6. 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的

を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第28条（加入者個人情報の共同利用）

1. 当社は、前条第一項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します
2. 当社は、第3条第1項から第4項までの規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、又は第24条第1項若しくは第2項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第3条第1項又は第24条第1項若しくは第2項の要件に該当するか否かの判断に限りします
3. 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第1項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負いますなお、管理の責任を負う者の氏名又は名称は宣言書に定めます

第29条（加入者個人情報の取扱いの委託）

1. 当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります
2. 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します
3. 当社は、第1項の委託先との間で、第27条第5項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います
4. 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第2項及び第3項と同様の措置をとる旨の内容を含めます

第30条（安全管理措置）

当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針第26条から第29条までに定める措置をとります

第31条（本人による開示の求め）

1. 本人は、当社又は当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます
2. 当社及び当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除く。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります
 - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合

3. 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します

第32条（本人による利用停止等の求め）

1. 本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社又は当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます
 - 一 当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
 - 二 加入者個人情報の利用の停止
 - 三 加入者個人情報の第三者への提供の停止
2. 当社は、前項の求めに理由があると認めたときは、遅滞なく、必要な措置をとります
3. 当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します

第33条（本人確認と代理人による求め）

1. 当社は、第27条第6項、第31条第1項又は第32条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います
2. 本人は、第27条第6項、第31条第1項又は第32条第1項の求めを、代理人によって行うことができます

第34条（本人の求めに係る手数料）

1. 当社は、第27条第6項及び第31条第1項の求めを受けた場合は、別表4に定める手数料を請求します
2. 前項の手数料は、当社から本人（加入者に限る）に対して、通知又は開示をした月の有料放送料金と合わせて収納します
3. 加入者以外の本人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります

第35条（苦情処理）

1. 当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます
2. 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します

第36条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

当社は、第27条第6項、第31条第1項又は第32条第1項に基づく求め、第35条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます

第37条（保存期間）

当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別表5に定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません

第38条（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

1. 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します

2. 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します
3. 前二項の規定は、通知又は公表することにより、第31条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません

第39条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については佐賀地方裁判所を管轄裁判所とします

第40条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします

第41条（約款の改正）

1. この約款は総務大臣に届け出た上で、当社と加入契約を締結している加入者の承諾を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります
2. 本約款を変更する場合は、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します

附則

1. 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします
2. 一括加入、業務用等については別に定めます
3. （第23条第3項に関する経過措置）
引込線の撤去費用は、平成15年1月1日以降の加入者に対して適用されます
4. この約款は、平成16年12月1日より施行します
5. この約款は、平成20年10月1日に変更しました
6. この約款は、平成22年4月1日に変更しました
7. この約款は、平成23年10月1日に変更しました
8. この約款は、平成24年4月1日に変更しました
9. この約款は、平成25年8月1日に変更しました
10. この約款は、平成25年10月1日に変更しました
11. この約款は、平成26年4月1日に変更しました
12. この約款は、平成26年10月1日に変更しました
13. この約款は、平成28年5月21日に変更しました
14. この約款は、令和1年10月1日に変更しました
15. この約款は、令和3年4月1日に変更しました
16. この約款は、令和3年7月7日に変更しました
17. この約款は、令和3年11月22日に変更しました
18. この約款は、令和4年7月1日に変更しました
19. この約款は、令和4年10月1日に変更しました

別表 1

すべてのサービス利用料金

別表 2

各種機器類のレンタル料金

別表 3

加入者個人情報を提供する第三者の一覧表

別表 4

個人情報開示事務手数料料金

別表 5

個人情報の保存期間

佐賀県唐津市東大島町 3 番 1 1 号
株式会社ピーぷる

別表 1

サービス利用料金（税込）

（初期費用）

戸別住宅引込初期費用

当社ケーブル引き込み線が無い場合	22,000 円
当社ケーブル引き込み線がある場合	11,000 円

集合住宅引込初期費用

外線接続及び宅内調整（映像確認含む）	7,700 円
外線接続のみ	2,200 円

インターネット専用線引込初期費用 ※当社エリアのみ

当社ケーブル引き込み線が無い場合	22,000 円
当社ケーブル引き込み線がある場合	11,000 円

※テレビ契約を追加される場合は、別途 11,000 円が必要となります

（その他の工事料金）

・ぴ〜ぷるチューナー取り付け基本工事	2,750 円	（基本工事以外別途見積あり）	（*1）
・インターネット基本工事	11,000 円	（基本工事以外別途見積あり）	
・新規光パック基本工事	13,750 円	（基本工事以外別途見積あり）	（*1）
・新規光フルバック基本工事	17,050 円	（基本工事以外別途見積あり）	（*1）（*3）
・IPフォン基本工事	3,300 円	（基本工事以外別途見積あり）	（*3）
・ケーブルライン基本工事	3,300 円	（基本工事以外別途見積あり）	（*3）
・標準ブースター設置工事（材料費込）	23,000 円		
・高出力ブースター設置工事（材料費込）	55,000 円		
・ケーブル配線工事（材料費込）	600 円	（1mあたり）	
・分配器設置工事（材料費込）	11,000 円	（1 台あたり）	
・TV端子取替工事（材料費込）	4,800 円	（1 個あたり）	
・電源工事（材料費込）	4,400 円	（1 ヶ所あたり）	

※離島地区工事の際、別途離島工事料及び訪問料が必要となります

（利用料）

業務の提供が開始された日の属する月の翌月から次により月額利用料を当社に支払うものとします

（1）テレビ 1 台目 2,200 円

※各種施設・病院・寮・ホテル（旅館）・企業などでの視聴の場合は、1 台増すごとに 330 円を加算するものとします

（2）前納割引（6 カ月前納は 0.5 カ月割引）（12 カ月前納は 1 カ月割引）

※滞納期間が 3 カ月を越した場合、月払（前納割引解除）に変更するものとします

（3）衛星放送の契約視聴は衛星放送の約定に基づく支払いとします

（4）利用料金は、第 6 条第 3 項に準ずるものとします

(移転工事料金、その他の料金)

(1) 1. テレビ移転工事料金 ※旧住所撤去費用含む

・戸別住宅

当社ケーブル引き込み線が無い場合 22,000 円

当社ケーブル引き込み線がある場合 11,000 円

・集合住宅

外線接続及び宅内調整（映像確認含む） 11,000 円

外線接続のみ 5,500 円

・相互移転に伴うケーブル引き込み工事の場合 11,000 円

2. インターネット移転工事料金 11,000 円

3. インターネット移転工事料金（引込線無し） 22,000 円

4. ぴ～ぷるチューナー移転取付料 2,750 円

5. ケーブルライン移転取付料 3,300 円

(2) 標準移転工事を超える場合は別途工事料金をいただきます

(デジタル衛星放送視聴料金)

・よくバリューセット 月額視聴料金は、1 視聴単位月額 1,980円 (*1)

・衛星劇場HD 月額視聴料金は、1 視聴単位月額 2,200円 (*1)

・V☆パラダイスHD 月額視聴料金は、1 視聴単位月額 990円 (*1)

・フジテレビNEXT 月額視聴料金は、1 視聴単位月額 1,320円 (*1)

※よくバリューセットとの同時契約 月額視聴料金は、1 視聴単位月額 1,100円 (*1)

・スターチャンネル1, 2, 3 月額視聴料金は、1 視聴単位月額 2,530円 (*1)

・J SPORTS 4 HD 月額視聴料金は、1 視聴単位月額 1,540円 (*1)

・アニメシアターX (AT-X) 月額視聴料金は、1 視聴単位月額 1,980円 (*1)

※(*1) ぴ～ぷるテレビ (BS放送・CS放送) サービスは令和4年6月30日で新規受付を終了しました

(インターネット利用料金、モデム料金含む)

・エコノミー128K 月額利用料金は、1,650 円 (*2)

・光 4M 月額利用料金は、3,850 円

・光 30M 月額利用料金は、4,928 円

・光 160M 月額利用料金は、6,600 円

・光パック 4M (ぴ～ぷるチューナー：録画機能無) 月額利用料金は、5,720 円 (*1)

・光パック 30M (ぴ～ぷるチューナー：録画機能無) 月額利用料金は、6,798 円 (*1)

・光パック 160M (ぴ～ぷるチューナー：録画機能無) 月額利用料金は、8,470 円 (*1)

・光パック 4M (W録ライト：録画機能有) 月額利用料金は、6,270 円 (*1)

・光パック 30M (W録ライト：録画機能有) 月額利用料金は、7,348 円 (*1)

・光パック 160M (W録ライト：録画機能有) 月額利用料金は、9,020 円 (*1)

・光パック 4M (W録ブルーレイ：録画機能有) 月額利用料金は、7,920 円 (*1)

・光パック 30M (W録ブルーレイ：録画機能有) 月額利用料金は、8,998 円 (*1)

・光パック 160M (W録ブルーレイ：録画機能有) 月額利用料金は、10,670 円 (*1)

※(*2) エコノミー128K コースは平成24年9月30日で新規受付を終了しました

(び〜ぷるフォン)

- | | | |
|--------------|-------------------|-----------------------------|
| ・光フルパック 4M | (び〜ぷるチューナー：録画機能無) | 月額利用料金は、 6,400 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 30M | (び〜ぷるチューナー：録画機能無) | 月額利用料金は、 7,478 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 160M | (び〜ぷるチューナー：録画機能無) | 月額利用料金は、 9,150 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 4M | (W録ライト：録画機能有) | 月額利用料金は、 6,950 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 30M | (W録ライト：録画機能有) | 月額利用料金は、 8,028 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 160M | (W録ライト：録画機能有) | 月額利用料金は、 9,700 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 4M | (W録ブルーレイ：録画機能有) | 月額利用料金は、 8,600 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 30M | (W録ブルーレイ：録画機能有) | 月額利用料金は、 9,678 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 160M | (W録ブルーレイ：録画機能有) | 月額利用料金は、 11,350 円 (*1) (*3) |

尚、当社エリアにおいては下記サービス（ケーブルライン）も提供

※(*3) び〜ぷる電話（び〜ぷるフォン・ケーブルライン）サービスは令和4年6月30日で新規受付を終了しました

(ケーブルライン)

- | | |
|-----------------|--|
| ・光 4M ケーブルライン | 月額利用料金は、 4,719 円 (*3) |
| ・光 30M ケーブルライン | 月額利用料金は、 5,797 円 (*3) |
| ・光 160M ケーブルライン | 月額利用料金は、 7,469 円 (*3) |
| ・光パック | (び〜ぷるチューナー：録画機能無) 月額利用料金は、 3,509 円 (*1) (*3) |
| ・光パック | (W録ライト：録画機能有) 月額利用料金は、 4,059 円 (*1) (*3) |
| ・光パック | (W録ブルーレイ：録画機能有) 月額利用料金は、 5,709 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 4M | (び〜ぷるチューナー：録画機能無) 月額利用料金は、 6,589 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 30M | (び〜ぷるチューナー：録画機能無) 月額利用料金は、 7,667 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 160M | (び〜ぷるチューナー：録画機能無) 月額利用料金は、 9,339 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 4M | (W録ライト：録画機能有) 月額利用料金は、 7,139 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 30M | (W録ライト：録画機能有) 月額利用料金は、 8,217 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 160M | (W録ライト：録画機能有) 月額利用料金は、 9,889 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 4M | (W録ブルーレイ：録画機能有) 月額利用料金は、 8,789 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 30M | (W録ブルーレイ：録画機能有) 月額利用料金は、 9,867 円 (*1) (*3) |
| ・光フルパック 160M | (W録ブルーレイ：録画機能有) 月額利用料金は、 11,539 円 (*1) (*3) |

(休止及び復活)

1. 加入者が当社サービスの休止を希望する場合は、休止料として 3,300 円（各サービス毎）を添えて休止届を当社に提出し承諾を得るものとします。休止の期間中は利用料の請求は中断しますが、届出がない場合請求は継続するものとします
2. 休止届を受理したあと、翌月以降の利用料がすでに支払われている場合は、加入者の利用料は返却するものとします
3. 加入者が休止を終了し復活する場合は復活（再開）届を当社に提出するものとします。利用料は復活月から請求するものとします

(解約)

地上波再放送、インターネット、衛星放送、ケーブルラインなどの当社サービスを解約する場合、解約料として 3,300 円（各サービス毎）を当社に支払うものとします

(滞 納)

地上波再放送の料金が4ヶ月未納及び、インターネット、衛星放送、ケーブルライン料金が1ヶ月未納の場合、通信、映像の停止処分をします。また、それぞれの滞納期間が3ヶ月（地上波再放送は1年間）を越した場合は、強制解約とし、当社の施設利用（テレビ全般、インターネット、電話）が出来なくなるものとします

尚、唐津市がケーブルテレビを運営するエリアにおいては、テレビが映像停止になれば当社のインターネット、電話、衛星放送も利用が出来なくなります

別表2

各種機器類の貸出料金 (*1)

1	ぴ〜ぷるチューナー	440 円
2	唐津市有線テレビエリアぴ〜ぷるチューナー	880 円
3	W録ブルーレイチューナー	2,640 円
4	唐津市有線テレビエリアW録ブルーレイチューナー	3,080 円
5	W録チューナー	990 円
6	唐津市有線テレビエリアW録チューナー	1,430 円

別表3

加入者個人情報を提供する第三者の一覧表

	会 社 名		会 社 名
1	佐賀デジタルネットワーク（株）	26	（株）ネットセーブ
2	（株）デジタルコミュニケーションズ佐賀	27	唐津市役所
3	（株）佐賀新聞社	28	日本郵便（株）
4	（株）九州コーユー	29	富士マイクロ（株）
5	（株）セディナ	30	（株）エクスタップ
6	（株）佐賀銀行	31	ソフトバンク（株）
7	唐津信用金庫	32	松尾・川島法律事務所
8	（株）西日本シティ銀行	33	小林税理士事務所
9	（株）福岡銀行	34	（株）QTネット
10	（株）十八親和銀行		
11	（株）佐賀共栄銀行		
12	九州労働金庫		
13	唐津農業協同組合		
14	（株）ゆうちょ銀行		
15	日本放送協会		
16	日本ケーブルキャスセンター		
17	NECネットエスアイ（株）		
18	熊本電機		
19	（有）共栄通信		
20	三球電機（株）		
21	（株）九電工		
22	佐銀コンピュータサービス（株）		
23	（株）シフトセブンコンサルティング		
24	（株）メディエーター		
25	（株）エイジア		

別表4

個人情報開示事務手数料金 1,100 円

別表5

個人情報保存期間 3年間

インターネット接続サービス契約約款

株式会社ピーぷる

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社ぴーぷる（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）及びその他の法令に従うとともに、当社が定める業務区域内において、このインターネット接続サービス約款（以下「約款」といいます。）に基づき、インターネット接続サービスを提供するものとします。

第2条（約款の変更）

1. 当社とインターネット接続サービス加入契約（以下「加入契約」といいます。）を締結している者（以下「契約者」といいます。）の承諾を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。
2. 約款を変更する場合は、当社の可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける契約者に対し、当社の定める方法により通知します。

第3条（用語の定義）

約款では、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝走路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5. インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6. インターネット接続サービス取扱所	1. インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 2. 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8. 契約者	当社と契約を締結している者
9. 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
11. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13. 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15. 技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
16. 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
17. 学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定されてるもののうち小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園及びこれらに準じる組織として、主に18歳未満の児童、生徒を対象とするもの

第2章 契約

第4条（インターネット接続サービスの種類等）

契約には、料金表（別表）に規定する品目があります。

第5条（契約の単位）

当社は、契約回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

第6条（契約者回線の終端）

1. 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
2. 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。
3. 契約者は、第14条（契約者が行う契約の解約）及び第16条（当社が行う契約の解約）に定める解約の場合、直ちに端末接続装置を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表（別表）に定める損害金を請求します。

第7条（契約申込みの方法）

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、当社又は契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表（別表）に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等
- (2) 契約者回線の終端とする場所
- (3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

第8条（契約申込みの承諾）

1. 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき
 - (2) 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金をその他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

第9条（契約の成立と利用開始日）

1. 加入契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
2. 専用モデムが設置された日を、本サービスの利用開始日と定めます。

第10条（インターネット接続サービスの種類等の変更）

1. 契約者は、料金表（別表）に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができます。
2. 前項の請求の方法及びその承諾については、第7条（契約申込みの方法）及び第8条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第11条（契約者回線の移転）

1. 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。
2. 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
3. 当社は、第1項の請求があったときは、第8条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
4. 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第12条（その他の契約内容の変更）

1. 当社は、契約者から請求があったときは、第7条（契約申込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。
2. 前項の請求があったときは、当社は、第8条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第13条（譲渡の禁止）

契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が特に認める場合を除きます。

第14条（契約者が行う契約の解約）

1. 契約者は、加入契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により通知していただきます。
2. 前項による解約の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第15条（初期契約解除制度）

1. 契約者は、契約締結後書面を受領後、法令の定めに基づき、文書により契約の解除を行うことができます。
2. 前項の規定による契約解除は、同項の文書を発行したときにその効力を生じます。
3. 第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、契約者は、契約に伴い発生した工事費用（初期費用、配線・器具交換等のその他工事料）を、料金表（別表）に定める費用を負担するものとします。

第16条（当社が行う契約の解約）

1. 当社は、次の場合には、その契約を解約することがあります。
 - (1) 第21条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき
 - (2) 第21条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解約することがあります
 - (3) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき
2. 契約者が、契約第14条（契約者が行う契約の解約）による通知をしない場合であり、かつ、明らかに当社の提供するインターネット接続サービスを利用していない場合に、当社は通知なく契約を終了させることができるものとします。
3. 当社は、前項の規定により、その契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
4. 当社は、第1項の規定により、その契約を解約しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。
5. 当社は、契約の解約の際、契約者へ貸与している機器の返却がない場合は、貸与品の機器損金及び最低利用期間により解約料金が発生する場合は、別表「4. 契約変更手数料」に示す解約料金を契約者に請求します。

第3章 付加機能

第17条（付加機能の提供等）

当社は、契約者から請求があったときは、料金表（別表）の規定により付加機能を提供します。

第4章 回線相互接続

第18条（回線相互接続の請求）

1. 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線を相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。
2. 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

第19条（回線相互接続の変更・廃止）

1. 契約者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
2. 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第5章 利用中止及び利用停止

第20条（利用中止）

1. 当社は、次の場合にはインターネット接続サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (2) 第22条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき
 - (3) 機器等の予期せぬ動作不良、第三者による機器等への不正アクセス又は機器等のコンピューターウイルス感染により本サービスを提供できない場合
 - (4) 火災、停電又は天災地変等の非常事態により本サービスの運営が不能となった場合
 - (5) 法令又は官公庁の命令等による措置に基づき本サービスが提供できない場合
 - (6) その他本サービスの適正な運用上、当社が本サービスの一時的な中止又は中断が必要と判断した場合
2. 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表（別表）に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表（別表）に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
3. 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第21条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったもの）に限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのインターネット接続サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する方法により支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）
 - (2) 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき
 - (3) 第 47 条（利用にかかる契約者の義務）の規定に違反したとき
 - (4) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき
 - (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき
 - (6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき
 - (7) この約款及び料金表（別表）の規定に反する行為を行ったとき、又は反するおそれがあると当社が認めるとき
2. 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第 6 章 利用の制限

第 22 条（利用の制限）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

第 7 章 料金等

第 1 節 料金

第 23 条（料金の適用）

1. 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、利用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（別表）に定めるところによります。
2. 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第 2 節 料金の支払義務

第 24 条（利用料等の支払義務）

1. 契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日の翌月（付加機能の提供については、その提供を開始した日若しくは翌月）から起算して、契約の解約があった日（付加機能の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（期間は月単位とし、提供を開始した日と解約又は廃止があった日が同一の月である場合は 1 ヶ月とします。）については、当社が提供するインターネ

ット接続サービスの態様に応じて料金表（別表）に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。ただし、自然災害その他当社の責に帰することのできない事由による場合は、この限りではありません。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します
 - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します
 - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します

区別	支払を要しない料金
1. 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます）。
2. 当社の故意又は重大な過失によりそのインターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。
3. 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。

3. 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第25条（手続に関する料金の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解約又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第26条（工事に関する費用の支払義務）

1. 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解約又は請求の取消し（以下この条において「解約等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
2. 工事の着工後完了前に解約等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解約等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 割増金及び延滞利息

第27条（割増金）

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第28条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。）の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

第29条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

第30条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するように維持していただきます。

第31条（設備の修理又は復旧）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障、又は滅失した場合に、その一部又は全部を修理、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従った順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第32条（契約者の切分け責任）

1. 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第9章 損害賠償

第33条（責任の制限）

1. 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額（料金表（別表）の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社の契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
4. 前3項の規定にかかわらず、当社は、インターネット接続サービスの利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害、及びインターネット接続サービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第34条（免責）

1. 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、第33条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
2. 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときを除き、その損害を賠償しません。
3. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が別に定めるインターネット接続サービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
4. 当社は、以下の各号に関して保証を行わず、これに起因する契約者の損害について一切の責任を負わないものとします。
 - (1) インターネット接続サービスの完全性若しくは確実性、又は特定目的への有効性及び適合性
 - (2) 契約者がインターネット接続サービスを通じて得る情報及びデータ等の完全性、正確性、確実性、有用性等
 - (3) インターネット接続サービスのシステムダウン等不具合が生じないこと
 - (4) インターネット接続サービスが即時性をもって提供されること
 - (5) インターネット接続サービスが当社の意図によらずに中断されないこと
 - (6) 当社がインターネット接続サービスに関連して契約者に提供する試験サービス、又はこれに類する名目のサービスにおいて、何等の欠陥又は瑕疵も生じないこと
5. インターネット接続サービスを通じて行われる情報及びデータ等のやり取りは全て契約者の自己責任において行われ、その結果生じた契約者のコンピューターへの損害、データの消失等は契約者に責任があるものとし、当社は免責されるものとします。なお、契約者のコンピューターへの損害、データの消失等が当社の故意又は重大な過失による場合は除きます。
6. インターネット接続サービスに関連して契約者に発生した損害については、結果的損害、付随的損害及び逸失利益を含め、前条又は前項に定める場合を除き、一切の補償・賠償を行いません。
7. 当社は、当社が指定又は推奨する端末接続装置の設定を契約者又は第三者が変更したことにより契約者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

第10章 個人情報

第35条（契約者個人情報の取り扱い）

1. 当社は、保有する契約者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、個人情報保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」といいます。））に基づくほか、当社が指針第41条に基づいて定める個人情報の保護に関する宣言（以下「宣言書」といいます。）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
2. 当社の宣言書には、当社が保有する契約者個人情報に関し、利用目的、契約者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」といいます。）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホームページにおいて公表します。
3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、契約者個人情報を取り扱うとともに、保有する契約者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第36条（契約者個人情報の利用目的等）

1. 当社は、第1条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で契約者個人情報を取り扱います。
 - (1) インターネット接続サービス契約の締結のため
 - (2) インターネット接続サービス料金の請求のため
 - (3) 他サービスの加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
 - (4) サービス向上に対する意見や感想のご提供をお願いする利用者調査のため
 - (5) 端末接続装置の設置及びアフターサービスのため
 - (6) 利用状況等に関する契約者の属性（年齢、住所など）ごとに分類された各種統計処理のため
 - (7) サービスの提供に関連しての第三者への提供（第3項に該当する場合に限る）
2. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ契約者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて契約者個人情報を取り扱うことはありません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
3. 当社は、保有する契約者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
 - (1) 本人が書面等により同意した場合
 - (2) 本人の求めに応じて当該契約者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - ア. 第三者への提供を利用目的とすること
 - イ. 第三者に提供される契約者個人情報の項目
 - ウ. 第三者への提供の手段又は方法
 - エ. 本人からの求めに応じて当該契約者個人情報の第三者への提供を停止すること
 - (3) 第37条（契約者個人情報の取り扱いの委託）の規定により契約者個人情報の取り扱いを委託する場合
4. 当社は、第3項により第三者に契約者個人情報を提供する場合においては、契約者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の契約者個人情報の安全管理（以下「契約者個人情報の安全管理」といいます。）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。

5. 当社は、本人から、当社が保有する契約者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 37 条（契約者個人情報の取り扱いの委託）

- 1. 当社は、契約個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託することがあります。
- 2. 前項の委託をする場合は、契約者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定し委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

第 38 条（安全管理措置）

- 1. 当社は、契約者から提供を受けた個人情報を、厳重な管理体制のもと管理、保管し、第 35 条に定める場合以外で、契約者の個人情報が第三者に漏洩することのないように、合理的な範囲内でセキュリティの強化に努めることとします。
- 2. ただし、当社によるセキュリティ施策にもかかわらず、ハッカー等による不当な行為により、契約者及び第三者に損害が生じた場合については、当社は責任を負いかねます。

第 39 条（本人による開示の求め）

- 1. 本人は、当社又は当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る契約者個人情報の開示の求めを行うことができます。
- 2. 当社及び当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする。）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 3. 当社は、前項の規定に基づき契約者の個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第 40 条（本人による利用停止等の求め）

- 1. 本人は、当社が保有する自己の契約者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社又は当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。
 - (1) 当社が保有する契約者個人情報の修正、追加又は削除
 - (2) 契約者個人情報の利用の停止
 - (3) 契約者個人情報の第三者への提供の停止
- 2. 当社は、前項の求めに正当な理由があると認めたときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
- 3. 当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

第 41 条（本人確認と代理人による求め）

- 1. 当社は、第 36 条第 5 項、第 39 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。
- 2. 本人は、第 36 条第 5 項、第 39 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の求めを、代理人によって行うことができます。

第42条（苦情処理）

1. 当社は、契約者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
2. 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

第43条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

当社は、第36条第5項、第39条第1項又は第40条第1項の基づく求め、第42条に基づく苦情の受け付け、その他契約者個人情報の取り扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

第44条（保存期間）

当社及び当社の代理人は、保有する契約者個人情報の保存期間を定め、これを超えた契約者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第45条（契約者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

1. 当社は、当社が取り扱う契約者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。
2. 当社は、当社が取り扱う契約者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
3. 前2項の規定は、通知又は公表することにより、第39条第2項各号に該当する場合にはこの限りではありません。

第10章 雑則

第46条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第47条（利用に係る契約者の義務）

1. 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
2. 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
3. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
4. 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

5. 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等（インターネット接続サービスを同時に複数の自営端末設備又は自営電気通信設備で利用できるようにする設備を含む。）を取り付けないこととします。
6. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
7. 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
8. 契約者は、インターネット接続サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える行為を行わないこととします。
9. 契約者は、当社が特に認めた場合を除き、インターネット接続サービスとサービス用設備（第三者へサービスを提供するための通信設備、コンピューター、その他の機器及びソフトウェア）を接続しないものとし、かつインターネット接続サービスの全部又は一部を第三者へ提供しないものとします。
10. 契約者は当社が提供するインターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないこととします。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 犯罪行為及びそれに結びつく行為
 - (3) 第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (4) 他者に不利益を与える行為、又は誹謗中傷する行為
 - (5) 法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
 - (6) 上記各号の他、インターネット接続サービスの運営を妨げる全ての行為

第48条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

1. 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承諾していただきます。
2. 契約の解約があった場合は、その解約があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解約があったものとします。

第49条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第50条（本約款の効力）

本約款のいずれかの条項が関係法令等の変更又は新設により、無効又は執行不能と判断された場合、かかる無効又は執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関係法令等に基づく条項に置き換えられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。また、当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第51条（サービスの提供範囲）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第52条（管轄裁判所）

契約に関して、訴訟の必要が生じた場合は、佐賀地方裁判所を管轄とする裁判所とします。

第53条（準拠法）

この契約約款に関する準拠法は日本国の国内法とします。

第54条（協議事項）

この約款に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、信義誠実の原則にたつて円満に解決にあたるものとします。

第55条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

契約約款附則

（雑則）

1. 当社は、特に必要があるときには本約款に特約を付することができるものとします。
2. 利用料金の請求書及び領収書は発行しません。

（実施期日）

1. この約款は、制定後すみやかに施行します。
2. 契約者は変更後の約款の適用を受けます。

本契約約款は、平成13年 4月 1日より施行します。

本契約約款は、平成28年 5月21日より変更しました。

本契約約款は、令和 4年 7月 1日より変更しました。

【別表】インターネットサービス料金

< 料金表 >

1-1. インターネット及び衛星放送とのパック利用料（月額）

コース		料金
光 4M		3,850 円
光 30M		4,928 円
光 160M		6,600 円
光パック 4M (*1)	(び〜ふるチューナー：録画機能無)	5,720 円
光パック 30M (*1)	(び〜ふるチューナー：録画機能無)	6,798 円
光パック 160M (*1)	(び〜ふるチューナー：録画機能無)	8,470 円
光パック 4M (*1)	(W録ライト：録画機能有)	6,270 円
光パック 30M (*1)	(W録ライト：録画機能有)	7,348 円
光パック 160M (*1)	(W録ライト：録画機能有)	9,020 円
光パック 4M (*1)	(W録ブルーレイ：録画機能有)	7,920 円
光パック 30M (*1)	(W録ブルーレイ：録画機能有)	8,998 円
光パック 160M (*1)	(W録ブルーレイ：録画機能有)	10,670 円

※(*1)び〜ふるテレビ（BS放送・CS放送）サービスは令和4年6月30日で新規受付を終了しました

1-2. インターネット・び〜ふるフォン及び衛星放送とのパック利用料（月額）

コース		料金
光フルパック 4M (*2)	(び〜ふるチューナー：録画機能無)	6,400 円
光フルパック 30M (*2)	(び〜ふるチューナー：録画機能無)	7,478 円
光フルパック 160M (*2)	(び〜ふるチューナー：録画機能無)	9,150 円
光フルパック 4M (*2)	(W録ライト：録画機能有)	6,950 円
光フルパック 30M (*2)	(W録ライト：録画機能有)	8,028 円
光フルパック 160M (*2)	(W録ライト：録画機能有)	9,700 円
光フルパック 4M (*2)	(W録ブルーレイ：録画機能有)	8,600 円
光フルパック 30M (*2)	(W録ブルーレイ：録画機能有)	9,678 円
光フルパック 160M (*2)	(W録ブルーレイ：録画機能有)	11,350 円

※(*2)び〜ふる電話（び〜ふるフォン・ケーブルライン）サービスは令和4年6月30日で新規受付を終了しました

1-3. インターネット・ケーブルライン及び衛星放送とのパック利用料（月額）

コース		料金
光 4Mケーブルライン (*2)		4,719 円
光 30Mケーブルライン (*2)		5,797 円
光 160Mケーブルライン (*2)		7,469 円
光フルパック 4Mケーブルライン (*2)	(び〜ふるチューナー：録画機能無)	6,589 円
光フルパック 30Mケーブルライン (*2)	(び〜ふるチューナー：録画機能無)	7,667 円
光フルパック 160Mケーブルライン (*2)	(び〜ふるチューナー：録画機能無)	9,339 円
光フルパック 4Mケーブルライン (*2)	(W録ライト：録画機能有)	7,139 円
光フルパック 30Mケーブルライン (*2)	(W録ライト：録画機能有)	8,127 円
光フルパック 160Mケーブルライン (*2)	(W録ライト：録画機能有)	9,889 円
光フルパック 4Mケーブルライン (*2)	(W録ブルーレイ：録画機能有)	8,789 円
光フルパック 30Mケーブルライン (*2)	(W録ブルーレイ：録画機能有)	9,867 円
光フルパック 160Mケーブルライン (*2)	(W録ブルーレイ：録画機能有)	11,539 円

※当社エリアのみの提供となります

1-4. 法人向けコース利用料（月額 / 基本工事料）

コース	料金	基本工事料
ビジネスコース 30M	11,000 円	13,200 円
ビジネスコース 30M固定グローバル	16,500 円	13,200 円
ビジネスコース 160M	19,800 円	13,200 円
ビジネスコース 160M固定グローバル	25,300 円	13,200 円

2. オプションサービス利用料（月額 / 登録料）

メニュー	料金	登録料
メールアドレス追加	330 円/個	1,100 円
動的グローバル I P アドレス	—	—
固定プライベート I P アドレス	1,100 円	11,000 円
固定グローバル I P アドレス追加	2,200 円	2,200 円
E S E T セキュリティソフトウェア月額版	(1 台ライセンス)	198 円
	(5 台ライセンス)	550 円
無線内蔵モデム ※1 ※2	550 円 ※3	1,100 円
容量追加（メールボックス / ホームページ）	110 円/20M	1,100 円
独自ドメイン名 ※3 ※4	3,300 円	22,000 円
www サーバーホスティングサービス ※3	3,300 円	16,500 円
Ma i l サーバーホスティングサービス ※3	330 円/個	16,500 円

※新規工事時にお申込みの場合は、登録料は無料となります

※1. 一年間の月額利用料となります（2 年目以降は無料）

※2. 無線内蔵モデムは令和 4 年 6 月 30 日で新規受付を終了しました

※3. 法人・学校向け専用のウェブ・メールサーバーホスティングサービスとなります

※4. 独自ドメイン名取得費用などは別途必要となります

3. 工事料（基本工事料・その他工事料）

項目	料金
専用線引込基本工事（当社ケーブル引込線がない場合） ※3	22,000 円
専用線引込基本工事（当社ケーブル引込線がある場合） ※3	11,000 円
インターネット基本工事	11,000 円
新規光バック基本工事（※2）	13,750 円
新規光フルバック基本工事（※2）	17,050 円
I P フォン基本工事（※2）	3,300 円
インターネット移転工事	11,000 円
インターネット移転工事（引込線無し）	22,000 円
標準ブースター設置工事（材料費込）	23,000 円
高出力ブースター設置工事（材料費込）	55,000 円
ケーブル配線工事（材料費込）：1m あたり	600 円
分配器設置工事（材料費込）：1 台あたり	11,000 円
T V 端子取替工事（材料費込）：1 個あたり	4,800 円
電源工事（材料費込）：1 ヶ所あたり	4,400 円

※基本工事以外は別途見積りとなります

※標準移転工事を超える場合は別途工事料を頂きます

※離島地区工事の際は、別途離島工事料 5,500 円及び訪問料 3,300 円が必要となります

※3. テレビ契約を追加される場合は別途 11,000 円が必要となります

4. 契約変更手数料

項目	料金
インターネットオプションサービス解約	1,100 円
インターネットオプションサービス変更	1,100 円
解約	3,300 円

5. 機器損害金

損害金：端末接続装置未償却残高 －（ 端末接続装置原価 － 原価償却累計額 ） × 償却率

※ただし、契約経過年数が1年未満の場合は、これを1年とみなします

ピーぷる光テレビサービス

＜FTTH（光ファイバーを使用したサービス）＞

契 約 約 款

（２０２２年１０月）

株式会社ピーぷる

第 1 節 総則

（約款の適用）

第 1 条 株式会社ぴーぶる（以下「当社」といいます。）は、このぴーぶる光テレビサービス契約約款（別表を含みます。以下「本約款」といいます。）により、当社が設置する有線電気通信設備によるサービス（附帯するサービスを含みます。）を提供します。

（約款の変更）

第 2 条 当社は、本約款を総務大臣に届けた上で、当社とぴーぶる光テレビサービス加入契約（以下「加入契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承諾を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 第 5 項第 3 号に該当する事項の変更を行う場合、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

（用語の定義）

第 3 条 本約款において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
放送サービス	当社が再送信同意を取得した放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む）の同時再送信サービス
本契約	本約款第 8 条により成立した契約
申込者	当社に利用申し込みをする個人または法人
本施設	当社の放送センターから加入者の受信機に至るまでの施設
当社施設	本施設のうち、当社の放送センターから V－ONU までの施設
加入者施設	本施設のうち、V－ONU の出力端子の接続線から受信機に至るまでの施設
V－ONU	当社施設の需要場所側の終端に設置される放送用光受信機
引込施設	クロージャから V－ONU までの施設
受信機	テレビ、録画等の機器
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（ぴーぶる光テレビサービスの提供区域）

第 4 条 当社のぴーぶる光テレビサービス（以下「光テレビサービス」といいます。）は、別記 1 に定める提供区域において提供します。

（当社が提供する放送サービス）

第5条 当社が提供する光テレビサービスは、次のとおりとします。

- （１）地上デジタル放送
放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送およびデータ放送、ラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再放送サービス
- （２）ＢＳデジタル放送およびＣＳデジタル放送
放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送およびデータ放送、ラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再放送サービスで（１）に定める放送を除く
- （３）自主放送
当社による放送サービス

第2節 加入契約

（加入契約の単位）

- 第6条** 加入契約は、引込線1回線ごとに1の契約といたします。ただし、引込線1回線により加入する世帯（同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団）が複数となる場合には、契約の単位を各世帯（事業所、店舗等も同等とする）ごととします。
- 2 引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合には、別途建物代表者との基本契約（以下「建物基本契約」という。）の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

（最低利用期間）

- 第7条** 加入者は、提供開始日から少なくとも1年間継続して利用していただきます。この期間内に契約の解約があった場合は、加入者は、当社の定める期日までに、別表4に定める期間内解約料を、一括して当社に支払うものとします。ただし、当社の責に帰する理由により、サービスを提供できなくなった場合、または、第15条による初期契約の解約の場合は、この限りではありません。

（加入契約の成立と契約の有効期間）

- 第8条** 申込者が、本約款を承認の上、当社所定の方法により申込を行い、当社が申込を承諾したときに、サービスの提供に関する契約が成立するものとします。
- 2 当社は前項の定めに係わらず、次の場合には本契約を承諾しない場合があります。
- （１）加入申込内容に虚偽の届出のあることが判明した場合
 - （２）引込施設及び保持が困難な場合
 - （３）申込者が、第14条（当社が行う光サービス提供の利用停止）及び第17条（当社が行う加入契約の解除）に定める理由により停止または解約を受けたことがあるとき、若しくはその恐れがあるとき
 - （４）申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
 - （５）その他、サービスを提供するうえで当社の業務遂行上、支障がある場合
- 3 申込者は、所有または占有する敷地、家屋または構築物等において、地主、家主その他利害関係人があるときには、本施設の設置、保守、その他本約款の履行のため、当社が敷地、家屋または構築物等を使用することについてあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関しては、申込者が責任を負うものとします。
- 4 契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書類により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。なお、集合共同引込の建物内の加入の場合に、建物基本契約が解約になったときには、第16条第1項の規定にかかわらず加入契約を解約するものとします。

(提供開始日)

第9条 加入申込に基づき、当社が光テレビサービスの工事が完了した日を光テレビサービスの提供を開始した日（以下「提供開始日」といいます。）とします。

(名義変更)

第10条 相続または特に当社が認める場合にのみ、加入者は加入契約を継承する申込者に契約名義を変更申し込みすることが出来るものとします。

- 2 前項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の方法により、当社に申し出るものとします。なお、名義変更時には、身分を証明するものを提示するものとします。
- 3 当社は、前項の申し出について、第8条（加入契約の成立と契約の有効期間）の規定に準じて取り扱います。
- 4 加入契約を継承する申込者は、設置場所の変更、接続調整等が必要になったとき、それらに要するすべての工事費等の費用を負担するものとします。

(契約内容の変更)

第11条 加入者は、光テレビサービス内容の変更を希望する場合は、当社所定の方法により、当社に申し出るものとします。

- 2 当社は、契約内容の変更の申し出があった場合、当社の指定する期日までに受け付けたものについて、当社の指定する期日から変更された内容によって光テレビサービスを提供します。
- 3 第1項の他、加入申込書に記載した事項について変更がある場合は、加入者は、当社所定の方法により、すみやかに当社に申し出るものとします。
- 4 光テレビサービス内容を変更する場合は、別表3に定める工事費等を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに当社に支払うものとします。

(契約者回線等の移転)

第12条 加入者は、光テレビサービス提供区域内において、当社施設の移転を請求することができます。

- 2 前項の場合、加入者は、当社所定の方法により当社に申し出るものとします。
- 3 当社は、前項の申し出について、第8条（加入契約の成立と契約の有効期間）の規定に準じて取り扱います。
- 4 加入者は、別表3に定める工事費等を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに当社に支払うものとします。

第3節 光サービス提供の停止

(加入者が行う光サービス提供の一時休止)

第13条 加入者は、当社が提供する光テレビサービスの利用を一時休止する場合は、当社所定の方法により当社に申し出るものとします。なお、最低利用期間満了前の一時休止はできないものとします。また、一時休止後、特に当社が認める場合を除いては、光テレビサービスの利用を再開された後、1年以内の再一時休止はできないものとします。

- 2 本条の一時休止期間は最長 12 ヶ月とします。
- 3 当社は、一時休止期間満了予定日（予定日が不定の場合は、利用休止期間が 12 ヶ月に達

する月の末日)までに、当社が提供する光テレビサービスの利用を休止した加入者から、サービス利用再開の請求がない場合は、その本契約を解約できるものとします。

- 4 当社は、前項の規定によりその本契約を解約しようとするときは、原則としてあらかじめ加入者に当社の定める方法でそのことを通知します。ただし、加入者と連絡がとれない状態が一定期間継続したときは、この限りではありません。

(当社が行う光サービス提供の利用停止)

第14条 当社は、加入者が次のいずれかに該当し、6ヶ月以内で当社が定める期間(その光テレビサービスの料金、その他の債務(この本約款の規定により、支払いを要することとなった光テレビサービスの料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、光テレビサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 光テレビサービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 第33条(禁止事項)の規定に違反したとき
- (3) 前各号のほか、本契約に違反する行為であって、当社の業務遂行または当社が設置する有線テレビジョン放送設備等に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断したとき

- 2 当社は、前項の規定により光テレビサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を当社の定める方法で加入者に通知します。ただし、第1項3号の規定により光テレビサービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

第4節 加入契約の解除

(初期契約解除)

第15条 放送法その他の法令により初期契約解除制度の適用がある場合、申込者は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内は、書面をもって加入契約の解除(以下、「初期契約解除」といいます。)ができ、その効力は解除する旨の書面を発したときに生じます。

- 2 当社が申込者に対し、初期契約解除制度に関して不実のことを告げたことにより加入者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、申込者が改めて初期契約解除を行うことができる旨を記載して交付した書面(不実告知後書面)を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、加入契約を解除できます。
- 3 当社は申込者に対し、あらかじめ当社が別表1及び別表3に定める額を上限として、契約解除までに提供されたサービスの加入契約料及び既に工事が実施された場合の工事費等を負担していただきます。ただし、キャンペーン等で上記料金が割引されている場合は、上記料金を上限に割引された金額にて負担していただきます。
- 4 加入契約の初期契約解除の時点で、当社が既に金銭等を受領している場合は、当社は、これを申込者に返還します。ただし、当社は、前項に基づき当社が申込者に対し請求できる額を上限として、金銭等を返還しないことができます。

(加入者が行う加入契約の解約)

第16条 加入者は、本契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までに、当社所定の方法により当社に申し出るものとします。

- 2 前項による解約の場合、当社は光テレビサービスの提供を停止し引込施設を撤去します。なお、加入者は、別表3に定める工事費等を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに当社に支払うものとします。ただし、撤去にともない、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合は、加入者は、自己の負担でその復旧工事を

行うものとします。

- 3 解約に際しては、初期費用及び加入の際に申し受けた工事費等は、加入者に返戻いたしません。

（当社が行う加入契約の解除）

第17条 当社は、第14条（当社が行う光サービス提供の利用停止）の規定により光テレビサービスの利用を停止された加入者が、なお、その事実を解消しない場合は、その光テレビサービスを強制解約することができるものとします。なお、強制解約の際、加入者は、当社が契約の強制解約を通知した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金（以下「未納金」という）を支払う義務を負います。

- 2 当社は、加入者が次のいずれかに該当した場合には、前項の規定にかかわらず、光テレビサービスの利用停止をしないでその光テレビサービスを解約できるものとします。

- （1）加入者が第33条（禁止事項）の規定のいずれかに該当する場合、または申込の際に申込事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき
- （2）加入者に対する差押え、または仮差押えの申し立てがあったとき
- （3）加入者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき
- （4）加入者と連絡が取れず、当社が光テレビサービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき
- （5）V－O－N－Uの終端の場所に加入者の居住事実がないとき、若しくは居住地が判明しないとき
- （6）加入者が死亡または解散したことを当社が知ったとき

- 3 当社は、前2項の規定により、その本契約を解約しようとするときは、原則としてあらかじめ加入者にそのことを通知したうえで、引込施設を撤去します。ただし、光テレビサービスに関する当社の業務の遂行または有線テレビジョン放送施設等に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのあるときは、この限りではありません。

- 4 本条による解約の場合、加入者は、別表3に定める工事費等を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに当社に支払うものとします。また、撤去にともない、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合は、加入者は、自己の負担で、その復旧工事を行うものとします。

- 5 解約に際しては、初期費用及び加入の際に申し受けた工事費等は、加入者に返戻いたしません。

第5節 料金等

（基本サービス料）

第18条 加入者は、別表2に定める利用料金を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに、当社に支払うものとします。

- 2 加入者は、利用料金について、提供開始日を含む暦月の翌暦月分から起算して、光テレビサービスの解約があった日を含む暦月までの料金を支払っていただきます。

（注）当社が設定した利用料金には、日本放送協会（以下「NHK」といいます。）の受信料（地上波及び衛星放送波の受信料）は含まれていません。

- 3 加入者は、利用料金をサービス提供月の翌暦月に、当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払うものといたします。

- 4 社会経済情勢の変化に伴い、利用料金を改定することがあります。その場合には、改定の1ヶ月前までに該当の加入者に通知いたします。

（加入契約料）

第19条 加入者は、別表 1 に定める加入契約料を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに当社に支払うものとします。また、工事の実施予定日確定前に本契約の解約があった場合はこの限りではありません。

- 2 工事実施予定日確定後に解約等があった場合は、前項の規定にかかわらず、お客さま解約手数料として別表 1 に定める加入契約料を負担していただきます。

（工事費等）

第20条 加入者は、別表 3 に定める工事費等を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに当社に支払うものとします。また、工事の着手前に本契約の解約またはその工事の取り消し（以下この条では解約 等）があった場合はこの限りではありません。

- 2 工事の着手後完了前に解約等があった場合は、前項の規定にかかわらず、加入者は、その工事に関して解約等のあったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

（遅延損害金）

第21条 加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、その遅延期間につき年14.6%（年365日の日割り計算による）の遅延損害金を、支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとします。

第 6 節 施設等

（施設の設置および費用負担）

第22条 当社は、放送センターから受信機までの本施設のうち、放送センターから光回線終端装置（V－ONU）までの当社施設の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。

- 2 当社のサービス提供に必要な当社施設の設置工事は、当社所定の使用機器、工法等により、当社指定の工事会社が行うものとします。
- 3 加入者は光回線終端装置（V－ONU）の出力端子からテレビ受信機までの加入者施設の設置工事に要する費用を負担し、これを所有するものとします。
- 4 光回線終端装置（V－ONU）の設置場所は需要場所の地点とし、クロージャから最短距離にある場所を基準として、加入者と当社の協議によって定めます。
- 5 加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要した費用を支払うものとします。但し、該当工事の保証期間は工事が完了した日より 1 年間とします。

（設置場所の変更および費用負担）

第23条 加入者は、光テレビサービス提供区域内において技術的に接続が可能な限り、引込施設の設置場所を変更できるものとします。

- 2 前項の場合、加入者は、当社所定の方法により、当社に申し出るものとし、別表 3 に定める金額を当社に支払うものとします。
- 3 加入者は、この変更に必要なすべての工事等の費用（加入者以外の者に生じる費用を含む）を負担するものとします。

（設置場所の提供）

第24条 当社は、引込施設を取り付けするため、必要に応じて、加入者が所有もしくは占有す

る敷地、家屋、構築物等を無償で利用できるものとし、加入者には無償による取り付け場所の提供を承諾していただきます。なお、引込施設に係る電源は加入者が設置するものとし、その電気料金及び消耗品は加入者が負担するものとしします。

- 2 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係者があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとしします。

（施設の所有）

第25条 当社は、当社施設を、加入者は、加入者施設をそれぞれ所有します。

（立入り）

第26条 加入者は、当社、または当社の指定する工事会社が、本施設の敷設、撤去、維持管理、保守等を行うために、加入者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等の立入りについて協力を求めた場合は、これを承諾するものとしします。

（施設の維持管理、保守工事）

第27条 本施設の維持管理は、所有区分によりそれぞれの所有者が行うものとしします。

- 2 当社施設の保守工事は、当社または当社所定の使用機器、工法等により、当社または当社指定の工事会社が行うものとしします。
- 3 加入者は、当社施設の維持管理、保守工事の必要上、当社が提供する光テレビサービスを停止する場合があることを承認いただきます。

（故障）

第28条 当社の指定する工事会社、加入者から当社の提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合は、これを調査し、必要な措置を講ずるものとしします。ただし、加入者の受信機及び加入者施設に起因する受信異常については、この限りではありません。

- 2 加入者は、加入者の受信機及び加入者施設の異常の調査及び修復に要する費用を負担するものとしします。
- 3 加入者は、加入者の故意または過失により、当社施設に故障が生じた場合は、その施設等の修復に要する費用を別表5で定める額を負担するものとしします。

（責任事項）

第29条 当社施設の維持及び管理の責任範囲は、引込施設までとしします。

- 2 加入者は施設の維持・管理の必要上、第1条に定める当社の業務が一時的に停止する事を了承するものとしします。

第7節 雑則

（加入者に係る情報の取扱い）

第30条 当社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）および放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号）に基づくほか、当社が別途掲示する個人情報保護に関する宣言および本約款の規定に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとしします。

- 2 当社は、加入者に関する次の情報を取扱います。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者、提携事業者もしくは特定事業者及

びサービス提供に係る金融機関に提供する場合を含みます。

- (1) 加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先、生年月日に関する事項
 - (2) 契約内容に関する事項
 - (3) 利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実およびその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人および口座番号、その他の料金請求・支払いに関する事項
 - (4) 加入者のテレビ視聴履歴に関する事項
- 3 当社は、前項に記載する加入者の個人情報、次の目的のために利用するものとします。
- (1) 当社のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求、サービスのメンテナンス、アフターサービス業務、変更・解約等に関する諸手続き、番組表等の送付、その他の当社の契約等に係る業務遂行のため
 - (2) 加入者のテレビの視聴履歴や操作に関する記録に関する分析を行い、加入者が支障なく視聴が継続できるように設備の保守等を行うため
 - (3) 上記(1)～(2)のほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため

(放送内容の変更)

第31条 当社は、都合により予告なしに放送内容を変更することがあります。なお、変更によって加入者に生ずる損害の賠償には応じません。

(免責事項)

第32条 当社は、次に掲げる場合については、損害の賠償を負わないものとします。

- (1) 天災、事変、不測の事故、通信衛星の故障、第三者の原因による事故等により当社施設が停止した場合
 - (2) 工事等によるサービス提供の停止及び変更が生じた場合
 - (3) 当社の責に帰さない事由または受信障害により、放送内容の全部または一部に画面症状（画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等をいいます）が発生したとき
- 2 当社は、光テレビサービスの利用により発生した加入者と第三者との間に生じた加入者または第三者の損害、及び光テレビサービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた加入者または第三者の損害に対し、いかなる責任も負いません。

(禁止事項)

第33条 加入者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 引込施設の損壊、改変もしくは増設等の工事
 - (2) 当社が提供する光テレビサービスを第三者へ供給すること
 - (3) 当社の提供する光テレビサービスについて著作権侵害等、法令に反する利用
 - (4) 対価の有無に係わらず、加入者が当社の提供するサービスを公に上映すること、またはその複製物を頒布すること
- 2 加入者は、前項に違反して当社に損害を与えた場合においては、当社は、加入者に対し、損害の賠償を請求することがあります。また、加入者に損害が生じても、当社はその責任を負いません。

(国内法への準拠)

第34条 本約款は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争の解決等については、その債権額に応じて佐賀地方裁判所または佐賀簡易裁判所と第一審の管轄裁判所とします。

(定めなき事項)

第35条 本約款に定めなき事項が生じた場合、当社、加入者は契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

別記

1 ピーぷる光テレビサービスの提供区域

ピーぷる光テレビサービスの提供区域は、次に掲げる区域のうち当社が別に定める区域とします。

市町村の区域
佐賀県唐津市

附則

- 1 本約款は、2022 年 10 月 1 日から実施します。

別表

別表 1 加入契約料

金 額
11,000 円 (税込)

別表 2 基本サービス

(1) 基本サービス料

品 目		単 位	月 額
プラン利用料	地上波プラン ※1	1 契約	2,200 円 (税込)
	地上波・衛星放送プラン ※1 ※2	1 契約	2,200 円 (税込)
	増設 ※3	1 台	330 円 (税込)

※1 前納割引 (6ヵ月前納は0.5ヵ月割引 / 12ヵ月前納は1ヵ月割引)

注意) 滞納期間が3ヵ月を越した場合は、月払 (前納割引解除) に変更するものとします

※2 利用料にはNHK受信料は含まれません

※3 各種施設・病院・寮・ホテル (旅館)・企業などでの視聴の場合は、テレビ設置台数が1台増すごとに上記金額を加算するものとします

※4 月単位で支払う料金についての請求書および領収書の発行は行わないものとします

(2) 休止料

項 目	単 位	月 額
休止料	1 契約	無料

※1 休止料適用時は、別表2 (1) に定める料金の支払いは要しません

※2 休止の申し出を受理したあと、翌月以降の基本サービス料がすでに支払われている場合については、休止した日の属する月の翌月から加入者へ返却するものとします

※3 休止を終了し再開を希望する場合には、当社の指定する方法により当社に申し出るものとします。なお、別表2 (1) に定める料金は、利用再開した日の属する月から支払うものとします

別表 3 工事費等

項 目			単 位	金 額
基本工事費（派遣工事） ※ 1			1 の工事毎に	3,300 円（税込）
新設・変更 に係る工事 費 ※ 2	配線工事費		1 の工事毎に	16,500 円（税込）
	標準ブースター設置工事（材料費込）		1 の工事毎に	23,000 円（税込）
	高出力ブースター設置工事（材料費込）		1 の工事毎に	55,000 円（税込）
	ケーブル配線工事（材料費込:1mあたり）		1 の工事毎に	600 円（税込）
	分配器設置工事（材料費込:1台あたり）		1 の工事毎に	11,000 円（税込）
	ＴＶ端子取替工事（材料費込:1個あたり）		1 の工事毎に	4,800 円（税込）
	電源工事（材料費込:1ヶ所あたり）		1 の工事毎に	4,400 円（税込）
移転に係る 工事費 ※ 3	移転 費用	集合住宅共聴方式	1 の工事毎に	3,300 円（税込）
		上記以外	1 の工事毎に	7,700 円（税込）
		全撤去（引込線撤去）	1 の工事毎に	11,000 円（税込）
解約撤去に 係る工事費	撤去 費用	集合住宅共聴方式	1 の工事毎に	3,300 円（税込）
		上記以外	1 の工事毎に	7,700 円（税込）
		全撤去（引込線撤去）	1 の工事毎に	11,000 円（税込）
移設に係る 工事費	移設 費用	宅内調査費用	1 の工事毎に	5,500 円（税込）
		移設工事費	1 の工事毎に	16,500 円（税込）
手続きに係る手数料		基本プラン変更手数料	1 の手続き毎に	16,500 円（税込）

※ 1 基本工事費は、派遣工事を伴う場合のみ適用となります。なお、当社が別に定めるコンピュータ通信網サービス第 3 種コンピュータ通信網サービスと同時工事の場合は、別表 3 工事費等の基本工事費（派遣工事）の支払いを要しません。ただし、2022 年 7 月 1 日以降に第 3 種コンピュータ通信網サービスの申込みがあり、かつ、第 3 種コンピュータ通信網サービスと同時に本契約の解除をされる場合は、この限りではありません。

※ 2 上記の工事に伴い、V-O-N-U 以降において、配管工事、管路工事、管路引き込み工事又は機器の設置など特別な工事を要する場合、工事費および機器代について実費を支払っていただきます

※ 3 第 12 条（契約者回線等の移転）に定める契約回線等の移転に係る工事費については、新設に係る工事費と解除に係る工事費の双方を適用します

※ 4 第 23 条（設置場所の変更）に定める設置場所の変更に係る工事費については、実費を支払っていただきます

別表 4 期間内解約料

項 目	単 位	月 額
期間内解約料	利用開始月から 12 ヶ月未満	5,500 円（税込）

別表 5 修復・補填費用

項 目	単位	金額
V－ONU等	1 台あたり	18,700 円（税込）
その他付属品	—	実費

別表 6 その他費用

項 目	単位	金額
請求書発行手数料 ※ 1	1 の請求書毎に	330 円（税込）
取消料（工事予定日確定後）	1 の契約毎に	11,000 円（税込）

※ 1 当社が別に定める条件を満たす場合は、請求書発行手数料の支払いを要しません

コンピュータ通信網サービス

契 約 約 款

(2 0 2 2 年 1 0 月)

株式会社ピーぷる

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条** 当社は、このコンピュータ通信網サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりコンピュータ通信網サービスを提供します。
- 2 前項のほか、当社は、コンピュータ通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

- 第2条** 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他のサービスの提供条件は変更後の約款によります。
- 2 当社は、この約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法またはその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- 3 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、当社の指定するホームページに掲示する方法または当社が適切であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

- 第3条** この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 コンピュータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 コンピュータ通信網サービス	コンピュータ通信網を使用して行う電気通信サービス
5 コンピュータ通信網サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりコンピュータ通信網サービスを提供する当社の事業所
6 コンピュータ通信網サービス取扱所	コンピュータ通信網サービスの契約事務を行う当社の事務所
7 取扱所交換設備	コンピュータ通信網サービス取扱所に当社が設置する交換設備（その交換設備に接続される遠隔集線装置を含みます。）
8 第1種契約	当社から第1種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約（短期第1種契約となるものを除きます。）
9 第1種契約者	当社と第1種契約を締結している者
10 短期第1種契約	1年未満の利用期間を指定して当社から第1種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
11 短期第1種契約者	当社と短期第1種契約を締結している者

12 第3種契約	当社から第3種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
13 第3種契約者	当社と第3種契約を締結している者
14 契約者	第1種契約者、短期第1種契約者、第3種契約者
15 契約者回線	第1種契約、短期第1種契約または第3種契約に基づいて、コンピュータ通信網サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所（第1種契約のうちイーサネット方式プラン3およびプラン4に限り当社が指定する場所）との間に設置される電気通信回線
16 収容コンピュータ通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているコンピュータ通信網サービス取扱所
17 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービスなど（以下「JPRSなど」といいます。）によって割り当てられる組織を示す名称
18 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
19 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（1984年法律第86号。以下「事業法」といいます）第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
20 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
21 特定協定事業者	協定事業者のうち別記15に定める事業者
22 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
23 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) インターネット接続事業者との相互接続点 (3) その他当社が必要により設置する電気通信設備
24 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
25 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
26 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
27 収容区域	一のコンピュータ通信網サービス取扱所に契約者回線を収容する区域で当社が別に定めるもの
28 加入区域	一のコンピュータ通信網サービス取扱所の収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでコンピュータ通信網サービスを提供する区域で当社が別に定めるもの
29 区域外	一のコンピュータ通信網サービス取扱所の収容区域のうち加入区域以外のもの
30 技術基準等	端末設備等規則（1985年郵政省令第31号）及び専用回線端末等の接続の技術的条件
31 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置

32 消費税相当額	消費税法（1988年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（1950年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
33 特定データセンター	当社が指定するデータセンター
34 引込柱	契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱など
35 引込線	契約者回線のうち、引込柱から当社が提供する端末設備までの間の線路

第2章 コンピュータ通信網サービスの種類等

（コンピュータ通信網サービスの種類）

第4条 コンピュータ通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種コンピュータ通信網サービス（インターネットアクセス）	契約者回線を設置して提供するコンピュータ通信網サービス
第3種コンピュータ通信網サービス（ぴ〜ぶる光）	契約者回線を設置して提供するコンピュータ通信網サービスであって、第1種コンピュータ通信網サービス以外のもの

（第1種コンピュータ通信網サービスの品目）

第5条 第1種コンピュータ通信網サービスには、料金表第1表（料金）に規定する品目があります。

第3章 コンピュータ通信網サービスの提供区域等

（コンピュータ通信網サービスの提供区域等）

第6条 当社のコンピュータ通信網サービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

第4章 契約

第1節 第1種コンピュータ通信網サービス（インターネットアクセス）に係る契約

（第1種契約の種別）

第7条 第1種コンピュータ通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 第1種契約
- (2) 短期第1種契約

(第1種契約の単位)

第8条 当社は、契約者回線1回線ごとに一の第1種契約を締結します。

(共同第1種契約)

第9条 当社は、一の第1種契約について契約者が2人以上となる第1種契約（以下「共同第1種契約」といいます。）を締結します。

(契約者回線の終端)

第10条 当社は、第1種契約者が指定した場所（ただしイーサネット方式プラン3およびプラン4に限っては当社が指定した場所とする）内の建物または工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて堅固に施設できる地点に保安器、配線盤または回線接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、第1種契約者と協議します。

(収容区域及び加入区域)

第11条 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所においてその収容区域および加入区域を閲覧に供します。

(第1種契約申込の方法)

第12条 第1種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第1種コンピュータ通信網サービスの品目
- (2) 契約者回線の終端の場所（ただし、イーサネット方式プラン3およびプラン4を除く）
- (3) その他第1種コンピュータ通信網契約申込の内容を特定するための事項

(第1種契約申込の承諾)

第13条 当社は、第1種契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、短期第1種契約の申込みがあつた場合は、申込みのあつた短期第1種契約に係る契約者回線を設置するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その短期第1種契約の申込みを承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあつた契約者回線を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第1種契約の申込みをした者が第1種コンピュータ通信網サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第14条 第1種コンピュータ通信網サービスについては、短期第1種契約に係るもの及び異経路によるものを除いて、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第1種契約者は、前項の最低利用期間内に第1種契約の解除または第1種コンピュー

タ通信網サービスの品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

（品目の変更）

第15条 第1種契約者は、第1種コンピュータ通信網サービスの品目及び通信または保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（第1種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の移転）

第16条 契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（第1種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の異経路）

第17条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、第1種契約者（短期第1種契約者を除きます。）の請求に基づき、その契約者回線を通常の間路以外の当社が指定する間路（以下「異間路」といいます。）により設置します。

（契約者回線の利用の一時中断）

第18条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（その他の契約内容の変更）

第19条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、第12条（第1種契約申込の方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第13条（第1種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第1種契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第20条 第1種契約者が第1種契約に基づいて第1種コンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（第1種契約者が行う第1種契約の解除）

第21条 第1種契約者は、第1種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめコンピュータ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行う第1種契約の解除）

第22条 当社は、第37条（利用停止）の規定により第1種コンピュータ通信網サービスの利用を停止された第1種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第1種契約を解除することがあります。

2 当社は、第1種契約者が第37条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1種コンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその第1種契約を

解除することがあります。

- 3 当社は、前2項の規定により、その第1種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第23条 第1種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第2節 第3種コンピュータ通信網サービス（ぴ〜ぷる光）に係る契約

(第3種契約の単位)

第24条 当社は、契約者回線1回線ごとに一の第3種契約を締結します。この場合、第3種契約者は、1の第3種契約につき1人に限ります。

(第3種契約申込の方法)

第25条 第3種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 契約者回線の終端の場所

(2) その他第3種コンピュータ通信網契約申込の内容を特定するための事項

(第3種契約申込の承諾)

第26条 当社は、第3種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合にはその第3種契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第3種契約の申込をした者が、過去に第27条の4（当社が行う第3種契約の解除）に定める理由により解除されたことがあるとき、または過去に第37条（利用停止）に定める理由により利用停止を受けたことがあるとき、若しくはその恐れがあるとき。

(2) 申込の際に申告事項に虚偽の記載があったとき。

(3) 第3種コンピュータ通信網サービスを提供することが技術的その他の理由により困難なとき。

(4) 契約の申込をした者と連絡が取れず、当社が第3種コンピュータ通信網サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。

(5) 契約者回線の終端の場所に、契約の申込をした者の居住事実がないとき、若しくは居住地が判明しないとき。

(6) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(7) その他当社が適当でないと判断したとき。

(最低利用期間)

第27条 第3種コンピュータ通信網サービスについては、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、第3種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から含む月から起算して24ヵ月間とします。

- 3 前2項の最低利用期間には、第3種コンピュータ通信網サービスの利用休止期間は含まないものとします。

- 4 第3種契約者は、前3項の最低利用期間内に第3種契約の解除があった場合は、当社が

定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

ただし、第 27 条の 5（第 3 種コンピュータ通信網サービスの提供ができなかった場合の措置）第 1 項の規定により第 3 種コンピュータ通信網サービス契約が解除になるときは、この限りではありません。

（第 3 種コンピュータ通信網サービスの利用の休止）

第27条の2 当社は、第 3 種契約者から請求があったときは、第 3 種コンピュータ通信網サービスの利用の休止（付加機能の設定は他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。なお、利用休止期間は、利用を休止した日を含む料金月の翌料金月から起算して最長 12 ヶ月間とします。

2 第 3 種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む月から起算して 12 ヶ月間は、本条項の適用は行いません。

3 第 3 種コンピュータ通信網サービスの利用を再開された後、再開した日を含む料金月の翌料金月から 12 ヶ月間は、当該利用休止の期間如何に関わらず、その運用を行いません。

4 当社は、利用休止期間満了予定日（予定日が不定の場合は、利用休止期間が 12 ヶ月に達する月の末日）までに、第 3 種コンピュータ通信網サービスの利用を休止した第 3 種契約者から、サービス利用再開の請求がない場合は、その第 3 種契約を解除できるものとします。

5 当社は、前 4 項の規定により、その第 3 種契約を解除しようとするときは、原則としてあらかじめ第 3 種契約者に当社の定める方法でそのことを通知します。ただし、第 3 種契約者と連絡が取れない状態が、一定期間継続したときは、この限りではありません。

（第 3 種契約者が行う第 3 種契約の解除）

第27条の3 第 3 種契約者は、第 3 種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめコンピュータ通信網サービス取扱所に当社が定める方法により通知していただきます。

（当社が行う第 3 種契約の解除）

第27条の4 当社は、第37条（利用停止）の規定により第 3 種コンピュータ通信網サービスの利用を停止された第 3 種契約者が、なお、その事実を解消しない場合は、その第 3 種契約を解除することがあります。

2 当社は、第 3 種契約者が次のいずれか該当した場合には、前項の規定にかかわらず、第 3 種コンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその第 3 種契約を解除できるものとします。

(1) 第 3 種契約者が第37条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合、または申込の際に申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。

(2) 第 3 種契約者に対する差押え、または仮差押えの申し立てがあったとき。

(3) 第 3 種契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき。

(4) 第 3 種契約者と連絡が取れず、当社が第 3 種コンピュータ通信網サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。

(5) 第 3 種契約者回線の終端の場所に第 3 種契約者の居住事実がないとき、若しくは居住地が判明しないとき。

(6) 第 3 種契約者が死亡または解散したことを当社が知ったとき

3 当社は、前 2 項の規定により、その第 3 種契約を解除しようとするときは、原則として

あらかじめ第3種契約者にそのことを通知します。ただし、第3種コンピュータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのあるときは、この限りではありません。

（第3種コンピュータ通信網サービスの提供ができなかった場合の措置）

第27条の5 当社は、当社及び第3種契約者の責によらない理由により第3種コンピュータ通信網サービスの提供ができなかった場合は、第3種契約者からその第3種コンピュータ通信網サービスの利用の一時中断の請求があった時を除き、第3種コンピュータ通信網サービス契約を解除することがあります。

2 当社は、前項の規定により、第3種コンピュータ通信網サービス契約を解除しようとするときはあらかじめ第3種契約者に通知します。

（品目等の変更）

第27条の6 第3種契約者は、当社が別に定めるところにより第3種コンピュータ通信網サービスの品目または細目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第26条（第3種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（電子メールの利用）

第27条の7 第3種契約者は、電子メールの利用の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があった場合は、料金表第1表（料金）に定めるところにより取り扱います。

（その他の提供条件）

第28条 契約者回線の終端、收容区域及び加入区域、契約者回線の移転、その他の契約内容の変更及び権利の譲渡の禁止に関する取り扱いについては、第1種コンピュータ通信網サービスの場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第3種契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

第5章 付加機能

（付加機能の提供）

第29条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

（付加機能の利用の一時中断）

第30条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第6章 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第31条 当社は、第1種契約者または第3種契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

（端末設備の移転）

第32条 当社は、第1種契約者または第3種契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

（端末設備の利用の一時中断）

第33条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることを行います。以下同じとします。）を行います。

第7章 回線相互接続

（当社または他社の電気通信回線の接続）

第34条 第1種契約者は、その契約者回線の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社または当社以外の第1種電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称、その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されている時を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

（相互接続点の所在場所の変更）

第35条 当社は、相互接続協定に基づき、コンピュータ通信網サービスに係る相互接続点の所在場所を変更することがあります。

第8章 利用中止及び利用停止

（利用中止）

第36条 当社は、次の場合には、コンピュータ通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 第35条（相互接続点の所在場所の変更）の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (3) 第38条（通信利用の制限）の規定により、通信の利用を中止するとき。

- 2 当社は、前項の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第37条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヵ月以内に当社が定める期間（そのコンピュータ通信網サービスの料金及びその他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったコンピュータ通信網サービスの料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務、及び当社と提携する事業者（以下 提携事業者）が有する契約者への債権について、契約者が提携事業者から当社に譲り渡すことを事前に承諾した債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのコンピュータ通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第55条（利用に係る契約者の義務）または第55条の2（契約者以外の者の利用に係る義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備または自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を当社の定める方法で契約者に通知します。
- ただし、契約者が第55条第1項の各号の規定に違反したときであって、コンピュータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。
- 3 当社は、当社と複数のコンピュータ通信網契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、そのすべてのコンピュータ通信網契約に係るコンピュータ通信網サービスの利用を停止することがあります。
- 4 契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割り当てを行ったメールアドレスを利用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、その契約者の電子メールの転送を継続して行うことについてコンピュータ通信網サービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、その契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

第9章 通信

(通信利用の制限等)

第38条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。）以外の通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国または地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき、またはその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、第3種契約者（ただしオフィスタイプの契約者を除く）が次表に定める当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、第3種コンピュータ通信網サービスの利用を制限することがあります。

コース	対象トラフィック	基準データ容量
1ギガコース	上り下り双方向	220GB/日

- 4 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像などを掲載するWebサイト（児童ポルノアドレスリストに基づきます。）について、契約者が当該Webサイトを閲覧する場合に、事前に通知することなく、当該Webサイトの閲覧を制限する場合があります。
- 5 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- （注）前項に規定する閲覧できない状況に置くとは、児童ポルノ画像などを閲覧できなくするように、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。
- （注）前項に規定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体とは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会とします。また、児童ポルノアドレスリストとは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストとします。
- 6 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワークまたは電磁的方式

で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信（当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。）により行われるサイバー攻撃をいう。以下同じ。）のおそれへの対処を求める通知等に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

- 7 当社は、当社または契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合に、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処を求めるために、当社設備で必要な範囲において検知した通信（IPアドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を当該電気通信事業者に提供することを電気通信事業法に定める認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（以下この条において「認定協会」という。）に委託することがあります。
- 8 当社または契約者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合に、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、当社設備で必要な範囲において通信（IPアドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を検知し、これを認定協会に提供することがあります。
- 9 第7項及び8項の認定協会への委託または提供については、当社は契約者から個別かつ明確に同意を得られた場合に限り実施するものとします。
- 10 当社は、本条の規定による措置を実施する場合において、契約者の利用するサービスの完全性及び可用性を保証するものではありません。本条の規定による当社が行う見地及び情報の提供等により、契約者の通信の利用に不利益が生じた場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

（接続通信時間の測定等）

第39条 ダイヤルアップ回線からアクセスポイントへの接続時間（以下「接続通信時間」といいます。）の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

（情報量の測定等）

第39条の2 情報量の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

- 第40条** 当社が提供するコンピュータ通信網サービスの料金は、料金表第1表（料金）に定めるところによります。
- 2 当社が提供するコンピュータ通信網サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料等の支払義務)

第41条 第1種契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線、付加機能または端末設備の提供を開始した日から起算して、契約の解除または付加機能若しくは端末設備の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、当社が提供する第1種コンピュータ通信網サービスの態様に応じて料金表第1表（料金）に規定する第1種契約に係る料金（以下「定額利用料等」といいます。）を支払っていただきます。

ただし、協定事業者の提供するインターネット接続サービスの契約に基づき、当社の第1種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるために契約を締結したものは定額利用料等の支払いを要しません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、第1種契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。
- (2) 利用停止があったときは、第1種契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。
- (3) 前2号の規定によるほか、第1種契約者は、次の表に規定する場合を除いて、第1種コンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 第1種契約者の責めによらない理由により、その第1種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその第1種コンピュータ通信網サービスについての料金
2 移転に伴って、第1種コンピュータ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（第1種契約者の都合により第1種コンピュータ通信網サービスを利用しなかった場合であって、その契約者回線を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその第1種コンピュータ通信網サービスについての料金

第41条の2 第3種契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（端末設備については、その提供を開始した日）を含む暦月の翌暦月から起算して、契約の解除があった日（端末設備の廃止についてはその廃止があった日）を含む暦月までの期間（付加機能については、その提供を開始した日を含む暦月から起算してその廃止があつ

た日を含む暦月までの期間）（提供を開始した暦月と解除または廃止のあった暦月が同一の月である場合は、1月間とします。)) について、料金表に規定する第3種契約に係る料金を支払っていただきます。

- 2 前項の期間において、第3種コンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料等の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、第3種契約者はその期間中の料金を支払っていただきます。
(2) 前2号の規定によるほか、第3種契約者は、次の表に規定する場合を除いて、第3種コンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 第3種契約者の責めによらない理由により、その第3種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその第3種コンピュータ通信網サービス（端末設備に係る料金は除きます。）についての料金
2 移転に伴って、第3種コンピュータ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（第3種契約者の都合により第3種コンピュータ通信網サービスを利用しなかった場合であって、その契約者回線を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日を含む料金月の翌料金月から起算して、利用できるようになった日を含む料金月までの期間に対応するその第3種コンピュータ通信網サービスについての料金（料金表第1表（料金）に規定するモバイル通信端末を提供した場合の料金は除きます。）

- 3 前2項に定めるほか、当社が別に定める第3種契約者は、その契約者回線と契約者回線等または相互接続点との間において行われた通信（その第3種契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が測定した情報量と料金表第1表（料金）の規定とに基づいて算定した利用料金の支払いを要します。

- 4 当社が別に定める第3種契約者は、前項に規定する利用料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第3種契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（注）本条第3項及び第4項に規定する当社が別に定める第3種契約者は、料金表第1表（料金）に定める提供の形態による細目がプラン2のものに係る第3種契約者としてします。

（手続きに関する料金の支払い義務）

- 5 第3種契約者は、第3種コンピュータ通信網サービスに係る契約の申込みをし、その承諾を受け、当社が契約者回線を提供したとき、または手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）に規定する、手続きに関する料金を支払っていただきます。

(工事費の支払義務)

第42条 契約者は、契約の申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、料金表第4表第1（工事着手後完了前における解除料）に規定する解除料を支払っていただきます。ただし、契約者が契約書面を受領した日（契約書面が封入された信書が郵便受けに配達されるなど契約者が契約書面を了知できる状態になった日）から8日以内に書面による契約の解除を行った場合は、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。

(線路設置費の支払義務)

第43条 契約者（第1種契約者または第3種契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、次条第1項第1号の規定により設備費の支払いを要することとなる場合を除いて、次の場合には、料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社はその線路設置費をお返しします。

(1) 契約者回線の終端が区域外となる契約申込をし、その承諾を受けたとき。

(2) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

(3) 短期第1種契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における契約者回線及び短期第1種契約の契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第44条 契約者（第1種契約者または第3種契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、次の場合には、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合には、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社はその設備費をお返しします。

(1) 異経路の請求をし、その承諾を受けたとき。

(2) 現在設置されている通常の電気通信設備以外の特別な電気通信設備の新設を要する申込みをし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（前項各号に掲げる異経路によ

る契約者回線及び特別な電気通信設備の新設の工事に限ります。)の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算方法等)

第45条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第46条 共同第1種契約を締結している各第1種契約者は、第1種契約者が支払わなければならない料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第47条 契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第48条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第11章 保守

(契約者の維持責任)

第49条 契約者(第1種契約者または第3種契約者に限ります。以下この条において同じとします。)は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第50条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備または自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、自営端末設備ま

たは自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、コンピュータ通信網サービス取扱局において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理または復旧の順位)

第51条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第38条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順 位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、故障または滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容するコンピュータ通信網サービス取扱局またはアクセスポイントの場所を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第52条 当社は、コンピュータ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに

帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者が特定協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合またはそのコンピュータ通信網サービスがDSL回線の区間（特定協定事業者の区間に限ります。）においてDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、コンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、対応するコンピュータ通信網通信サービスに係る料金額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表（料金）に規定する第1種契約に係る料金

(2) 料金表第1表（料金）に規定する第3種契約に係る料金（端末設備に係る料金は除きます。）

- 3 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失によりコンピュータ通信網サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

（注）本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用に関する料金とします。

（注）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当っては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第53条 当社は、第1種コンピュータ通信網サービスまたは第3種コンピュータ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、第1種契約者または第3種契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、コンピュータ通信端末等の接続の技術的条件に関する規則（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

（承諾の限界）

第54条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第55条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が契約（第1種契約または第3種契約とします。以下この項において同じとします。）に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が第1種契約または第3種契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (3) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (4) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (5) 違法に、または公序良俗に反する態様で、コンピュータ通信網サービスを利用しないこと。なお、別記16に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。
 - (6) 当社の承諾を得ることなく、コンピュータ通信網サービスを利用している場所から、端末設備、自営端末設備、自営電気通信設備またはその他回線を設置し、もしくは不正アクセス行為を助長するなどの行為を行うことにより、コンピュータ通信網サービス契約者の居住する住居の外に居住する者が、コンピュータ通信網サービスを利用できる状態としないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等について、料金表第4表第2（電気通信設備を亡失、またはき損したときの賠償金）に規定する料金を支払っていただきます。

(契約者以外の者の利用に係る義務)

第55条の2 契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、第55条（利用に係る契約者の義務）のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、第55条（利用に係る契約者の義務）の規定の適用について、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、当社が次に定めるこの約款の規定について、その契約者回線等に接続する端末設備、自営端末設備または自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
 - ア 第49条（契約者の維持責任）
 - イ 第50条（契約者の切分責任）
 - ウ 別記5（自営端末設備の接続）
 - エ 別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
 - オ 別記7（自営電気通信設備の接続）
 - カ 別記8（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

(サービスの提供範囲)

第56条 当社は、この約款の規定によるコンピュータ通信網サービスを本邦内に限り提供します。

- 2 当社が提供するコンピュータ通信網サービスの範囲は、相互接続点までとします。この

場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

- 3 コンピュータ通信網契約の申込みの承諾を受けた者は、別記12のインターネット接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなるインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、この契約に基づき料金を請求することを承認していただきます。

（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第57条 コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

- 2 当社は、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において、コンピュータ通信網サービスを利用するうえで参考となる別記14の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（法令に規定する事項）

第58条 コンピュータ通信網サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定める事項については、別記5から9に定めるところによります。

（契約者情報の取扱い）

第59条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所または請求書の送付先、コンピュータ通信網サービスの提供先の設備または工事に関する情報、契約者の顧客情報等の情報を、当社または協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社の約款または協定事業者の約款の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、コンピュータ通信網サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

（閲覧）

第60条 この約款において、当社が別に定めるところとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

（附帯サービス）

第61条 コンピュータ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から11に定めるところによります。

別記

1 コンピュータ通信網サービスの提供区域等

当社のコンピュータ通信網サービスは、次に掲げる区域におけるダイヤルアップ回線等（ダイヤルアップ回線、DSL回線、アクセスポイント、相互接続点（インターネット接続事業者との相互接続点を含みます。）及びその他当社が必要により設置する電気通信する設備をいいます。以下同じとします。）との間において提供します。

市町村の区域
佐賀県唐津市

ただし、第3種コンピュータ通信網サービスは、当社が別に定める区域において提供します。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続または法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があった時は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人または分割により設立された法人は、これを証明する書面を添えて、すみやかにコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を継承した者が2人以上ある時は、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した時も同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を継承した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称または住所若しくは居所、その他コンピュータ通信網サービス契約に必要な事項について変更があった時は、そのことをすみやかにコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示して頂くことがあります。
- (3) 前項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

4 契約者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が契約者回線を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。ただし、契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、契約者回線の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社がコンピュータ通信網サービス契約に基づき設置する端末設備その他電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用する事を希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。）

の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社指定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- (5) 契約者は、工事担任者規則（1985年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取り外していただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（1985年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 IPアドレスまたはドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）にそのコンピュータ通信網サービス契約に係るIPアドレスの割当て若しくは返却またはドメイン名の割当て若しくは返却、日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）にそのコンピュータ通信網契約に係るドメイン名（JPRSによって割り当てられるものに限ります。以下10において同じとします。）の割当て、変更、移転若しくは廃止またはJPNIC若しくはJPRSにそのコンピュータ通信網契約に係るJPNICデータベース（IPアドレスまたはドメイン名の利用にあたりJPNICまたはJPRSに登録される情報をいいます。以下同じとします。）の登録若しくは変更の申請手続き等を行います。この場合、契約者は、JPNICまたはJPRSに対して支払いを要することとなる金額について当社が代行弁済することを承諾していただきます。
- (2) (1)の場合、契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料を支払っていただきます。
- (3) 契約者は、ドメイン名（そのコンピュータ通信網サービス契約に係るもの（当社が別に定めるものを除きます。））に限ります。以下10において同じとします。）を利用して、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金を支払っていただきます。
- (4) 契約者は、ドメイン名を利用している場合において、コンピュータ通信網サービス契約の解除があったときは、そのドメイン名について、速やかに指定事業者（JPRSに対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、JPRSが定めるものをいいます。以下10において同じとします。）の変更またはドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。
- (5) (4)の場合において、一定期間経過後もなお指定事業者の変更またはドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名について、次の申請手続きを行います。
- ア イ以外の場合
- JPRSを指定事業者とみなしてJPRSへの指定事業者の変更の申請手続きを行います。この場合、変更後のドメイン名に関する取扱いについては、JPRSの定めるところによります。
- イ そのドメイン名に係る(3)の規定する料金の支払いが行われていない場合
- ドメイン名の廃止の申請手続きを行います。
- (6) 当社が割り当てるIPアドレスについては、当社のネットワーク設備の都合上、変更させていただく場合がございます。この場合、自営端末設備などの設定変更に伴う費

用につきましては、当社は一切負担いたしません。

11 協定事業者のコンピュータ通信網サービスに関する手続きの代行

当社は、コンピュータ通信網サービスに係る契約の申込みをする者または契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）のコンピュータ通信網サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

12 インターネット接続事業者

株式会社インターネットイニシアティブ
B B I X株式会社
K D D I 株式会社
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
ソフトバンク株式会社
日本インターネットエクスチェンジ株式会社
インターネットマルチフィード株式会社
K T
T e l s t r a
T A T A
C o g e n t

13 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（1950年法律131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

14 技術資料の項目

自営端末設備または自営電気通信設備に係る接続条件
(1) 物理的条件
(2) 電気的条件
(3) 論理的条件

15 特定協定事業者

西日本電信電話株式会社

16 コンピュータ通信網サービスにおける禁止事項

契約者はコンピュータ通信網サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものと

します。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、またはその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) （詐欺、業務妨害等の）犯罪行為またはこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれのある行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- (6) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、または掲載する行為
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (8) コンピュータ通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (9) 他人になりすましてコンピュータ通信網サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (11) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為及びボイスモードに係る通信をする行為
- (12) 本人の同意を得ること無く、他人が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある電子メールを送信する行為及びボイスモードに係る通信をする行為
- (13) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、または与えるおそれのある行為
- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (15) 公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
- (16) ボイスモードの利用において、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそを生じさせるおそれがある行為

17 広告情報などの提供、調査に係る承諾

契約者は、当社が当社または当社の提携先等の提供する商品・サービス等に関する情報提供（広告・宣伝を含みます。）、アンケート調査等を行うために電子メール等を送付することに承諾していただきます。なお、契約者は、当社に申し出ることにより、この電子メール等の送付を中止、または再開することができます。

料金表

通 則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者が契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（第3種契約に係る定額利用料、情報量に応じた加算料、加算額及び付加機能使用料を除きます。以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線、端末設備または付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除、端末設備または付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 前各号の場合を除いて、暦月の初日以外の日にコンピュータ通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加または減少したとき。（この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。）
 - (4) 第41条（定額利用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (5) 暦月の初日に契約者回線、端末設備または付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除または端末設備若しくは付加機能の廃止があったとき。
- 3 利用料の基本額及び第3種契約に係る定額利用料及び情報量に応じた加算料については日割しません。ただし、第41条の2（定額利用料等の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するときは、利用料の基本額をその利用日数に応じて日割します。
- 4 2の規定による月額料金の日割及び3の規定による利用料の基本額の日割は、暦日数により行います。この場合、第41条第2項の表の1欄及び第54条第2項の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6の規定に係わらず、契約者の承諾を得て、2ヵ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、料金または工事に関する費用について、契約者の要請があった時は、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりする事があります。

(消費税相当額の加算)

- 10 第41条（定額利用料等の支払義務）から第44条（設備費の支払義務）までの規定等により料金表に定める料金支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）により計算した額とは差が生じる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

第1表 料金

第1 第1種契約に係るもの（インターネットアクセス）

1 適用

区 分	内 容
(1) 契約者回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用	ア その契約者回線が収容されているコンピュータ通信網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路に係る加算額を適用します（短期コンピュータ通信網契約を除く。） イ 加入区域の設定・変更、契約者回線数の変更等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。 ウ その契約者回線が異経路（(3)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。
(2) 短期第1種契約の料金の適用	短期第1種契約のために新設した線路については、区域外線路に係る加算額を適用します。
(3) 契約者回線が異経路となる場合の料金の適用	契約者回線が異経路となる場合の加算額は、契約者回線のうち、その収容コンピュータ通信網サービス取扱所が所在する収容区域を越える地点から引込柱までの線路について適用します。
(4) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障または滅失した契約者回線の修理または復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の経路において修理または復旧したものとみなして適用します。
(5) 収容区域及び加入区域の設定	ア 当社は、コンピュータ通信網サービス取扱局に契約者回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別な料金（線路設備費及び線路に関する

	加算額)の支払いを必要としないでコンピュータ通信網サービスを提供する区域(以下「加入区域」といいます。)を定めます。(短期コンピュータ通信網契約を除く。) イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮します。																												
(6) 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第1種コンピュータ通信網サービスの品目を定めます。 <table><tr><th colspan="2">品 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td rowspan="12">イーサネット方式のもの</td><td>10Mb/s</td><td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>20Mb/s</td><td>20Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>30Mb/s</td><td>30Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>40Mb/s</td><td>40Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>50Mb/s</td><td>50Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>60Mb/s</td><td>60Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>70Mb/s</td><td>70Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>80Mb/s</td><td>80Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>90Mb/s</td><td>90Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>100Mb/s</td><td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>1Gb/s</td><td>1Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>10Gb/s</td><td>10Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr></table> 備 考 1 第1種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等(契約者回線、アクセスポイント、相互接続点(インターネット接続事業者との相互接続点を含みます。)及びその他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)との間で行なうことができます。この場合において、当社は相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。 2 当社は、品目の変更についてイーサネット方式のものの品目相互間に限り提供します。 3 イーサネット方式とは、その終端におけるインタフェース種別がイーサネット対応のものである電気通信回線を設置して提供する方式をいいます。 4 イーサネット方式のものについては、契約者回線においてふくそうが発生していない場合に上記に規定する符号伝送が可能なものとします。	品 目		内 容	イーサネット方式のもの	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Gb/s	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	10Gb/s	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目		内 容																											
イーサネット方式のもの	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																											
	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの																											
	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの																											
	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの																											
	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの																											
	60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの																											
	70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの																											
	80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの																											
	90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの																											
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																											
	1Gb/s	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの																											
	10Gb/s	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの																											

(7) 細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりサービスクラスの区別による細目を定めます。 イーサネット方式のものに係る区別 (ア) 経路選択の方式による区別 <table><tr><th>区分</th><th>経路選択方式</th><th>契約社回線の終端の場所</th></tr><tr><td>プラン 1</td><td>方式を問わないもの</td><td>申込者が指定する場所</td></tr><tr><td>プラン 2</td><td>静的経路選択を行うもの</td><td>申込者が指定する場所</td></tr><tr><td>プラン 3</td><td>動的経路選択を行うもの</td><td>当社が指定する場所であつ JPNAP 福岡と接続可能な場所</td></tr><tr><td>プラン 4</td><td>動的経路選択を行うもの</td><td>当社が指定する場所であつ BBIX 福岡センターと接続可能な場所</td></tr></table>	区分	経路選択方式	契約社回線の終端の場所	プラン 1	方式を問わないもの	申込者が指定する場所	プラン 2	静的経路選択を行うもの	申込者が指定する場所	プラン 3	動的経路選択を行うもの	当社が指定する場所であつ JPNAP 福岡と接続可能な場所	プラン 4	動的経路選択を行うもの	当社が指定する場所であつ BBIX 福岡センターと接続可能な場所
区分	経路選択方式	契約社回線の終端の場所														
プラン 1	方式を問わないもの	申込者が指定する場所														
プラン 2	静的経路選択を行うもの	申込者が指定する場所														
プラン 3	動的経路選択を行うもの	当社が指定する場所であつ JPNAP 福岡と接続可能な場所														
プラン 4	動的経路選択を行うもの	当社が指定する場所であつ BBIX 福岡センターと接続可能な場所														
(8) 最低利用期間内に第 1 種契約の解除等があった場合の料金の適用	ア 第 1 種コンピュータ通信網サービスについては、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。 イ 第 1 種契約者は、前項の最低利用期間内に第 1 種契約の解除があった場合は、第 41 条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（定額利用料とします。以下この条において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。 ウ 第 1 種契約者は、最低利用期間内に第 1 種コンピュータ通信網サービスの品目または細目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。 エ ウの場合に、品目または細目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設または第 1 種契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。															
(9) 特別電気通信設備の加算額の適用	その契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。															
(10) 回線接続装置の加算額の適用	当社が回線接続装置を提供した場合に、回線接続装置の加算額を適用します。															
(11) 配線設備の加算額の適用	当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します。 ア 契約者回線の終端から 1 のジャックまたはローゼット（ジャックまたはローゼットが設置されない場合は、自営端末設備とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 イ 1 のジャックまたはローゼットから他のジャックまたはローゼットまでの間の配線															
(12) 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用	付加機能を提供した場合には、2（料金額）に規定する付加機能使用料を適用します。															

2 料金額

(1) 定額利用料

① イーサネット方式のもの…………… 月額料金表 1

(2) 加算額

料金種別	単位	区 分	月額料金	
			第 1 種契約	短期第 1 種契約
ア 区域外線路使用料	線 路 100m ま ご と に	メタル配線	900円 (税込額 990円)	1,350円 (税込額 1,485円)
		光配線	1,600円 (税込額 1,760円)	2,400円 (税込額 2,640円)
イ 異経路の線路使用料	—— —	——	別に算定する実費	
ウ 回線終端装置使用料	1 台 ご と に	イーサネット方式でかつ100Mb/sまでのもの	7,000円 (税込額 7,700円)	10,500円 (税込額 11,550円)
		イーサネット方式でかつ200Mb/s以上のもの	60,000円 (税込額 66,000円)	90,000円 (税込額 99,000円)
エ 配線設備使用料	1 配 線 ご と に	削除	60円 (税込額 66円)	90円 (税込額 99円)
		光配線	2,000円 (税込額 2,200円)	3,000円 (税込額 3,300円)
オ 特別電気通信設備使用料	—— —	——	別に算定する実費	
カ DNS機能使用料	1 契 約 ご と に *2	プライマリ型*1	2,000円 (税込額 2,200円)	
		セカンダリ型	0円	
キ 回線使用料(従量)	別に算定する費用			

*1 プライマリ型提供時はセカンダリ型を標準提供する

*2 1 契約は、正引き・逆引き・権限移譲それぞれにおける 1 つのゾーンを 1 契約とする

第2 第3種契約に係るもの（ぴ〜ぶる光）

1 適用

区 分	内 容												
(1) 品目及び細目に係る料金の適用	当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。 <table><tr><th colspan="2">品 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>1Gb/s</td><td>1 ギガコース</td><td>契約者回線を使用して最大1Gbit/sの通信ができるもの</td></tr></table> 備考 1 第3種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行なうことができます。この場合において、当社は相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。 2 第3種コンピュータ通信網サービスは、コンピュータ通信網サービス取扱局の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（1948年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時50分までの時間をいいます。以下同じとします。）外に、その契約者回線（第3種契約のものに限りします。）について修理または復旧を受けたときに、その受け付け時刻以降の直近の営業時間においてその修理または復旧を行います。 3 契約者は、品目の変更を請求することができます。この場合において、変更後の利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。 第3種コンピュータ通信網サービスには提供の形態による区別があります。 <table><tr><th>区 別</th><th>内 容</th></tr><tr><td>ホームタイプ</td><td>契約者回線（第3種契約に限りします。）に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限りします。）の数が最大5までのもので、マンション[ダイレクト]タイプ、マンションタイプ、マンションタイプ[棟内LAN方式]以外のもの</td></tr><tr><td>マンション[ダイレクト]タイプ</td><td>契約者回線（第3種契約に限りします。）に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限りします。）の数が最大5までのもので、2以上の複数の世帯または企業・法人・団体の事務所が入居する建物に提供するものでマンションタイプ、マンションタイプ[棟内LAN方式]以外のもの</td></tr></table>	品 目		内 容	1Gb/s	1 ギガコース	契約者回線を使用して最大1Gbit/sの通信ができるもの	区 別	内 容	ホームタイプ	契約者回線（第3種契約に限りします。）に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限りします。）の数が最大5までのもので、マンション[ダイレクト]タイプ、マンションタイプ、マンションタイプ[棟内LAN方式]以外のもの	マンション[ダイレクト]タイプ	契約者回線（第3種契約に限りします。）に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限りします。）の数が最大5までのもので、2以上の複数の世帯または企業・法人・団体の事務所が入居する建物に提供するものでマンションタイプ、マンションタイプ[棟内LAN方式]以外のもの
品 目		内 容											
1Gb/s	1 ギガコース	契約者回線を使用して最大1Gbit/sの通信ができるもの											
区 別	内 容												
ホームタイプ	契約者回線（第3種契約に限りします。）に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限りします。）の数が最大5までのもので、マンション[ダイレクト]タイプ、マンションタイプ、マンションタイプ[棟内LAN方式]以外のもの												
マンション[ダイレクト]タイプ	契約者回線（第3種契約に限りします。）に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限りします。）の数が最大5までのもので、2以上の複数の世帯または企業・法人・団体の事務所が入居する建物に提供するものでマンションタイプ、マンションタイプ[棟内LAN方式]以外のもの												

マンションタイプ	契約者回線（第3種契約に限ります。）に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の数が最大5までのもので、当社が契約者グループ（当社が指定する同一の棟内または建物内に終端がある契約者回線に係るコンピュータ通信網契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定して提供するもので、マンションタイプ〔棟内LAN方式〕以外のもの
マンションタイプ〔棟内LAN方式〕	契約者回線（第3種契約に限ります。）に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の数が最大5までのもので、当社が契約者グループ（当社が指定する同一の棟内または建物内に終端がある契約者回線に係るコンピュータ通信網契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定して提供するもので、屋内配線に契約者の電気通信設備を利用するもの
プラスタイプ	契約者回線（第3種契約に限ります。）に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の数が最大30までのもので、プラスタイプ創業支援プラン以外のもの ただし、6台以上接続する場合は、当社が別に定めるオプション料金を適用する
プラスタイプ創業支援プラン	契約者回線（第3種契約に限ります。）に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の数が最大30までのもので、当社が別に定める条件を満たすもの ただし、6台以上接続する場合は、当社が別に定めるオプション料金を適用する
オフィスタイプ	契約者回線（第3種契約に限ります。）に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の数が最大30までのもの

	備考 マンションタイプ〔棟内LAN方式〕のものに係るコンピュータ通信網サービスにおいて、その屋内配線が次のいずれかに該当する場合は生じたときは、当社がそのことを知った日を含む料金月の翌料金月からの定額利用料は、2（料金表）の規定にかかわらず、その契約者回線をマンションタイプに係る契約者回線とみなして適用します。 (1) その接続が技術基準等に適合しないとき。 (2) 屋内配線を取りはずしたとき。 第3種コンピュータ通信網サービスには提供の形態による細目があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1 (定額プラン)</td><td>プラン2以外のもの</td></tr> <tr> <td>プラン2 (STEP)</td><td>情報量に応じた加算料の支払いを要するもの</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 プラン2は、100メガコースのもので、ホームタイプ、マンション〔ダイレクト〕タイプ、マンションタイプ及びマンションタイプ〔棟内LAN方式〕のものに限り提供します。 2 契約者は、細目の変更を請求することができます。この場合において、変更後の利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。	区 別	内 容	プラン1 (定額プラン)	プラン2以外のもの	プラン2 (STEP)	情報量に応じた加算料の支払いを要するもの
区 別	内 容						
プラン1 (定額プラン)	プラン2以外のもの						
プラン2 (STEP)	情報量に応じた加算料の支払いを要するもの						
(2) 契約者回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用	ア その契約者回線が収容されているコンピュータ通信網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路に係る加算額を適用します。 イ 加入区域の設定・変更、契約者回線数の変更等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。						
(3) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障または滅失した契約者回線の修理または復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の経路において修理または復旧したものとみなして適用します。						
(4) 収容区域及び加入区域の設定	ア 当社は、コンピュータ通信網サービス取扱局に契約者回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでコンピュータ通信網サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。（短期コンピュータ通信網契約を除く。） イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮します。						

(5) 最低利用期間内に第3種契約の解除があった場合の料金の適用 (期間内解約料)	ア 第3種コンピュータ通信網サービスについては、最低利用期間があります。 イ 第3種契約者は、前項の最低利用期間内に第3種契約の解除があった場合は、第41条の2（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、以下の料金を一括して支払っていただきます。 1 契約者回線ごとに <table border="1" data-bbox="523 524 1350 1014"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>期間内解約料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用期間 24 ヶ月未満の解除</td><td>契約解除月前月の第3種契約に係る定額利用料 1 ヶ月分の月額料金相当額</td></tr> <tr> <td colspan="2"> ・ 契約解除月前月の第3種契約者回線が移転または利用休止中の場合は、移転や利用休止の前月の第3種契約に係る定額利用料を適用します。第3種契約の提供を開始した日を含む月またはその翌月に第3種契約の解除があった場合は、契約解除月当月の第3種契約に係る定額利用料 1 ヶ月分の月額料金相当額を適用します。 ・ 適用された料金月に、利用申出に関わる料金、およびその他当社が別に定める割引が適用されている場合は、その料金を減額して適用します。 </td></tr> </tbody> </table> ウ ただし、契約者が契約書面を受領した日（契約書面が封入された信書が郵便受けに配達されるなど契約者が契約書面を了知できる状態になった日）から8日以内に書面による契約の解除を行った場合は、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。	区 分	期間内解約料	利用期間 24 ヶ月未満の解除	契約解除月前月の第3種契約に係る定額利用料 1 ヶ月分の月額料金相当額	・ 契約解除月前月の第3種契約者回線が移転または利用休止中の場合は、移転や利用休止の前月の第3種契約に係る定額利用料を適用します。第3種契約の提供を開始した日を含む月またはその翌月に第3種契約の解除があった場合は、契約解除月当月の第3種契約に係る定額利用料 1 ヶ月分の月額料金相当額を適用します。 ・ 適用された料金月に、利用申出に関わる料金、およびその他当社が別に定める割引が適用されている場合は、その料金を減額して適用します。	
区 分	期間内解約料						
利用期間 24 ヶ月未満の解除	契約解除月前月の第3種契約に係る定額利用料 1 ヶ月分の月額料金相当額						
・ 契約解除月前月の第3種契約者回線が移転または利用休止中の場合は、移転や利用休止の前月の第3種契約に係る定額利用料を適用します。第3種契約の提供を開始した日を含む月またはその翌月に第3種契約の解除があった場合は、契約解除月当月の第3種契約に係る定額利用料 1 ヶ月分の月額料金相当額を適用します。 ・ 適用された料金月に、利用申出に関わる料金、およびその他当社が別に定める割引が適用されている場合は、その料金を減額して適用します。							
(6) 利用の休止に係る料金の適用	第3種コンピュータ通信網サービスの利用の休止に基づき、第3種コンピュータ通信網サービスの利用の休止を行った場合は、その間、2（料金額）に規定にかかわらず、3 ヶ月間を1 の期間とし、期間ごとに次の額を適用します。 1 契約者回線ごとに <table border="1" data-bbox="547 1485 1350 1612"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額利用料</td><td>2,000円 (税込額 2,200円)</td></tr> </tbody> </table>	区 分	料金額	定額利用料	2,000円 (税込額 2,200円)		
区 分	料金額						
定額利用料	2,000円 (税込額 2,200円)						
(7) 特別電気通信設備の加算額の適用	その契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。						

(8) 手続きに係る料金の適用

ア 第3種契約の申込みをし、その承諾を受け、当社が契約者回線を提供したときまたは第3種契約の品目変更の申込みをしたときには、契約事務手数料を適用します。

ただし、提供形態の区別がプラスタイプ創業支援プランのときは、第3種契約の申込みをし、その承諾を受け、当社が契約者回線を提供したときに適用される契約事務手数料の支払いを要しません。

契約者が契約書面を受領した日（契約書面が封入された信書が郵便受けに配達されるなど契約者が契約書面を了知できる状態になった日）から8日以内に書面による契約の解除を行った場合は、契約事務手数料を支払っていただきます。ただし、キャンペーン等で契約事務手数料が割引されている場合は下記金額を上限に割引された金額を支払っていただきます。

1 契約者回線ごとに

区分	料金額
契約事務手数料	800円 (税込額 880円)

イ 第3種契約の移転の申込みをし、その承諾を受け、当社が移転先の契約者回線を提供したときに移転事務手数料を適用します。

1 契約者回線ごとに

区分	料金額
移転事務手数料	2,000円 (税込額 2,200円)

ウ 第3種契約者からの請求により、その第3種契約に関する「登録内容のお知らせ」を発行したときに登録内容のお知らせ再発行手数料を適用します。

登録内容のお知らせ1枚ごとに

区分	料金額
登録内容のお知らせ再発行手数料	300円 (税込額 330円)

エ 第3種契約者からの請求により、その第3種契約の料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった第3種コンピュータ通信網サービスの料金、工事に関する費用または割増金などの料金以外の債務をいいます。）がすでに当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）の発行を受けたときは、支払証明書発行手数料の支払いを要します。

	支払証明書 1 枚ごとに	
	区分	料金額
	支払証明書発行手数料	400円 (税込額 440円)
	オ 第 3 種契約の細目変更の申込みをしたときにプラン変更手数料を適用します。	
	1 契約者回線ごとに	
	区分	料金額
	プラン変更手数料	2,000円 (税込額 2,200円)
	カ 第 3 種契約の料金及び工事に関する費用を支払っていただくにあたり、当社が「ご請求書」を発行したときに請求書発行手数料を適用します。 ただし、当社が別に定める条件を満たす場合は、請求書発行手数料の支払いを要しません。	
	ご請求書 1 枚ごとに	
	区分	料金額
	請求書発行手数料	300円 (税込額 330円)
	キ 第 3 種契約の廃止の申込みをしたときに、第 3 種契約の申込時期およびコンピュータ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の撤去範囲に応じて、以下の撤去手続き費を適用します。	
	1 契約者回線ごとに	
	区分	料金額
	撤去手続き費	引込線残置の場合 無料
		引込線撤去の場合 10,000円 (税込額 11,000円)
(9) 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用	付加機能を提供した場合には、2（料金額）に規定する付加機能使用料を適用します。	

(10) 電子メールの利用の場合の料金等の取り扱い	当社は第3種契約者から電子メールの利用の請求があった場合は、次により取り扱います。 ア 当社は、1の契約者回線につき、1のメールアドレスを割り当てます。この場合において、1のメールアドレスにおいて利用することができるメール蓄積装置の容量は5Gバイトまでとします。 イ 第3種契約者は、アによる電子メールの利用に係る料金については支払いを要しません。 ウ 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更をすることがあります。この場合には、当社は、あらかじめそのことを第3種契約者にお知らせします。 エ 契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割り当てを行ったメールアドレスを利用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、その契約者の電子メールの転送を継続して行うことについてコンピュータ通信網サービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、その契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。 オ 契約者が受信する電子メールにおいて、外部のメールサーバから異常な大量の電子メールが送信され、当社のコンピュータ通信網サービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、該当メールサーバからの受信を停止することがあります。 カ 電子メール機能に係わるその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 キ 電子メール機能に係わるその他の付加機能については、当社が別に定めるところによります。
(11) 情報量に応じた加算料の適用	ア 提供の細目がプラン2のものに係る利用料については、その契約者回線において利用があった情報量に応じて、月額料金表2に規定する情報量に応じた加算料を適用します。 イ 情報量に応じた加算料は、その契約者回線と契約者回線等または相互接続点との間において行われた通信に係る課金対象符号（制御信号を含むものであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）の情報量の1料金月における月間累計（以下「月間累計情報量」といいます。）に応じて、月額料金表2の規定により算定します。 ウ 情報量の測定及び月間累計情報量の算定は次のとおりとします。 （ア）課金対象符号の情報量は、当社の機器により測定します。 （イ）当社は、課金対象符号が通信の相手先または第3種契約者に到達しなかった場合であっても、情報量の測定に含みます。 エ その他情報量の測定方法については、当社が別に定めるところによります。

(12) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の加算料の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の情報量に応じた加算料は次のとおりとします。 ア 過去1年間の実績を把握することができる場合当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日）の属する暦月の前12暦月の各暦月における1日平均の情報量に応じた加算料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ ア以外の場合把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した一日平均の情報量に応じた加算料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
---	--

2 料金額

(1) 定額利用料 月額料金表 2

(2) 情報量に応じた加算料 月額料金表 2

(3) 加算額

料金種別	単位		月額料金
区域外線路使用料	線路 100m までごとに		1,600円 (税込額 1,760円)
特別電気通信設備使用料	—		別に算定する実費
モバイル通信端末使用料	1 契約ごとに		4,000円 (税込額 4,400円)
自営端末設備接続台数の追加	自営端末設備接続台数：6 台以上 30 台以下		1,000円 (税込額 1,100円)
	備考	自営端末設備接続台数を30台まで追加します。ただし、プラスタイプおよびプラスタイプ創業支援プランにのみ適用されるものとします。	
故障受付対応時間の延長	1 契約者回線ごとに		3,000円 (税込額 3,300円)
	備考	故障受付対応を21:00～9:00まで延長します。ただし、プラスタイプおよびプラスタイプ創業支援プランにのみ適用されるものとします。	

(4) 付加機能使用料

区 分		単 位	月 額 料 金		
メ ー ル ア ド レ ス 追 加 機 能	電子メールの利用により付与されたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能をいいます。	1 のメールアドレスごとに	ア イ以外のもの	追加するアドレスが 3 個まで	無料
				4 個以上 (最大9個まで追加可能)	200円 (税込額 220円)
		イ オフィスタイ プのもの	追加するアドレスが 29個まで	無料	
	—	ウ プラスタイプ およびプラスタイ プ創業支援プラン のもの	追加するアドレスが 10個～29個まで	1, 500円 (税込額 1, 650円)	
	備 考	(1) この機能は第3種契約者に限り提供します。 (2) 追加することができるメールアドレスの数は、当社が別に定める範囲内とします。 (3) 追加することにより付与される 1 メールアドレスにおいて利用することができるメール蓄積装置の容量は、5Gバイトまでとします。 (4) 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更をすることがあります。この場合には、当社は、あらかじめそのことを第3種契約者にお知らせします。			
メ ー ル セ キ ュ リ ティ 機 能	電子メールサービスに関わるメール蓄積装置を経由する電子メールに対して提供される以下の機能をいいます。 1. コンピュータウィルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。）が含まれる場合において、当該コンピュータウィルス検知及び駆除または削除する機能 2. 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律および特定商取引に関する法律に定義される迷惑メールに抵触するまたは抵触すると思われる電子メールや、一方的に受信者に送付され一般的に受信者に不快感を抱かせる電子メールについて、当社が採用した迷惑メール判定ソフトウェアを用い、電子メールが配送された時点で当社が迷惑メールと判断する基準に基づき、配送メールのヘッダ情報に迷惑メールであることを付記することや、契約者へ迷惑メールの配送を防止する機能			1 のメー ルアドレ スごとに	200 円 (税込額 220 円)

	備考	(1) この機能は第3種契約者に限り提供します。 (2) 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除または削除を行います。ただし、駆除または削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除または削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。 (3) 1. の機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 (4) 2. の機能は、迷惑メール対策として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 (5) 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 (6) 当社の故意または重大な過失により生じた損害である場合は、(4)の規定は適用しません。 (7) 本機能において、その提供条件については当社が別に定めるところによります。		
メーリングリスト機能		仮想メールアドレス(契約者があらかじめ当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に登録したメーリングリストに対して当社が割り当てたメールアドレスをいいます。以下この欄において同じとします。)宛に送られたメールを、その仮想メールアドレスに係る着信者に配信する機能をいいます。	1 リス ト ご と に	着信者数が 100 まで 700円 (税込額 770円)
	備考	(1) この機能は第3種契約者に限り提供します。 (2) 着信者数が 100 までのものについては、電子メールを提供している契約者に限り提供します。 (3) 着信者数が 101 以上のものについては、電子メール及び着信者数が 100 までのものを提供している契約者に限り提供します。 (4) 当社は、1 のメーリングリストに対して1の仮想メールアドレスを割り当てます。 (5) 契約者は、メーリングリスト内のメールアドレスを追加または削除する管理者（以下「メーリングリスト管理者」といいます。）を1のメーリングリストごとに当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に登録していただきます。 (6) 契約者は、そのメーリングリスト管理者の変更を行うことができません。 (7) メーリングリストに係る着信先登録及び変更は、当社が別に定める方法により行っていただきます。		
I P 電 話 機 能		電話機等から入力された音声をデジタル化して、通話を行う機能をいいます。		_____
	備考	(1) この機能は第3種契約者に限り提供します。 (2) 本機能を利用するための料金等は、I P 電話契約約款に規定します。		

D N S 機 能	その第3種契約者が所有するドメイン名及びIPアドレスを当社のドメイン名管理装置に登録し、ドメインネームシステムによる名前解決ができる機能をいいます。		プライマリ型	1ドメイン名ごとに	2,000円 (税込額 2,200円)
			セカンダリ型		1,000円 (税込額 1,100円)
	備考	(1) この機能は第3種契約者に限り提供します。 (2) 「プライマリ型」とは、プライマリDNS及びセカンダリDNSを利用することができるものをいいます。 (3) 「セカンダリ型」とは、セカンダリDNSに限り利用することができるものをいいます。 (4) この機能において登録することのできるドメイン名、ドメインの文字数及びIPアドレスについては、当社が別に定めるところによります。			
セ キ ュ リ テ イ 機 能	キヤノン株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ESETインターネットセキュリティ」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供する機能をいいます。		1契約者 回線ごと	ESET InternetSecurity 1台ライセンス	180円 (税込額 198円)
				ESET InternetSecurity 5台ライセンス	500円 (税込額 550円)
	備考	(1) この機能は、第3種契約者に限り提供します。 (2) 本機能において、その他提供条件については、キヤノン株式会社と第3種契約者とのエンドユーザライセンス契約に準じます。 (3) 本機能は、ウイルスの検知及び駆除または削除を行います。ただし、駆除可能なウイルスはウイルスの検知及び駆除または削除の実施時において、ウイルスパターンファイル（ウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスのみとします。 (4) 本機能は、ウイルスの検知及び駆除または削除として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 (5) 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いかねます。			

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容																		
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要する事となる契約者回線等及びコンピュータ通信網サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。																		
(2) 品目の変更、移転 または接続変更の場合の工事費の適用	品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事に適用し、移転または接続変更の場合工事費は、移転先または接続変更先の取付けに関する工事について適用します。																		
(3) 工事の適用区分	工事の区分は次の通りとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th><th>適 用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約手続きに係る工事</td><td>初期登録に係る工事について適用します。</td></tr> <tr> <td>イ 端末設備に係る工事</td><td>端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更または一時中断の再利用等の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>ウ 回線接続等に係る工事</td><td>収容コンピュータ通信網サービス取扱所の主配線盤等において、契約者回線の接続等の工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>エ 機器配線に係る工事</td><td>契約者回線の終端から自営端末設備までの機器配線に係る工事について適用します。</td></tr> <tr> <td>オ 付加機能に係る工事</td><td>契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に関する工事について適用します。</td></tr> <tr> <td>カ 契約者回線等の利用の一時中断に係る工事</td><td>契約者回線または端末設備の利用の一時中断を行なう場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>キ 契約者回線等の廃止に係る工事</td><td>当社が提供する契約者回線等の廃止の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>ク 回線終端装置等に係る工事</td><td>回線終端装置等の設置および接続に関する工事を行う場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 契約手続きに係る工事	初期登録に係る工事について適用します。	イ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更または一時中断の再利用等の場合に適用します。	ウ 回線接続等に係る工事	収容コンピュータ通信網サービス取扱所の主配線盤等において、契約者回線の接続等の工事を要する場合に適用します。	エ 機器配線に係る工事	契約者回線の終端から自営端末設備までの機器配線に係る工事について適用します。	オ 付加機能に係る工事	契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に関する工事について適用します。	カ 契約者回線等の利用の一時中断に係る工事	契約者回線または端末設備の利用の一時中断を行なう場合に適用します。	キ 契約者回線等の廃止に係る工事	当社が提供する契約者回線等の廃止の場合に適用します。	ク 回線終端装置等に係る工事	回線終端装置等の設置および接続に関する工事を行う場合に適用します。
工事の区分	適 用																		
ア 契約手続きに係る工事	初期登録に係る工事について適用します。																		
イ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更または一時中断の再利用等の場合に適用します。																		
ウ 回線接続等に係る工事	収容コンピュータ通信網サービス取扱所の主配線盤等において、契約者回線の接続等の工事を要する場合に適用します。																		
エ 機器配線に係る工事	契約者回線の終端から自営端末設備までの機器配線に係る工事について適用します。																		
オ 付加機能に係る工事	契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に関する工事について適用します。																		
カ 契約者回線等の利用の一時中断に係る工事	契約者回線または端末設備の利用の一時中断を行なう場合に適用します。																		
キ 契約者回線等の廃止に係る工事	当社が提供する契約者回線等の廃止の場合に適用します。																		
ク 回線終端装置等に係る工事	回線終端装置等の設置および接続に関する工事を行う場合に適用します。																		
(4) 移転先において 契約者回線を再開 するときの工事費 の適用	第3種契約者において、移転等の事由により、当社が提供した契約者回線の設置場所の住所が変わり、移転先で再開する際に係る工事費は、第2表第1の2の定めにかかわらず、0円を適用します。																		

(5) 配線設備に係る工事費の割引の適用	当社が別に定める条件により、第3種コンピュータ通信網サービスを提供する場合の工事費は、第2表第1の2の額から次の額を減額して適用します。 <table><tr><td>工事の種類</td><td>単位</td><td>割引額</td></tr><tr><td>配線設備に係る工事</td><td>1の工事ごとに</td><td>13,600円 (税込額 14,960円)</td></tr></table>	工事の種類	単位	割引額	配線設備に係る工事	1の工事ごとに	13,600円 (税込額 14,960円)
工事の種類	単位	割引額					
配線設備に係る工事	1の工事ごとに	13,600円 (税込額 14,960円)					
(6) 移設時に係る工事費の適用	第3種契約者において、契約者の事由により、当社が提供した契約者回線の設置場所住所が変わらずに、移設する際に係る工事費は、第2表第1の2の定めにかかわらず、次の額を適用します。 <table><tr><td>工事の内容</td><td>適用額</td></tr><tr><td>引込ルートの変更が伴うもの</td><td>13,600円 (税込額 14,960円)</td></tr><tr><td>引込ルートの変更が伴わないもの</td><td>9,000円 (税込額 9,900円)</td></tr></table> ※上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。	工事の内容	適用額	引込ルートの変更が伴うもの	13,600円 (税込額 14,960円)	引込ルートの変更が伴わないもの	9,000円 (税込額 9,900円)
工事の内容	適用額						
引込ルートの変更が伴うもの	13,600円 (税込額 14,960円)						
引込ルートの変更が伴わないもの	9,000円 (税込額 9,900円)						
(7) 機器配線に係る基本工事費の適用	第3種契約者において、第3種コンピュータ通信網サービスまたは当社が定めるIP電話サービス契約約款に基づくIP電話サービスの利用の開始に関する工事と同時工事の場合は、第2表第1の2の機器配線に係る工事費の基本工事費の支払いを要しません。						
(8) 契約者回線等の廃止に係る工事費の割引の適用	第3種契約者において、マンションタイプ[棟内LAN方式]のものは第2表第1の2の額の支払いを要しません。						
(9) 移転時に係る工事費の割引の適用	第3種契約者において、移転等の事由により、当社が提供した契約者回線の設置場所の住所が変わるときは、移転元の契約者回線の廃止に係る工事費は、第2表第1の2の額の支払いを要しません。						
(10) 分割した工事費(標準工事費)および分割した工事費に相当する割引の適用(標準工事費相当割)	ア 当社が別に定める条件により、第3種コンピュータ通信網サービスを提供する場合の次の工事(標準工事)に関する費用は、契約者回線の提供を開始した日に24回に分割した費用(以下「分割支払金」といいます)を適用(以下「分割支払い」といいます)します。 イ 分割支払いの期間は、契約者回線の提供を開始した日を含む料金月から起算して、その料金月から24ヵ月後の料金月までとします。						

	工事の種類	単位	工事費の額
標準工事費	契約手続きに係る工事	1 の工事ごとに	2,000円 (税込額 2,200円)
	配線設備に係る工事	1 の工事ごとに	25,000円 (税込額 27,500円)
	回線終端装置等に係る工事	1 の工事ごとに	9,000円 (税込額 9,900円)
備考 ・ホームタイプのもの、マンション [ダイレクト] タイプのもの、マンションタイプのもの、プラスタイプのものおよびプラスタイプ創業支援プランのものに限り適用します。 ・分割支払い期間において、その第3種契約の解除または、オフィスタイプへの提供の形態変更の申込みがあった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、第3種契約者はその標準工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。			
ウ 当社が別に定める条件により、分割支払金には、分割した工事費に相当する割引（以下「標準工事費相当割」といいます）を適用します。			
	区 分	割引回数	割引額
	契約者回線の提供を開始した日に利用申出に関わる料金が適用されている場合	24回	1,500円 (税込額 1,650円)
備考 ・標準工事費相当割は、分割支払金が適用されている料金月に適用します。 ・分割支払い期間において、その第3種契約の解除または、オフィスタイプへの提供の形態変更の申込があった場合は、分割支払金の適用を廃止するとともに、標準工事費相当割も適用を廃止します。 ・工事の態様により、標準工事費が発生しない場合または減額して適用する場合は、標準工事費相当割は適用されません。			

備考

ウ 当社が別に定める条件により、分割支払金には、分割した工事費に相当する割引（以下「標準工事費相当割」といいます）を適用します。

備考

(11) 初期契約解除に係る工事費の適用	契約者が契約書面を受領した日（契約書面が封入された信書が郵便受けに配達されるなど契約者が契約書面を了知できる状態になった日）から 8 日以内に書面による契約の解除を行った場合は、料金表第 2 表第 1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。但し、キャンペーン等で工事費が割引されている場合は下記金額を上限に割引された金額を支払っていただきます。さらに有料工事が発生した際は実費を支払っていただきます。 <table><tr><th>解除時期</th><th>提供タイプ</th><th>上限額</th></tr><tr><td>工事日確定後～工事日前日まで</td><td>—</td><td>2,000 円 (税込額 2,200 円)</td></tr><tr><td>工事日当日</td><td>—</td><td>2,000 円 (税込額 2,200 円)</td></tr><tr><td rowspan="2">工事完了後</td><td>ホームタイプ</td><td>25,000 円 (税込額 27,500 円)</td></tr><tr><td>マンションタイプ</td><td>23,000 円 (税込額 25,300 円)</td></tr></table>			解除時期	提供タイプ	上限額	工事日確定後～工事日前日まで	—	2,000 円 (税込額 2,200 円)	工事日当日	—	2,000 円 (税込額 2,200 円)	工事完了後	ホームタイプ	25,000 円 (税込額 27,500 円)	マンションタイプ	23,000 円 (税込額 25,300 円)
解除時期	提供タイプ	上限額															
工事日確定後～工事日前日まで	—	2,000 円 (税込額 2,200 円)															
工事日当日	—	2,000 円 (税込額 2,200 円)															
工事完了後	ホームタイプ	25,000 円 (税込額 27,500 円)															
	マンションタイプ	23,000 円 (税込額 25,300 円)															
(12) 土日祝日割増工事費の適用	第 3 種コンピュータ通信網サービスにおいて、土日祝日に第 2 表第 1 の 1 の（3）アの工事を実施する場合は、第 2 表第 1 の 2 の額に 3,000 円（税込額 3,300 円）を加算して適用します。																

2 工事費の額

工 事 の 種 類			単 位		工事費の額		
					光配線		
契約手続きに係る工事			1 の工事ごとに		2, 000円 (税込額 2, 200円)		
端末設備 に係る工 事	回線接続装置等に係る工事		1 の工事ごとに		9, 000円 (税込額 9, 900円)		
	配線設 備に係 る工事	第 1 種契約に係る もの	1 の工事ごとに		12, 000円 (税込額 13, 200円)		
		第 3 種契約に係る もの	1 の工事ごとに		13, 600円 (税込額 14, 960円)		
回線終端 装置等に 係る工事	第 1 種契約に係るもの		1 の工事ごとに		21, 000円 (税込額 23, 100円)		
	第 3 種契約に係るもの		1 の工事ごとに		9, 000円 (税込額 9, 900円)		
回線接続等に係る工事			1 の工事ごとに		2, 000円 (税込額 2, 200円)		
第 1 種契約に 関わるもの	契約者回線等の利用の一時中断 に係る工事		1 の工事ごとに		7, 000円 (税込額 7, 700円)		
	ルーティングの変更、追加、削除 に係る工事		1 の工事ごとに		2, 000円 (税込額 2, 200円)		
	プライマリDNS設定に係る工 事		1 の工事ごとに		2, 000円 (税込額 2, 200円)		
	セカンダリDNS設定に係る工 事		1 の工事ごとに		2, 000円 (税込額 2, 200円)		
	BGP設定に係る工事		1 の工事ごとに		30, 000円 (税込額 33, 000円)		
	Prefixの変更・追加・削除 設定に係る工事		1 の工事ごとに		20, 000円 (税込額 22, 000円)		
	VLAN設定 に係る工事	プラン 3 のもの	1 の工事ごとに		別に定める実費		
		プラン 4 のもの	1 の工事ごとに		別に定める実費		
第 3 種契約に 関わるもの	コンピュータ通信網サービスの 利用の休止において契約者回線 の工事を伴う場合に係る工事		1 の工事ごとに		10, 000円 (税込額 11, 000円)		
	機器配線に係る工事		1 の工事ごとに（基本 工事費）		4, 000円 (税込額 4, 400円)		
			1 の 配 線 ご と に	同一部屋内	無料		
				上 記 の 場 合 を 除 く	5 m ま で	5, 000円 (税込額 5, 500円)	
					以 降 5 m ご とに	5, 000円 (税込額 5, 500円)	

ただし、2022年7月1日以降に第3種契約の契約申込があり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、以下の工事費を適用します。

工 事 の 種 類			単 位	工事費の額		
				光配線		
第3種契約に関わるもの	標準工事費	契約手続きに係る工事	1の工事ごとに	2,000円 (税込額 2,200円)		
		配線設備に係る工事	1の工事ごとに	25,000円 (税込額 27,500円)		
		回線終端装置等に係る工事	1の工事ごとに	9,000円 (税込額 9,900円)		
		IPアドレス申請手数料 (オフィスタイプの場合)	1の工事ごとに	2,000円 (税込額 2,200円)		
備考 ただし、マンションタイプ〔棟内LAN方式〕のものは標準工事費に規定する額に0円を適用します。						
付加機能に係る工事	第3種契約に関わるもの	DNS機能	下記以外の工事の時	1契約ごとに	10,000円 (税込額 11,000円)	
			プライマリ型利用の開始に関する工事	1契約ごとに	10,000円 (税込額 11,000円)	
			セカンダリ型利用の開始に関する工事	1契約ごとに	10,000円 (税込額 11,000円)	

※上記工事に伴い、引込柱以降において建柱、引込ルートの変更等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容
(1) 線路設置費の適用	ア 線路設置費は、区域外線路または短期第1種契約に係る新設した線路について適用します。 イ 移転後の契約者回線の終端が区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。
(2) 線路設置費の差額負担	ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに第1種契約を締結して、その場所でコンピュータ通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。 ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。 新たに提供を受けるコンピュータ通信網サービスに係る第1種契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 － 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 ＝ 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) イ コンピュータ通信網サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。 変更後の品目の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 － 変更前の品目の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 ＝ 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) ウ アまたはイの規定は、契約者回線が異経路となる場合は準用しません。

2 線路設置費の額

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線路設置費の額
光 配 線	122,000円 (税込額 134,200円)

第3 設備費

1 適用

区 分	内 容
(1) 設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア 異経路の線路の部分 イ 特別な電気通信設備の部分 ウ 当社が別に定める耐用年数を経過した場合であ って、当社が別に定める技術基準を維持できなく なり、その設備の取替が必要となったときは、再度 設備費を適用します。

2 設備費の額

単 位	設 備 費 の 額
当該設備ごとに	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 申請手数料

(1) IPアドレス取得申請手数料

ア 第1種契約に関わるもの

区 分	単 位		料 金 額	
申請手数料	1 の 申 請 ごとに	IPv4	I P アドレス/25 (128個) 未満	1, 000円 (税込額 1, 100円)
			I P アドレス/25 (128個) 以上	5, 000円 (税込額 5, 500円)
		IPv6	I P アドレス/48 (2 ⁸⁰ 個) 未満	1, 000円 (税込額 1, 100円)
			I P アドレス/48 (2 ⁸⁰ 個) 以上	5, 000円 (税込額 5, 500円)

(注) IPv6については、イーサネット方式のみに対応

イ 第3種契約に関わるもの

(ア) (イ) 以外のもの

区 分	単 位	料 金 額	
申請手数料	1 の申請ごとに	IPアドレス数が1個のとき	2,000円 (税込額 2,200円)
		IPアドレス数が8個のとき	10,000円 (税込額 11,000円)

(イ) オフィスタ입、プラスタ입およびプラスタ입創業支援プランのもの

区 分	単 位	料 金 額	
申請手数料	1 の申請ごとに	IPアドレス数が1個のとき	2,000円 (税込額 2,200円)
		IPアドレス数が8個のとき	10,000円 (税込額 11,000円)
		IPアドレス数が16個のとき	15,000円 (税込額 16,500円)
		IPアドレス数が32個のとき	15,000円 (税込額 16,500円)

(2) ドメイン名取得申請手数料

ア 第1種契約に関わるもの

区 分	単 位	料 金 額	
申請手数料	1 の申請ごとに	1 申請目	1,000円 (税込額 1,100円)
		2 申請目以降	15,000円 (税込額 16,500円)

イ 第3種契約に関わるもの

区 分	単 位	料 金 額
申請手数料	1 の申請ごとに	5,000円 (税込額 5,500円)

(注) 上記の手数料のほか、J P N I CまたはJ P R Sへの手数料(実費)が必要な場合があります。

(注) 1 の申請ごととは、J P N I CまたはJ P R Sに当社が申請する単位と同様とします。

第2 データベース更新手数料

区 分	単 位	料金額
データベース更新手数料	1 件ごとに	1,000円 (税込額 1,100円)
備考 第1種契約者に限り提供します。		

第3 維持管理料

(1) I Pアドレス維持管理料

ア 第1種契約に関するもの

区 分		単 位	月額料金
I Pアドレス 維持管理料	IPv4	I Pアドレス/28 (31個) まで	無 料
		I Pアドレス/26 (127個) まで	100円 (税込額 110円)
		I Pアドレス/25 (128個) のとき	200円 (税込額 220円)
		以降 I Pアドレス/25 (以降128個) ごとに (端数切捨て)	200円 (税込額 220円)
	IPv6	IP アドレス/48 (2 ⁸⁰ 個) まで	600円 (税込額 660円)
		IP アドレス/48 (2 ⁸⁰ 個) ごとに (端数切捨て)	600円 (税込額 660円)

(注) IPv6については、イーサネット方式のみに対応

イ 第3種契約に関するもの

(ア) (イ)、(ウ) 以外のもの

区 分	単 位	月額料金
I Pアドレス維持管理料	I Pアドレス1 個のとき	500円 (税込額 550円)
	I Pアドレス8 個のとき	15,000円 (税込額 16,500円)
備考 特定の I Pアドレスを使用して通信を行うことができるものに限りです。		

(イ) オフィスタイプのもの

区 分	単 位	月額料金
I P アドレス維持管理料	I P アドレス 1 個のとき	無 料
	I P アドレス 8 個のとき	40,000円 (税込額 44,000円)
	I P アドレス16個のとき	110,000円 (税込額 121,000円)
	I P アドレス32個のとき	170,000円 (税込額 187,000円)
備考 特定の I P アドレスを使用して通信を行うことができるものに限りです。		

(ウ) プラスタイプおよびプラスタイプ創業支援プランのもの

区 分	単 位	月額料金
I P アドレス維持管理料	I P アドレス 1 個のとき	500円 (税込額 550円)
	I P アドレス 8 個のとき	15,000円 (税込額 16,500円)
	I P アドレス16個のとき	110,000円 (税込額 121,000円)
	I P アドレス32個のとき	170,000円 (税込額 187,000円)
備考 特定の I P アドレスを使用して通信を行うことができるものに限りです。		

(2) ドメイン名維持管理料

ア 第1種契約に関するもの

区 分	単 位	月額料金
ドメイン名維持管理料	1 ドメイン名ごとに	400円 (税込額 440円)

イ ア以外のもの

区 分	単 位	月額料金
ドメイン名維持管理料	1 ドメイン名ごとに	1,000円 (税込額 1,100円)

料金表別表

1 集合住宅における回線使用料の割引の適用

- (1) 当社は、第3種契約のマンションタイプ（プラン2のものを除きます。）の契約者回線において、当社が配線設備多重装置などを設置して提供し、当社が定める回線数を超えた場合、その回線使用料については第1表第3（第3種契約に係るもの）2（料金額）の(1)定額利用料から、1契約者回線ごとに次表の額を減額して適用します。なお、

当社が別に定める条件の集合住宅に関する回線数及び割引額については、この限りではありません。

1 契約者回線ごとに

品 目	月額割引額
2 回線以上	700円 (税込額 770円)
8 回線以上	1,200円 (税込額 1,320円)
16回線以上	1,700円 (税込額 1,870円)

- 2 当社は、1の集合住宅における契約者の数に増減があった場合は、その契約者の数に応じて1に規定する割引額の変更を行います。この場合において、変更後の割引額は変更となった料金月の翌料金月から適用します。
- 3 回線数にはプラン2及び光ブロードバンドアクセスサービス（BBIQセレクト）の契約者数を含みます。

- (2) 当社は、第3種契約のマンションタイプの契約者回線において、当社が別に定める条件の集合住宅に提供している場合、その回線使用料については、第1表第3（第3種契約に係るもの）2（料金額）の(1)定額利用料から、1 契約者回線ごとに次表の額を減額して適用します。

1 契約者回線ごとに

区分	月額割引額
分類1	500円 (税込額 550円)
分類2	1,700円 (税込額 1,870円)

- 2 当社は、本項分類1が適用となる契約者回線が、(1)項に定める条件に該当する場合は、(1)項に定める減額についても合わせて適用します。

2 特定データセンターにおける工事費の適用

- (1) 当社は、契約者回線を当社が定める特定データセンターに提供し、且つ回線終端装置を設置しない場合、その工事費について次表の額を適用します。

工 事 の 種 類		単 位	料金
回線の設置または移転に係る工事	第1種契約に係るもの	1の工事ごとに	21,000円 (税込額 23,100円)
	第3種契約に係るもの	1の工事ごとに	22,600円 (税込額 24,860円)
回線接続等に係る工事		1の工事ごとに	2,000円 (税込額 2,200円)

- (2) (1)以外のもの
料金表第2表（工事に関する費用）に準ずる。

第4表 その他料金

第1 工事着手後完了前における解除料（取消料）

ア 第3種契約に関するもの

区 分	単 位	料 金
工事予定日当日の解除	1 契約ごとに	8,000 円 (税込額 8,800 円)
工事予定日の前日以前の解除	1 契約ごとに	2,000 円 (税込額 2,200 円)

工事を延期した場合 / 区分	単 位	料 金
工事予定日当日の延期後の解除	1 契約ごとに	8,000 円 (税込額 8,800 円)
工事予定日の前日以前の延期後の解除※	1 契約ごとに	2,000 円 (税込額 2,200 円)

※延期した工事当日に解除の場合は、工事当日の解除（8,000 円（税込額 8,800 円）/1 契約ごとに）を適用します。

イ ア以外のもの

その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第2 電気通信設備を亡失、またはき損したときの賠償金

ア 第3種契約に関するもの

区 分	単 位	料 金
回線終端装置 (品目) 1Gb/s	1 台ごとに	12,000 円 (税込額 13,200 円)
その他		実費相当額

イ ア以外のもの

亡失、またはき損した電気通信設備に関して、賠償金として実費相当額に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

別表

コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項

1 第1種コンピュータ通信網サービス

(1) 当社が回線接続装置を提供する場合

ア イーサネット方式のもの（プラン1、2）

品目	物理的条件	相互接続回路
10Mb/s	8ピンコネクタ (ISO 標準 IS 8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
20Mb/s～100Mb/s (10Mb/s ごとに)	8ピンコネクタ (ISO 標準 IS 8877 準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX 準拠
200Mb/s～1Gb/s (100Mb/s ごとに)	8ピンコネクタ (ISO 標準 IS 8877 準拠)	IEEE802.3 1000BASE-T 準拠
	F04 型単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C 5973 (F04) 準拠)	IEEE802.3 1000BASE-SX/LX 準拠
	LC 型単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20 準拠)	
10Gb/s	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973)	IEEE802.3 10GBASE-SR/LR 準拠
	LC 型単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20 準拠)	

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

ア イーサネット方式のもの

品目	物理的条件	相互接続回路	
		符号形式等	光出力等
10Mb/s	F04 型単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C 5973 準拠)	IEEE802.3 準拠	光出力：-8dBm 以下（平均値） 使用中心波長：1.31 μ m
20Mb/s～100Mb/s (10Mb/s ごとに)	F04 型単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C 5973 準拠)	IEEE802.3 準拠	光出力：-8dBm 以下（平均値） 使用中心波長：1.31 μ m
200Mb/s～1Gb/s (100Mb/s ごとに)	8ピンコネクタ (ISO 標準 IS 8877 準拠)	IEEE802.3 準拠	光出力：-8dBm 以下（平均値） 使用中心波長：1.31 μ m
	F04 型単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C 5973 (F04) 準拠)	IEEE802.3 準拠	
	LC 型単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20 準拠)	IEEE802.3 準拠	
10Gb/s	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973)	IEEE802.3 準拠	光出力：-8dBm 以下（平均値） 使用中心波長：1.31 μ m
	LC 型単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20 準拠)	IEEE802.3 準拠	

2 第3種コンピュータ通信網サービス

品目	物理的条件	相互接続回路
1Gb/s	8ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 1000BASE-T 準拠

月額料金 1

インターネット方式のもの

1 契約者回線ごと

品目	月額料金	
	プラン 1	プラン 2
10Mb/s	869,000 円 (税込)	836,000 円 (税込)
20Mb/s	1,738,000 円 (税込)	1,672,000 円 (税込)
30Mb/s	2,607,000 円 (税込)	2,508,000 円 (税込)
40Mb/s	3,476,000 円 (税込)	3,344,000 円 (税込)
50Mb/s	4,180,000 円 (税込)	4,015,000 円 (税込)
60Mb/s	4,818,000 円 (税込)	4,620,000 円 (税込)
70Mb/s	5,390,000 円 (税込)	5,159,000 円 (税込)
80Mb/s	5,896,000 円 (税込)	5,632,000 円 (税込)
90Mb/s	6,336,000 円 (税込)	6,039,000 円 (税込)
100Mb/s	6,820,000 円 (税込)	6,490,000 円 (税込)

月額料金 2

(1) 定額利用料

① プラン 1 のもの

1 契約者回線ごと

月額料金 (税込額)	5,500 円 (税込)
------------	--------------

(2) 情報量に応じた加算料

区分	単位	料金額
月間累計情報量が 300 メガバイト以下の場合	—	—
月間累計情報量が 300 メガバイトを超え 1,300 メガバイト以下の場合	月間累計情報量が 300 メガバイトを超える 10 メガバイトごと	29.7 円 (税込)
月間累計情報量が 1,300 メガバイトを超える場合	1 契約者回線ごとに月額	2,970 円 (税込)
備考		
1 当社は、1,048,576 バイトを 1 バイトとして情報量に応じた加算料を算定します		
2 月間累計情報量が 1,300 メガバイト以下の場合、10 メガバイト未満の情報量は 10 メガバイト単位で切り上げます		

附則

(実施期日)

この約款は、2022年10月1日から実施します。

IP 電話 サービス 契約約款

(2022年10月)

株式会社ピーぷる

第1章 総 則

（約款の適用）

第1条 当社は、I P電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりI P電話サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（約款の変更）

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

（用語の定義）

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 I P電話サービス	I P電話契約者の電話機等から入力された音声をデジタル化して、通話を行うサービス
4 I P電話契約	I P電話サービスの提供を受けるための約款に基づく契約
4の2 第1種I P電話契約	削除
4の3 第2種I P電話契約	第2種I P電話サービスの提供を受けるための約款に基づく契約
4の4 第3種I P電話契約	第3種I P電話サービスの提供を受けるための約款に基づく契約
5 I P電話契約者	当社との間でI P電話契約を締結している者
5の2 第1種I P電話契約者	削除
5の3 第2種I P電話契約者	当社との間で第2種I P電話契約を締結している者
5の4 第3種I P電話契約者	当社との間で第3種I P電話契約を締結している者
6 コンピュータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
7 コンピュータ通信	コンピュータ通信網を使用して行う電気通信サービス

網サービス	
8 LAN型通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）
9 LAN型通信網サービス	LAN型通信網を使用して行う電気通信サービス
10 IP電話サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりIP電話サービスを提供する当社の事業所
11 IP電話サービス取扱所	IP電話サービスに関する業務を行う当社の事業所
12 契約者回線	IP電話契約に基づいて、IP電話サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
13 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
14 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
15 自営端末設備	IP電話契約者が設置する端末設備
16 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
17 契約者回線等	(1) 契約者回線及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
18 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
19 相互接続通信	相互接続点を經由する通信
20 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者（IP電話サービスの提供に係るものに限り、以下同じとします。）
21 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
22 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルによる符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれら附属設備をいいます。）
23 IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス

24 QTモバイルサービス契約者回線	当社が別途定める「QTモバイルサービス 契約約款」の第3条(用語の定義)で定める「契約者回線」
--------------------	---

(IP電話サービスの種類)

第3条の2 IP電話サービスは、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種IP電話サービス (050番号サービス)	削除
第2種IP電話サービス (0AB-J番号サービス)	電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路を識別するための電気通信番号を用いるIP電話サービスであって、契約者回線が第3種コンピュータ通信網サービスであるもの
第3種IP電話サービス (0AB-J番号サービス) (050番号サービス)	電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路を識別するための電気通信番号、又は電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号を用いるIP電話サービスであって、契約者回線がLAN型通信網サービスのうち帯域保証型のもの、ベストエフォート型であって最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの並びにIP通信網サービスのうち第1種契約者回線であるもの

第2章 IP電話サービスの提供区域等

(IP電話サービスの提供区域等)

第4条 当社のIP電話サービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

第3章 契 約

（契約の単位）

第5条 当社は、コンピュータ通信網サービス第3種契約者回線1回線ごと、I P通信網サービス第1種契約者回線1回線ごと、又はL A N型通信網サービスのうち帯域保証型のもの、ベストエフォート型であって最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの1回線ごとに一のI P電話契約を締結します。

2 I P電話契約者は、1のI P電話契約につき1人に限ります。

（I P電話契約申込の方法）

第6条 I P電話契約の申込みは、当社が定める方法により、当社に対し、行っていただきます。

（I P電話契約申込の承諾）

第7条 当社は、I P電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、I P電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) I P電話契約の申込みをした者が、I P電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) I P電話契約の申込みをした者が、過去に第14条(当社が行うI P電話契約の解除)に定める理由により解除されたことがあるとき、又は過去に第19条(利用停止)に定める理由により利用停止を受けたことがあるとき、若しくはその恐れがあるとき。
- (3) 申込の際に申告事項に虚偽の記載があったとき。
- (4) I P電話サービスを提供することが技術的その他の理由により困難なとき。
- (5) 契約の申込をした者と連絡が取れず、当社がI P電話契約の提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。
- (6) 契約者回線の終端の場所に、契約の申込をした者の居住事実がないとき、若しくは居住地が判明しないとき。
- (7) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (8) その他当社が適当でないと判断したとき。

3 当社は、本条第1項の規定にかかわらず、当社の第3種コンピュータ通信網サービス、I P通信網サービス若しくはL A N型通信網サービスの契約を締結していない又は契約申込みをしていない者の契約の申込みについては、その契約の申込を承諾しません。

（最低利用期間）

第8条 I P電話サービスについては、料金表第1表（基本料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、I P電話サービスの提供を開始した日を含む月から起算して1ヶ月とします。

3 I P電話契約者は、前項の最低利用期間内にI P電話契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金に相当する額を、当社が別に定める方法により、一括して支払っていただきます。

(提供開始日)

第8条の2 I P電話サービスの提供開始日は、当社が当該サービスの工事を完了した日、又は当社が端末設備を発送した日の14日後のいずれか早いほうの日とします。

(I P電話番号)

第9条 I P電話番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。ただし、第42条（番号ポータビリティ）の規定による場合は、この限りではありません。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、I P電話番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、I P電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことをI P電話契約者にお知らせします。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第34条（修理又は復旧の順位）注書きの規定による場合は、I P電話番号を変更することがあります。

(住所の移転)

第10条 I P電話契約者は、その移転先が、移転の時に当社のI P電話サービス提供地域である場合は、移転先においてI P電話サービスを継続することを当社に対し申し込むことができます。ただし、移転先によっては、技術上その他の理由によりI P電話サービスの提供ができない場合があることを、I P電話契約者はあらかじめ承知するものとします。

2 前項の申し込みを行う場合は、I P電話契約者が移転する事前に行うものとし、その手続きについては、第6条（I P電話契約申込の方法）を準用するものとします。

3 第1項の申込がなされた場合、I P電話契約者の移転後、I P電話サービス開始までの期間については、I P電話サービスに係る料金等を支払う必要はありません。

4 I P電話契約者が住所を移転する場合で、第1項の申込をしない場合、またはその移転先が、移転の時に当社がサービスを提供していない地域である場合、I P電話契約者は第13条（I P電話契約者が行うI P電話契約の解除）の規定に従い解除の通知を行うものとします。

(契約事項の変更)

第11条 I P電話契約者は、氏名、住所、料金等の支払いに使用するクレジットカード等当社に対して届け出た契約事項に変更があったときは、速やかに当社所定の方法によりその旨を通知するものとします。

2 当社は前項の契約事項の変更の通知があった場合、第7条（I P電話契約申込の承諾）の規定に準じて取扱います。

(利用権の譲渡の禁止)

第12条 I P電話サービスに係る利用権（I P電話契約者がI P電話契約に基づいてI P電話サービスの提供を受ける権利をいいます。）は、譲渡することはできません。

(I P電話契約者が行うI P電話契約の解除)

第13条 I P電話契約者は、I P電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。なお、当該通知が当社に到達

した月の月末をもって、ＩＰ電話契約の解除を行います。

（当社が行うＩＰ電話契約の解除）

第14条 当社は、第19条（利用停止）の規定によりＩＰ電話サービスの利用を停止されたＩＰ電話契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのＩＰ電話契約を解除することがあります。

2 当社は、ＩＰ電話契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、ＩＰ電話サービスの利用停止をしないでそのＩＰ電話契約を解除することができるものとします。

(1) ＩＰ電話契約者が第19条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合、又は申込の際に申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。

(2) ＩＰ電話契約者に対する差押え、又は仮差押えの申し立てがあったとき。

(3) ＩＰ電話契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき。

(4) ＩＰ電話契約者と連絡が取れず、当社がＩＰ電話サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。

(5) 契約者回線の終端の場所にＩＰ電話契約者の居住事実がないとき、若しくは居住地が判明しないとき。

(6) ＩＰ電話契約者が死亡または解散したことを当社が知ったとき。

3 当社は、第3種コンピュータ通信網サービス、ＩＰ通信網サービス又はＬＡＮ型通信網サービスの契約を解除したときは、そのＩＰ電話サービスの契約を解除します。

4 当社は、前3項の規定によりそのＩＰ電話契約を解除しようとするときは、原則としてあらかじめＩＰ電話契約者にそのことをお知らせします。ただし、ＩＰ電話サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるときは、この限りではありません。

（その他の提供条件）

第15条 ＩＰ電話契約に関するその他の提供条件については、別記2、3に定めるところによります。

第3章の2 付加機能

（付加機能の提供）

第15条の2 当社は、ＩＰ電話契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表第1（基本料金）2(4)付加機能使用料に定めるところにより付加機能を提供します。

（付加機能の廃止）

第15条の3 当社は、その付加機能の提供を受けているＩＰ電話契約者からＩＰ電話契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があった場合には付加機能を廃止します。

第4章 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第16条 当社は、I P電話契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表第1（基本料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

（端末設備の移転）

第17条 当社は、I P電話契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第18条 当社は、次の場合には、I P電話サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第22条(通信利用の制限)の規定により、I P電話サービスの利用を中止するとき。
- (3) コンピュータ通信網サービス契約約款により、その契約者回線のコンピュータ通信網サービスの利用を中止するとき、I P通信網サービスの契約約款により、その契約者回線のI P通信網サービスの利用を中止するとき、又は、LAN型通信網サービス契約約款により、その契約者回線のLAN型通信網サービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりI P電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをI P電話契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第19条 当社は、I P電話契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのI P電話サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったI P電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。))が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのI P電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
- (2) 第38条(利用に係るI P電話契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) コンピュータ通信網サービス契約約款により、その契約者回線のコンピュータ通信網サービスの利用を停止するとき、I P通信網サービスの契約約款により、その契約者回線のI P通信網サービスの利用を停止するとき、又は、LAN型通信網サービス契約約款により、その契約者回線のLAN型通信網サービスの利用を停止するとき。

2 当社は、前項の規定によりI P電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をI P電話契約者に通知します。

3 本条に基づきI P電話サービスの利用停止がなされた場合でも、I P電話契約が解除されるまでの期間のI P電話サービスに係る料金等を支払う義務を負います。

第6章 通 信

(通信の種類等)

第20条 通信の種類は、料金表第1表第2(通信料金)に定めるところによります。

(相互接続通信)

第21条 相互接続通信は、当社が相互接続協定に基づき定めた通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通信を行うことができる地域(以下「接続対象地域」といいます。)は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(通信利用の制限)

第22条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信者の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

(通信時間の測定等)

第23条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2（通信料金）に定めるところによります。

(発信者番号通知)

第23条の2 契約者回線から契約者回線等への通信については、その契約者回線に係るIP電話番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
- (2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、契約者回線から行う通信について、そのIP電話番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている契約者回線から行う通信（通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。）

2 前項の規定にかかわらず、電気通信番号規則（1997年郵政省令第82号）別表第11号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その I P 電話番号等（I P 電話番号、I P 電話契約者の氏名又は名称及び終端の場所をいいます。）をその着信先の契約者回線等へ通知することがあります。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

- 3 当社は、本条第1項又は第2項の規定により、I P 電話番号を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の第35条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（注）I P 電話契約者は、本条の規定等により通知を受けた電話番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第24条 当社が提供する I P 電話サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

（基本料金の支払義務）

第25条 I P 電話契約者は、その契約に基づいて当社が I P 電話サービスの提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間（付加機能使用料については、付加機能の提供を開始した日を含む暦月（付加機能の提供を開始した日を含む暦月と I P 電話サービスの提供を開始した日を含む暦月が同一の場合は、翌暦月とします。）から起算して、解除があった日を含む暦月までの期間とします。）について、料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金を支払っていただきます。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により I P 電話サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

（1） 次の場合には、I P 電話契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

（2） 前号の規定によるほか、I P 電話契約者は、次の表に規定する場合を除いて、I P 電話サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 I P 電話契約者の責めによらない理由により、その I P 電話サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本料金
2 移転に伴って、I P 電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（I P 電話契約者の都合により I P 電話サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は I P 電話番号を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日を含む料金月の翌料金月から起算して、利用できるようになった日を含む料金月までの期間に対応する基本料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これをお返しします。

（通信料金の支払義務）

第26条 I P 電話契約者は、次の通信について、当社が測定した通信時間と料金表第 1 表第 2（通信料金）の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

ただし、付加機能等を利用して行った通話の通話料金については、料金表第 1 表第 1（基本料金）又は同表第 2（通信料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	支払いを要する者
1 契約者回線から行った通信（その契約者回線の I P 電話契約者以外の者が行った通信を含みます。）	その契約者回線の I P 電話契約者

2 相互接続通信の料金の支払い義務については、前項の規定にかかわらず、第 5 節（相互接続通信の料金の取扱い等）に規定するところによります。

3 I P 電話契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第 1 表第 2（通信料金）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（工事費の支払義務）

第27条 I P電話契約者は、契約の申し込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、I P電話契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

（手続きに関する料金の支払義務）

第27条の2 I P電話契約者は、I P電話サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

（附帯サービスに関する料金の支払義務）

第27条の3 I P電話契約者は、I P電話サービスに係る附帯サービスの請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

第3節 料金の計算等

（料金の計算等）

第28条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第29条 I P電話契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（税抜額）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

（延滞利息）

第30条 I P電話契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 相互接続通信の料金の取扱い等

（相互接続通信の料金の取扱い等）

第31条 契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の約款等及び料金表に定めるところにより、相互接続通信に関する料金を支払っていただきます。

2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、その協定事業者が、その約款等及び料金表に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

（注）本条に規定する当社が別に定めるところは、別記4から6によります。

第8章 保 守

（I P電話契約者の維持責任）

第32条 I P電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するように維持していただきます。

（I P電話契約者の切分責任）

第33条 I P電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、I P電話契約者から要請があったときは、当社は、I P電話サービス取扱局において試験を行い、その結果をI P電話契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、I P電話契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、I P電話契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額（税抜額）に消費税相当額を加算した額とします。

（注）本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について、当社と保守契約を締結しているI P電話契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第34条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第22条（通信利用の制限）の規定より優先的に取扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修 理 又 は 復 旧 す る 電 気 通 信 設 備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容する I P 電話サービス取扱局及び I P 電話番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第35条 当社は、I P電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのI P電話サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、I P電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのI P電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金

(2) 料金表第1表第2（通信料金）に規定する通信料金（I P電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均の通話に関する料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりI P電話サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当っては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

(免責)

第36条 当社は、I P電話契約に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、I P電話契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

3 第三者が、料金等の支払いに利用するクレジットカード等を不正に利用する等の方法でI P電話サービスを利用することにより、I P電話契約者又は第三者に損害を与えた場合、当社はその損害についていかなる責任も負いません。

4 当社は、この約款等に定める利用停止、利用中止により、I P電話契約者に損害を与えた場合、この約款等に別に定めがある場合を除きその損害についていかなる責任も負いません。

5 当社は、I P電話サービスを提供するにあたって、当社以外の電気通信事業者に起因する障害等により発生する損害について、いかなる責任も負いません。

- 6 当社は、ＩＰ電話サービスの提供に関し、ＩＰ電話契約者に対して、この約款等に定める以外のいかなる責任も負いません。

第１０章 雑 則

（他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結）

第36条の２ ＩＰ電話契約の申込みの承諾を受けた者は、別に定める電気通信事業者が定める契約約款等の規定に基づいて、その電気通信事業者と別に定める電話等利用契約を締結したことになります。

ただし、ＩＰ電話契約者の申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者に対してその電話等利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- ２ 前項の規定により電話等利用契約を締結したＩＰ電話契約者は、その契約者回線等において、該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、そのＩＰ電話契約者が、その電話等利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

（承諾の限界）

第37条 当社は、ＩＰ電話契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求をしたＩＰ電話契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

（利用に係るＩＰ電話契約者の義務）

第38条 ＩＰ電話契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (5) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

- ２ ＩＰ電話契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したとき

は、当社が指定する期日までにその補充、修理その他の工事等について、料金表第5表（端末設備を亡失、又はき損したときの賠償金）に規定する料金を支払っていただきます。

（I P 電話契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等）

第39条 I P 電話契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記7に定めるところによります。

（I P 電話契約者の氏名等の通知）

第40条 当社は、協定事業者から請求があったときは、I P 電話契約者（その協定事業者と相互接続通信に係る契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所及びI P 電話番号等をその協定事業者に通知することがあります。

2 当社は、契約者回線から相互接続通信（当社が別に定める通信に限ります。）を行なう場合に、その契約者回線のI P 電話番号をその相互接続通信に係る協定事業者に通知します。

（協定事業者からの通知）

第41条 I P 電話契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（番号ポータビリティ）

第42条 第2種I P 電話契約者又は第3種I P 電話契約者（O A B－J 番号サービスに限ります。）が、電話サービスの提供を受ける電話事業者を協定事業者から変更し、あらかじめ当社に番号ポータビリティの申込みをした場合において、その協定事業者からI P 電話サービス契約者に付与された電話番号（一般加入電話に限ります。）を変更することなく、当社のI P 電話サービスの提供を受けることができるようにします。ただし、次の場合にはこの限りではありません。

- (1) 番号ポータビリティを実施することが技術上困難なとき
- (2) I P 電話契約者が協定事業者と契約しているサービスの提供場所が変更となる時
- (3) 協定事業者の業務の遂行上支障があるとき
- (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき

2 I P 電話契約者は、前項の申込みを行い当社がその承諾をしたときは、料金表第3表（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

（電話帳掲載）

第43条 当社は、第2種I P 電話契約者又は第3種I P 電話契約者（O A B－J 番号サービスに限ります。）から請求があったときは、別記16に定めるところにより、I P 電話番号等を当社が別に定める協定事業者の電話帳へ掲載します。

（電話番号案内への登録）

第44条 当社は、第2種I P 電話契約者又は第3種I P 電話契約者（O A B－J 番号サービスに限ります。）から請求があったときは、当社が別に定める協定事業者の電話番号案

内において I P 電話番号等の案内を行います。

(相互接続番号案内)

第45条 第2種 I P 電話契約者又は第3種 I P 電話契約者（O A B－J 番号サービスに限ります。）は、その I P 電話契約者に係る契約者回線等から相互接続番号案内（相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 相互接続番号案内を利用した場合は、料金表第1表第2（通信料金）に定める相互接続番号案内に係る料金の支払いを要します。

(電報サービスの利用)

第46条 第2種 I P 電話契約者又は第3種 I P 電話契約者（O A B－J 番号サービスに限ります。）は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の定めに基づく電報サービスを利用することができます。

2 第2種 I P 電話契約者又は第3種 I P 電話契約者（O A B－J 番号サービスに限ります。）は、前項の規定により電報サービスを利用した場合に生じた債権を当社が協定事業者から譲り受けることを承諾していただきます。この場合、当社は I P 電話契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

3 前項の規定により当社が協定事業者から譲り受けた債権額は、協定事業者の料金表の定めに基づいて算定した額とし、その他の取扱いについては、この約款の定めるところによります。

(天気予報サービス及び時報サービス)

第47条 第2種 I P 電話契約者又は第3種 I P 電話契約者（O A B－J 番号サービスに限ります。）は、次により天気予報サービス及び時報サービスを利用することができます。

区 別	内 容	電話番号
天気予報サービス	気象庁が作成した、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	1 7 7
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	1 1 7
災害用伝言ダイヤルサービス	災害等が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	1 7 1

2 天気予報サービス及び時報サービスは、1の通話について、天気予報又は時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、一定時間をもって、その通話を打ち切ります。

(法令に規定する事項)

第48条 I P 電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記8から13に定めるところによります。

(閲覧)

第49条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 1 1 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第50条 I P電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記15から16に定めるところによります。

別 記

1 I P 電話サービスの提供区域等

- (1) I P 電話サービスは、当社が別に定める区域において提供します。
- (2) 当社の I P 電話サービスに係る通信は、契約者回線相互間、相互接続点と契約者回線において提供します。

2 I P 電話契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により I P 電話契約者の地位の承継があった時は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書面を添えて、すみやかに I P 電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、相続人が 2 名以上ある時は、その内の 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した時も同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人の内の 1 人を代表者として取扱います。

3 I P 電話契約者の氏名等の変更

- (1) I P 電話契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があった時は、これを証明する書類を添えて、すみやかに I P 電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 相互接続通信の料金の取扱い

- (1) 別記 6（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信の料金は、当社及び協定事業者のサービスの提供区間を合わせて別記 6 に規定する料金設定事業者がその約款等及び料金表において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 6 に定めるところによります。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った相互接続通信について、料金表第 1 表第 1（基本料金）、同表第 2（通信料金）又は協定事業者の約款等及び料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 端末系事業者	電気通信番号規則別表第 1 号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
3 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則別表第2号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
4 PHS事業者	電気通信番号規則別表第5号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
5 IP電話事業者	電気通信番号規則別表第 1 第11号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
6 無線呼出し事業者	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の5に規定する無線呼出し通信を行う電気通信事業者

6 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接 続 形 態		料 金 を 定 め る 事 業 者	料 金 を 請 求 す る 事 業 者	料 金 の 支 払 い を 要 す る 者	料 金 に 関 す る そ の 他 の 取 扱 い
1	発信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 ：端末系事業者、携帯・自動車電話事業者、I P 電話事業者、無線呼出し事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線	当社	同左	その通信を行った契約者回線の契約者	この約款の定めるところによります。
2	発信側の電気通信設備 ：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線	(1) (2)以外の場合	端末系事業者	その端末系事業者の契約約款及び料金表に規定する者	その端末系事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
		(2) 電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款及び料金表に規定する者
3	発信側の電気通信設備 ：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款及び料金表に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
4	発信側の電気通信設備 ：P H S 事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線	P H S 事業者	同左	そのP H S 事業者の契約約款及び料金表に規定する者	そのP H S 事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
5	発信側の電気通信設備 ：I P 電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線	I P 電話事業者	同左	そのI P 電話事業者の契約約款及び料金表に規定する者	そのI P 電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

7 I P 電話契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その I P 電話契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が I P 電話契約に基づき設置する端末設備その他電気通信設備に必要な電気は、I P 電話契約者から提供していただきます。
- (3) I P 電話契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

8 自営端末設備の接続

- (1) I P 電話契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続しようとするときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器（端末機器の技術基準適合認定に関する規則（昭和60年郵政省令第29号）第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）又は技術基準等に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) I P 電話契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) I P 電話契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取扱います。
- (7) I P 電話契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備をとりはずしたときは、当社に通知していただきます。

9 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、I P 電話契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、I P 電話契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、I P 電話契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

10 自営電気通信設備の接続

- (1) I P 電話契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) I P 電話契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) I P 電話契約者が、その自営電気通信設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取扱います。
- (7) I P 電話契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記9（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取扱います。

12 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

13 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

14 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
(1) 物理的条件 (2) 電氣的条件 (3) 論理的条件

15 通話料金明細内訳書の送付

- (1) 当社は、I P電話契約者から、当社所定の書面により請求があったときは、通話料金明細内訳書を送付します。
- (2) I P電話契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

16 協定事業者の電話帳への掲載

- (1) 当社は、第2種I P電話契約者又は第3種I P電話契約者（O A B－J番号サービスに限ります。）から、当社が別に定める方法により協定事業者（西日本電信電話株式会社に限ります。）が発行する電話帳への掲載の請求があったときには、そのI P電話契約者の電話番号等を、協定事業者の電話帳へ掲載します。
- (2) I P電話契約者は、(1)の請求をするときは、掲載する電話帳の種類（50音別電話帳又は職能別電話帳とします。）を当社に通知するものとします。
- (3) I P電話契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは料金表第4表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (4) 本手続きに要する期間、その他の条件の取扱いについては、その協定事業者の定めるところによります。

料金表

通 則

(基本料金の計算方法)

- 1 当社は、基本料金のうち月額で定める料金（以下この条において「月額料金」といいます。）を暦月に従って計算します。

(通信料金の計算方法等)

- 2 当社は、通信料金を料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は前項の起算日を変更することがあります。

(料金等の支払い)

- 4 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する方法において支払っていただきます。
- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用については支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 6 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の臨時減免)

- 9 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
- 10 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のIP電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

第1表 料 金

第1 基本料金

1 適 用

区 分	内 容																	
(1) 基本料金の適用	ア 基本料金は、定額利用料、加算額、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び付加機能使用料を合算して適用します。 イ 定額利用料及び加算額は、当社が I P 電話サービスの提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間について適用します。 ウ ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、当社が I P 電話番号の提供を開始した日を含む暦月から起算して、解除があった日を含む暦月の前暦月までの期間について適用します。 エ 付加機能使用料は、当社がその付加機能の提供を開始した日を含む暦月から起算して、解除があった日を含む暦月までの期間について適用します。 ただし、付加機能の提供を開始した日を含む暦月と I P 電話サービスの提供を開始した日を含む暦月が同一の場合は、翌暦月から起算して適用します。																	
(2) 品目に係る料金の適用	当社は、I P 電話サービスの提供について、料金表を適用するにあたって、次表のとおり提供の形態による品目を定めます。 <table><tr><th colspan="2">品 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">第 1 種 I P 電話サービス</td><td>プラン 1 (BBIQ光電話050)</td><td>利用可能な I P 電話回線数が 1 のもの</td></tr><tr><td>削除</td><td>削除</td></tr><tr><td rowspan="2">第 2 種 I P 電話サービス</td><td>プラン 1 (BBIQ 光電話)</td><td>利用可能な I P 電話回線数が最大 4 のもの</td></tr><tr><td>プラン 2 (BBIQ 光電話プラン 16)</td><td>利用可能な I P 電話回線数が最大 1 6 のもの</td></tr><tr><td colspan="2">第 3 種 I P 電話サービス (QTPRO 光電話 プラン 276)</td><td>利用可能な I P 電話回線数が最大 2 7 6 のもの</td></tr></table> ※第 1 種 I P 電話サービスの新規申込受付は、2011年11月30日をもって終了いたしました。		品 目		内 容	第 1 種 I P 電話サービス	プラン 1 (BBIQ光電話050)	利用可能な I P 電話回線数が 1 のもの	削除	削除	第 2 種 I P 電話サービス	プラン 1 (BBIQ 光電話)	利用可能な I P 電話回線数が最大 4 のもの	プラン 2 (BBIQ 光電話プラン 16)	利用可能な I P 電話回線数が最大 1 6 のもの	第 3 種 I P 電話サービス (QTPRO 光電話 プラン 276)		利用可能な I P 電話回線数が最大 2 7 6 のもの
品 目		内 容																
第 1 種 I P 電話サービス	プラン 1 (BBIQ光電話050)	利用可能な I P 電話回線数が 1 のもの																
	削除	削除																
第 2 種 I P 電話サービス	プラン 1 (BBIQ 光電話)	利用可能な I P 電話回線数が最大 4 のもの																
	プラン 2 (BBIQ 光電話プラン 16)	利用可能な I P 電話回線数が最大 1 6 のもの																
第 3 種 I P 電話サービス (QTPRO 光電話 プラン 276)		利用可能な I P 電話回線数が最大 2 7 6 のもの																
(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア I P 電話サービスについては、最低利用期間があります。 イ I P 電話契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金に相当する額を一括して支払っていただきます。 (1) 第 1 種 I P 電話サービス又は第 2 種 I P 電話サービス（プラン 1 に限ります。）の定額利用料 (2) 第 2 種 I P 電話サービス（プラン 2 に限ります。）又は第 3 種 I P 電話サービスの定額利用料及び加算額																	

(4) 端末設備の料金適用	第2種 I P 電話サービスのうちプラン2のもの、若しくは、第3種 I P 電話サービスに端末設備の加算額を適用します。				
(5) 付加機能使用料の適用	ア 当社が付加機能を提供した場合に、付加機能使用料を適用します。 イ 第2種 I P 電話サービスのうちプラン1のものに当社が2以上の付加機能を同時に提供した場合（割込通話機能と迷惑電話拒否機能を提供する場合、及び番号情報送出機能（ダイヤルイン）、代表機能、契約者回線が I P 通信網サービスまたは L A N 型通信網サービスの場合における転送電話機能は除きます。）には、2料金額（4）付加機能使用料の定めにかかわらず、以下の料金を適用します。 <table border="1"> <tr> <th>単位</th><th>月額料金</th></tr> <tr> <td>1 の I P 電話番号ごとに</td><td>660円(税込み)</td></tr> </table> ウ 付加機能のその他提供条件については、当社が別に定めるところによります。	単位	月額料金	1 の I P 電話番号ごとに	660円(税込み)
単位	月額料金				
1 の I P 電話番号ごとに	660円(税込み)				
備考 I P 電話サービスは、I P 電話サービス取扱局の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時50分までの時間をいいます。以下同じとします。）外に、その契約者回線について修理又は復旧を受けたときに、その受け付け時刻以降の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行います。					

2 料金額

(1) 定額利用料

分			単 位	月額料金
第 1 種 I P 電 話 サ ー ビ ス	削除		削除	削除
第 2 種 I P 電 話 サ ー ビ ス	プラン 1 のもの	(ア) 無線 L A N 機能を有する端末設備のもので I P 電話 1 回線目のもの	1 の I P 電話回線ごとに	550 円 (税込み)
		(イ) (ア) の I P 電話 2 回線目以降のもの	1 の I P 電話回線ごとに	330 円 (税込み)
		(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	1 の I P 電話回線ごとに	330 円 (税込み)
	プラン 2 のもの	(ア) アナログタイプのもの	1 の契約ごとに	1, 320 円 (税込み)
		(イ) B R I タイプのもの	1 の契約ごとに	1, 760 円 (税込み)
第 3 種 I P 電話サービス			1 の契約ごとに	1, 760 円 (税込み)
※第 2 種 I P 電話サービスプラン 1 (ウ) の新規申込受付については、2014 年 6 月 30 日をもって終了いたしました。				
備考				
1 第 2 種 I P 電話サービスのうちプラン 1 (ア) のものについては、次により取り扱います。				
(ア) 契約期間中に無線 L A N 機能を利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中の料金の全額を支払うものとします。				
(イ) 当社は、無線 L A N 機能付き端末設備の提供に際し、停電、電力線上での電気ノイズなどの外部要因、又は天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害などのあらゆる損害については、一切の損害責任を負わないものとします。				
(ウ) 無線 L A N 機能を利用した通信は、障害物等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。				
(エ) 無線 L A N 機能を有する端末設備のその他提供条件については、当社が別に定めるところによります。				
2 第 2 種 I P 電話サービスのうちプラン 2 のもの (ア) については、1 の契約につき、3 の I P 電話回線が利用できます。第 2 種 I P 電話サービスのうちプラン 2 のもの (イ) については、1 の契約につき、2 の I P 電話回線が利用できます。				
3 第 3 種 I P 電話サービスについては、1 の契約につき、2 の I P 電話回線が利用できます。				
4 第 3 種通信網サービスでオフィスタイプの契約とともに、第 2 種 I P 電話サービスのプラン 2 を利用する場合は、料金額 (1) (定額利用料) に規定する第 2 種 I P 電話サービスのプラン 2 の月額料金に 0 円を適用します。				
5 その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。				

(2) 加算額

区 分			単 位	月額料金
端末設備使用料	削除		削除	削除
	第2種IP電話サービスのうちプラン2のもの	スイッチ使用料	1台ごとに	330円(税込み)
		ゲートウェイ使用料(アナログ・BRI)	1台ごとに	770円(税込み)
		備考	ゲートウェイ1台につき4のIP電話回線が接続可能です。	
	第3種IP電話サービス	スイッチ利用料	1台ごとに	330円(税込み)
		ゲートウェイ利用料(アナログ・BRI)	1台ごとに	770円(税込み)
		ゲートウェイ利用料(PRI)	1台ごとに	5,610円(税込み)
		備考	ゲートウェイ1台につき、アナログ・BRIは4のIP電話回線、PRIは23のIP電話回線が接続可能です。	
IP電話番号追加機能	電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号を追加するもの(050番号追加)		1の契約ごとに	330円(税込み)
	備考	1 第2種IP電話サービスのうちプラン1のものに限り提供します。 2 当社は、契約者回線に定める1の契約につき1のIP電話番号を提供します。 3 IP電話番号からの発信は、当社が別に定めるIP電話番号への発信に限り可能です。 4 この機能を利用した電話番号から、前記の当社が定めるIP電話番号以外へは発信できません。 5 2料金表(3)に規定する各付加機能を利用する電話番号にこの機能によりIP電話番号を追加した場合は、そのIP電話番号からの発信または、そのIP電話番号への着信についても各付加機能の利用が可能となります。 6 その他の事項については、第9条(IP電話番号)、第23条の2(発信者番号通知)、第34条(修理又は復旧の順位)及び第40条(IP電話契約者の氏名等の通知)に準ずるものとします。 ※この機能の新規申込受付は、2011年11月30日をもって終了いたしました。		
	電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路を識別するための電気通信番号を追加するもの(0AB-J番号追加)		1のIP電話番号ごとに	110円(税込み)

	備考	1 第2種 I P 電話サービスのうちプラン2のものに限り提供します。 2 その他提供条件については、当社が別に定めるところによります。		
		電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号、又は、電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路を識別するための電気通信番号を追加するもの(050番号又は0AB-J番号追加)	1の I P 電話番号ごとに	110円(税込み)
	備考	1 第3種 I P 電話サービスに限り提供します。 2 追加電話番号は、ダイヤルイン利用時に基本サービス及び I P 電話回線追加機能で含まれる I P 電話番号以外に電話番号が必要な場合に利用します。 3 その他提供条件については、当社が別に定めるところによります。		
I P 電話回線追加機能		第2種 I P 電話サービスのうちプラン2のもの	1の I P 電話回線ごとに	440円(税込み)
		第3種 I P 電話サービスのもの	1の I P 電話回線ごとに	880円(税込み)
	備考	提供条件については、当社が別に定めるところによります。		

(3) ユニバーサルサービス利用料

区 分		単 位	月額料金
電気通信事業法に定められた「ユニバーサルサービス制度」に基づき、ユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報などの国民生活に不可欠な電話サービス）を全国で公平かつ安定的に利用できる環境を確保するために拠出する基金		1の I P 電話番号ごとに	当社が別に定める料金
	備考	1 ユニバーサルサービス支援機関が定める1電話番号当たりの単価の見直しが行われる場合、月額料金を変更する場合があります。 2 月額料金の変更を行う場合は、あらかじめ当社が定める方法により I P 電話契約者に通知します。 3 ユニバーサルサービス料について定めた当社のホームページは、次のとおりです。(https://www.qtnet.co.jp/)	

(4) 電話リレーサービス料

区 分		単 位	月額料金
聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和 2 年 法律第 53 号) に定める負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和 2 年総務 省令第 110 号) により算出された額に基づいて、当社が定める料金		1 の I P 電話 番号ごとに	当社が別に定める 料金
		備考	1 電話リレーサービス支援機関が定める 1 電話番号当たりの単価の見直しが行われる場合、月額料金を変更する場合があります。 2 月額料金の変更を行う場合は、あらかじめ当社が定める方法により I P 電話契約者に通知します。 3 電話リレーサービス料について定めた当社のホームページは、次のとおりです。(https://www.gtnet.co.jp/)

(4) 付加機能使用料

区 分			単 位	月額料金
発信者番号表示機能	その I P 電話回線へ通知される発信電話番号を表示することができる機能	第 2 種 I P 電話サービスのうちプラン 1 のもの	1 の I P 電話回線ごとに	440 円 (税込み)
		第 2 種 I P 電話サービスのうちプラン 2 のもの	1 の契約ごとに	1,320 円 (税込み)
		第 3 種 I P 電話サービスのもの	—	—
	備考	1 第 2 種 I P 電話サービス又は第 3 種 I P 電話サービスについて提供します。 2 この機能を利用するにあたっては、発信電話番号等の表示できる自営端末設備が必要となります。 3 第 3 種通信網サービスでオフィスタイプの契約とともに、第 2 種 I P 電話サービスのプラン 2 の提供および付加機能として発信者番号表示機能を利用する場合は、料金額 (4) (付加機能使用料) に規定する発信者番号表示機能の月額料金に 0 円を適用します。		
番号通知リクエスト機能	発信電話番号が通知されない着信に対して、その発信電話番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能	第 2 種 I P 電話サービスのうちプラン 1 のもの	1 の I P 電話回線ごとに	220 円 (税込み)
		第 2 種 I P 電話サービスのうちプラン 2 のもの	1 の契約ごとに	660 円 (税込み)
		第 3 種 I P 電話サービスのもの	—	—
	備考	1 第 2 種 I P 電話サービス又は第 3 種 I P 電話サービスについて提供します。 2 この機能のご利用には、発信者番号表示機能のご利用が必要です。 3 当社は、発信者番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。		
転送電話機能	その I P 電話回線へ着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線等（当社と接続している電気	ア イ、ウ以外のもの	—	—

	通信事業者の契約者回線を含みます) に自動的に転送する機能		イ 第2種 I P 電話サービスのうち契約者回線がコンピュータ通信網サービスのもの	1 の I P 電話回線ごとにまたは I P 電話番号追加機能の 1 の I P 電話番号ごとに	550円(税込み)
			ウ 第3種 I P 電話サービスのもの	—	—
	備考	1 第2種 I P 電話サービス又は第3種 I P 電話サービスについて提供します。 2 転送先として指定できる電気通信番号には、当社が別に定める制限があります。 3 転送した通信に係る通信料金は、当社がこの約款に定める通信料金によります。			
割込通話機能	通話中に他から着信があることを知らせ、その回線に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通話中の通話を保留し、その着信に应答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能			1 の I P 電話回線ごとに	330円(税込み)
	備考	1 第2種 I P 電話サービスのうちプラン1のものについて提供します。			
迷惑電話拒否機能	電話機からの操作により、その I P 電話回線への直前の着信の電話番号について、以後の着信に対してお断りする旨の案内を自動的に行う機能		第2種 I P 電話サービスのもの	1 の I P 電話回線ごとに	220円(税込み)
			第3種 I P 電話サービスのもの	—	—
	備考	1 第2種 I P 電話サービス又は第3種 I P 電話サービスについて提供します。 2 当社は、お断りする旨の案内により自動的に应答する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。			
番号情報送出機能 (ダイヤルイン)	その I P 電話回線に着信があった場合に、その I P 電話番号又は追加番号(その I P 電話契約者からの請求によ		削除	削除	削除

	り当社が付与した I P 電話番号以外の番号をいいます。) の情報を、その I P 電話回線に接続される構内交換設備等の端末設備に送出する機能	第 2 種 I P 電話サービスのうちプラン 2 のもの又は第 3 種 I P 電話サービスのもの	—	—
	備考	1 第 2 種 I P 電話サービスのうちプラン 2 のもの、および、第 3 種 I P 電話サービスについて提供します。		
代表機能	2 以上の I P 電話回線について、それらの電話番号を代表する代表電話番号を定め、その代表電話番号に着信があった場合に、通話中でないいずれか 1 の I P 電話回線に着信することができるようにする機能		—	—
	備考	1 第 2 種 I P 電話サービス、および、第 3 種 I P 電話サービスについて提供します。		
国際発信規制機能	I P 電話回線からの国際発信を規制/解除する機能。	第 2 種 I P 電話サービス	1 の契約ごとに	—
		第 3 種 I P 電話サービス	1 の契約ごとに	
	備考	1 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 2 第 2 種 I P 電話サービス並びに、第 3 種 I P 電話サービスについて提供します。		

第2 通信料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 通話の種類	通話には次の種類があります。 <table> <tr> <th>区 分</th><th>適 用 す る 通 話</th></tr> <tr> <td>1 一般通話</td><td> ・ I P 電話契約者回線相互間における通話 ・ I P 電話契約者回線から発信し、Q T モバイルサービス契約者回線にて受信する通話。但し、以下の条件を満たす場合に限る。 1 第2種 I P 電話サービス、第3種 I P 電話サービス契約者であること。 2 第2種 I P 電話サービス契約者は第3種コンピュータ通信網サービスの提供の形態区別がプラスタイプ及び、オフィスタイプであること </td></tr> <tr> <td>2 相互接続通話</td><td>1 以外の通話</td></tr> </table>	区 分	適 用 す る 通 話	1 一般通話	・ I P 電話契約者回線相互間における通話 ・ I P 電話契約者回線から発信し、Q T モバイルサービス契約者回線にて受信する通話。但し、以下の条件を満たす場合に限る。 1 第2種 I P 電話サービス、第3種 I P 電話サービス契約者であること。 2 第2種 I P 電話サービス契約者は第3種コンピュータ通信網サービスの提供の形態区別がプラスタイプ及び、オフィスタイプであること	2 相互接続通話	1 以外の通話
区 分	適 用 す る 通 話						
1 一般通話	・ I P 電話契約者回線相互間における通話 ・ I P 電話契約者回線から発信し、Q T モバイルサービス契約者回線にて受信する通話。但し、以下の条件を満たす場合に限る。 1 第2種 I P 電話サービス、第3種 I P 電話サービス契約者であること。 2 第2種 I P 電話サービス契約者は第3種コンピュータ通信網サービスの提供の形態区別がプラスタイプ及び、オフィスタイプであること						
2 相互接続通話	1 以外の通話						
(2) 通信時間の測定等	ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。 イ 次の時間は、前項の通信時間には含みません。 (1) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間 (2) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、料金表第1表第2（通信料金）に規定する秒数に満たない端数の通信時間						
(3) 相互接続通信に係る料金額の設定	相互接続通信に係る料金額は、当社及び協定事業者（端末系事業者とします。）のサービスの提供区間を合わせて当社が設定するものとし、2（料金額）の（2）に定める額とします。						
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。 ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月（通則（通信料金の計算方法等）に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ ア以外の場合						

	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
--	---

2 料金額

(1) 一般通話に係るもの

無料

(2) 相互接続通話に係るもの

ア イ～オ以外の通話に係るもの

区 分	単 位	料金額
全 域	180秒までごとに	8.25円(税込み)
備考		
1 第3種IP電話サービスのうち050番号サービスのものに係る契約者回線から、当社が別に定める他社IP網への通話については、上記の料金を適用せず無料とします。		
2 通話ごとの通話料金の算定に当たっては、料金表通則7（端数処理）の規定は適用されません。		

イ 携帯・自動車電話事業者に係るもの

区 分	単 位	料金額
携帯・自動車電話事業者に係るもの	60秒までごとに 第2種IP電話サービスのうち プラン2のもの 又は第3種IP電話サービスのもの	17.6円(税込み)
	上記以外のもの	19.8円(税込み)

ウ PHS事業者に係るもの

区 分	単 位	料金額
PHS事業者に係るもの	60秒までごとに 第2種IP電話サービスのうち プラン2のもの 又は第3種IP電話サービスのもの	17.6円(税込み)
	上記以外のもの	19.8円(税込み)

エ 相互接続番号案内に係るもの

区 分	単 位	料金額
相互接続番号案内に係るもの	1の電話番号案内ごとに	220円(税込み)

オ 外国への通話に係るもの

区 分	取扱地域	料金額 (60秒までごとに)
アジア1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	30円(税抜き)
アジア2	台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカオ	30円(税抜き)
アジア3	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	45円(税抜き)

アジア 4	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール連邦民主共和国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、東ティモール民主共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦共和国、モンゴル国、モルディヴ共和国、ラオス人民民主共和国	80円(税抜き)
アジア 5	アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国、アフガニスタン・イスラム共和国	90円(税抜き)
アジア 6	朝鮮民主主義人民共和国	253円(税抜き)
アメリカ 1	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）、カナダ	9円(税抜き)
アメリカ 2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国	40円(税抜き)
アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、ブラジル連邦共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア多民族国、ホンジュラス共和国、	30円(税抜き)
アメリカ 4	グアドループ島、フランス領ギアナ、マルチニーク島	85円(税抜き)
アメリカ 5	ガイアナ共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット、ドミニカ国	92円(税抜き)
アメリカ 6	フォークランド諸島	128円(税抜き)
アメリカ 7	オランダ領セントマーティン	133円(税抜き)
オセアニア 1	ハワイ	9円(税抜き)
オセアニア 2	オーストラリア、グアム、サイパン、ニュージーランド	40円(税抜き)
オセアニア 3	クック諸島、クリスマス島、ココス・キーリング諸島、サモア独立国、ツバル、トンガ王国、ニューカレドニア、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	56円(税抜き)
オセアニア 4	ニウエ、バヌアツ共和国	64円(税抜き)
オセアニア 5	キリバス共和国	146円(税抜き)
オセアニア 6	トケラウ諸島、ノーフーク島	165円(税抜き)
オセアニア 7	ナウル共和国	209円(税抜き)
オセアニア 8	ソロモン諸島	239円(税抜き)

ヨーロッパ1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	22円(税抜き)
ヨーロッパ2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	48円(税抜き)
ヨーロッパ3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、コソボ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セルビア共和国、モンテネグロ	64円(税抜き)
ヨーロッパ4	グリーンランド	99円(税抜き)
アフリカ1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、ザンビア共和国、リビア、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、南スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	72円(税抜き)
アフリカ2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア連邦共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、セーシェル共和国	90円(税抜き)
アフリカ3	トーゴ共和国、カメルーン共和国	128円(税抜き)
アフリカ4	ディエゴ・ガルシア島	180円(税抜き)
アフリカ5	コンゴ共和国	239円(税抜き)

インマルサット区分 1	インマルサットーM	360円(税抜き)
インマルサット区分 2	インマルサットーB	300円(税抜き)
インマルサット区分 3	インマルサットーミニM、インマルサットーFleet、インマルサットーM4	250円(税抜き)
インマルサット区分 4	インマルサットーB G A N インマルサットーF B	210円(税抜き)
インマルサット区分 5	インマルサットーB G A N－H S D インマルサットーFleet－H S D、インマルサットーM4－H S D、インマルサットーF B－H S D	686円(税抜き)
衛星 1	スラヤー衛星携帯電話	250円(税抜き)
衛星 2	イリジウム衛星携帯電話	360円(税抜き)
備考		
1 外国への通話の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。		
2 この表に規定する料金は消費税課税対象外とします。		
3 第2種 I P 電話サービス、または、第3種 I P 電話サービスについて提供します。		

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容										
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる1の工事ごとに適用します。										
(2) 品目の変更、移転の場合の工事費の適用	品目の変更の場合の工事費は変更後の品目に対応する設備に関する工事費を適用し、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事費を適用します。ただし、第2種IP電話サービスの移転の場合の工事費は0円を適用します。										
(3) 工事の適用区分	工事の区分は次の通りとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th><th>適 用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約の手続きに係る工事費</td><td>初期登録に係る工事費について適用します。IP電話回線の追加、IP電話番号の変更の場合を含みます。</td></tr> <tr> <td>イ 付加機能に係る工事費</td><td>付加機能の利用の開始又は変更の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>ウ 機器工事費</td><td>利用の開始に関する工事、回線の追加、削除及び付加機能に係る工事など、当社が提供する端末設備の工事を要する場合に適用します。ただし、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、0円を適用します。</td></tr> <tr> <td>エ 機器配線に係る工事費</td><td>契約者回線の終端から自営端末設備までの機器配線に係る工事について適用します。</td></tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 契約の手続きに係る工事費	初期登録に係る工事費について適用します。IP電話回線の追加、IP電話番号の変更の場合を含みます。	イ 付加機能に係る工事費	付加機能の利用の開始又は変更の場合に適用します。	ウ 機器工事費	利用の開始に関する工事、回線の追加、削除及び付加機能に係る工事など、当社が提供する端末設備の工事を要する場合に適用します。ただし、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、0円を適用します。	エ 機器配線に係る工事費	契約者回線の終端から自営端末設備までの機器配線に係る工事について適用します。
工事の区分	適 用										
ア 契約の手続きに係る工事費	初期登録に係る工事費について適用します。IP電話回線の追加、IP電話番号の変更の場合を含みます。										
イ 付加機能に係る工事費	付加機能の利用の開始又は変更の場合に適用します。										
ウ 機器工事費	利用の開始に関する工事、回線の追加、削除及び付加機能に係る工事など、当社が提供する端末設備の工事を要する場合に適用します。ただし、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、0円を適用します。										
エ 機器配線に係る工事費	契約者回線の終端から自営端末設備までの機器配線に係る工事について適用します。										
(4) 機器配線に係る基本工事費の適用	第3種コンピュータ通信網サービス、IP通信網サービス、若しくはLAN型通信網サービス、又はIP電話サービスの利用の開始に関する工事と同時に実施する場合には、第2表第1の2の機器配線に係る工事費の基本工事費は適用しません。										

2 工事費の額

区 分		単 位	工事費の額
(1) 契約の 手続きに係る 工事費	第1種IP電話サービスの契約申込みの場合	削除	削除
	第2種IP電話サービスの契約申込みの場合	プラン1のもの	1のIP電話回線ごとに 2,200円(税込み)
		プラン2のもの	1のIP電話契約ごとに 4,400円(税込み)
	第3種IP電話サービスの契約申込みの場合	1のIP電話契約ごとに	4,400円(税込み)
	第2種IP電話サービスのうちプラン2のもの又は第3種IP電話サービスにおいて、IP電話番号追加機能を利用する場合	1のIP電話番号ごとに	770円(税込み)
(2) 付加機能に係る工事費	番号情報送出機能（ダイヤルイン）	番号登録・追加の場合	1の番号ごとに 1,100円(税込み)
		上記の場合を除く	1の工事ごとに 1,100円(税込み)
	代表機能	第2種IP電話サービスのプラン1のもの	—
		第2種IP電話サービスのプラン2のもの又は第3種IP電話サービスのもの	1の工事ごとに 1,100円(税込み)
	発信者番号表示機能	第2種IP電話サービスのプラン1のもの	—
		第2種IP電話サービスのプラン2のもの又は第3種IP電話サービスのもの	1の工事ごとに 1,100円(税込み)
	備考	番号情報送出機能（番号登録・追加の場合を除く）及び代表機能の工事を契約の手続きに係る工事と同時に実施する場合には、付加機能に係る工事費は適用しません。	

(3) 機器 工事費	端末 設備	第 1 種 I P 電 話サー ビス	削除	削除	削除	削除		
		第 2 種 I P 電 話サー ビス	プラン 1 のも の	契約者回線と同時 工事の場合	1 装置ごとに	3,300円(税 込み)		
				上記の場合を除く	1 装置ごとに	6,600円(税 込み)		
			プラン 2 のも の	利用の開始に関す る工事の場合	1 装置ごとに	30,800円(税 込み)		
				上記の場合を除く	1 装置ごとに	8,800円(税 込み)		
		第 3 種 I P 電話 サービス	利用の開始に関す る工事の場合		1 装置ごとに	30,800円(税 込み)		
			上記の場合を除く		1 装置ごとに	8,800円(税 込み)		
		(4) 機器配線に 係る工事費		第 2 種 I P 電話サービスのプラン 1 のもの	1 の配 線ごと に	1 の工事ごとに (基本工事費)		4,400円(税 込み)
						同一部屋内		無料
上記の 場合を 除く	5mまで					5,500円(税 込み)		
	以 降 5m ごとに					5,500円(税 込み)		
備考 1 機器配線に係る工事で、壁裏、天井裏、床下への隠ぺい配線、貫通等の特殊な 工事を要する場合には、別途実費を支払っていただきます。 2 機器配線の延長は、信号の減衰や遅延などが影響して通信品質を維持できない 場合があります。								
第 2 種 I P 電話サービスのプラン 2 のもの又は第 3 種 I P 電話サービス のもの	1 の工事ごとに (基本工事費)			無料				
	1 の配線ごとに			無料				
備考 1 機器配線に係る工事で、配線ルート（貫通等の特殊な工事を含む）は、I P 電 話契約者にて事前に準備していただきます。 2 配線する距離等の要因により配線工事費が高額となる場合は、実費分の工事費 を I P 電話契約者にて負担いただくことがあります。 3 機器配線の延長は、信号の減衰や遅延などが影響して通信品質を維持できない 場合があります。								

第3表 手続きに関する料金

区 分		単 位	料金額
番号移転手数料	I P 電話契約の申込みにあたって、第42条（番号ポータビリティ）の規定により、電話番号を変更することなく当社の I P 電話サービスの提供を受ける場合に適用します。	1 の I P 電話番号ごとに	1,980円(税込み)
	備考	1 第2種 I P 電話サービス又は第3種 I P 電話サービスのうち O A B - J 番号サービスのものに限りします。	

第4表 附帯サービスに関する料金

区 分		単 位	料金額
通話明細発行料	I P 電話契約者からの請求により通話料金明細内訳書を送付する場合に適用します。	1 通話明細発行ごとに	440円(税込み)
電話帳重複掲載料	協定事業者の電話帳への掲載について、I P 電話契約者からの請求により、1 の電話番号について2以上の掲載を行った場合に、1を超える掲載について適用します。	1 掲載ごとに（年額）	550円(税込み)
	備考	1 第2種 I P 電話サービス又は第3種 I P 電話サービスのうち O A B - J 番号サービスのものに限りします。	

第5表 端末設備を亡失、又はき損したときの賠償金

区 分		単 位	料金
第1種 I P 電話サービスのプラン1のもの		削除	削除
第2種 I P 電話サービスのプラン1のもの	無線 L A N 機能を有する端末設備	1 台ごとに	12,760(税込み)
	上記以外のもの	1 台ごとに	8,800円(税込み)
その他			実費相当額

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、**2002年12月21日**から実施します。
- 2 料金表第1表第1（基本料金）については、当社が別に定める期間において、当社所定の方法によりIP電話契約の承諾を受けた場合には、その利用を開始した月等の基本料を減額もしくは無料とすることがあります。
- 3 当社は、2の他、当社が別に定める期間において、当社所定の方法によりその利用契約を承諾した場合、料金表によらず本サービスを提供することがあります。この場合において、その料金等は当社が別に定めるところによります。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、**2004年4月1日**から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、**2004年6月10日**から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、**2005年4月1日**から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、**2006年4月1日**から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、**2006年5月2日**から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、**2006年10月10日**から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、**2007年1月1日**から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2007 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2007 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2008 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2008 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2009 年 1 月 14 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2009 年 3 月 1 日から実施します。

(特例措置)

- 2 2009 年 3 月 1 日から 2009 年 3 月 31 日までの間に、IP 電話サービス（ただし第 1 種 IP 電話サービスのプラン 2 のものを除く）の申込みがあり、その IP 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）第 1（工事費）に規定する機器工事費に 0 円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2009 年 4 月 1 日から実施します。

(特例措置)

- 2 2009 年 4 月 1 日から 2009 年 5 月 31 日までの間に、IP 電話サービス（ただし第 1 種 IP 電話サービスのプラン 2 のものを除く）の申込みがあり、その IP 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）第 1（工事費）に規定する機器工事費に 0 円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2009年6月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2009年6月1日から2009年8月31日までの間に、I P電話サービス（ただし第1種I P電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのI P電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2009年9月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2009年9月1日から2009年11月30日までの間に、I P電話サービス（ただし第1種I P電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのI P電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2009年12月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2009年12月1日から2010年1月31日までの間に、I P電話サービス（ただし第1種I P電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのI P電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2010年2月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2010年2月1日から2010年5月31日までの間に、I P電話サービス（ただし第1種I P電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのI P電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）

に規定する機器工事費に 0 円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2010 年 6 月 1 日から実施します。

(特例措置)

- 2 2010 年 6 月 1 日から 2010 年 8 月 31 日までの間に、I P 電話サービス（ただし第 1 種 I P 電話サービスのプラン 2 のものを除く）の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）第 1（工事費）に規定する機器工事費に 0 円を適用します。
- 3 当社が別に定める提供区域にて、2011 年 3 月 31 日までの間に I P 電話サービス（ただし第 1 種 I P 電話サービスのプラン 2 のものを除く）の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は I P 電話サービス契約約款に基づき以下の料金を適用します。
 - (ア) 料金表第 2 表（工事に関する費用）第 1（工事費）に規定する契約の手続きに係る工事（ただし第 1 種 I P 電話サービス単独契約の場合プラン 2 のものを除く）に 0 円を適用します。
 - (イ) 料金表第 2 表（工事に関する費用）第 1（工事費）に規定する機器工事費に 0 円を適用します。
 - (ウ) 料金表第 3 表（手続きに関する料金）に規定する番号移転手数料に関する料金を 0 円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2010 年 9 月 1 日から実施します。

(特例措置)

- 2 2010 年 9 月 1 日から 2010 年 11 月 30 日までの間に、I P 電話サービス（ただし第 1 種 I P 電話サービスのプラン 2 のものを除く）の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）第 1（工事費）に規定する機器工事費に 0 円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2010 年 12 月 1 日から実施します。

(特例措置)

2010年12月1日から2011年2月28日までの間に、I P電話サービス（ただし第1種I P電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのI P電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2011年3月1日から2011年5月31日までの間に、I P電話サービス（ただし第1種I P電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのI P電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2011年6月1日から2011年8月31日までの間に、I P電話サービス（ただし第1種I P電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのI P電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(特例措置)

- 1 2011年9月1日から2011年11月30日までの間に、I P電話サービス（ただし第1種I P電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのI P電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。
- 2 2011年9月1日から2011年11月30日までの間に、I P電話サービス（ただし第1種I P電話サービスを除く）の申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、料金表第1表（料金）に規定する定額利用料に0円を適用します。
- 3 2011年9月1日から2011年11月30日までの間に、I P電話サービス（ただし第1種I P電話サービスを除く）の申込みと同時に無線LAN機能を有する端末設備の申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する端末設備の設定に係る工事費に0円を適用します。
- 4 2011年9月1日から2011年11月30日までの間に、I P電話サービス（ただし第1種I P電話サービスを除く）の申込みと同時に無線LAN機能を有する端末設備の申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、料金表第1表（料金）に規定する端末設備使用料に0円を適用します。

附則

(特例措置)

- 1 2011年12月1日から2012年2月29日までの間に、I P電話サービス(ただし第1種I P電話サービスのプラン2のものを除く)の申込みがあり、そのI P電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)に規定する機器工事費に0円を適用します。
- 2 2011年12月1日から2012年2月29日までの間に、I P電話サービス(ただし第1種I P電話サービスを除く)の申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、料金表第1表(料金)に規定する定額利用料に0円を適用します。
- 3 2011年12月1日から2012年2月29日までの間に、I P電話サービス(ただし第1種I P電話サービスを除く)の申込みと同時に無線LAN機能を有する端末設備の申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)に規定する端末設備の設定に係る工事費に0円を適用します。
- 4 2011年12月1日から2012年2月29日までの間に、I P電話サービス(ただし第1種I P電話サービスを除く)の申込みと同時に無線LAN機能を有する端末設備の申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、料金表第1表(料金)に規定する端末設備使用料に0円を適用します。

附則

(特例措置)

- 1 2012年3月1日から2012年5月31日までの間に、I P電話サービス(ただし第1種I P電話サービスのプラン2のものを除く)の申込みがあり、そのI P電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)に規定する機器工事費に0円を適用します。
- 2 2012年3月1日から2012年5月31日までの間に、I P電話サービス(ただし第1種I P電話サービスを除く)の申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、料金表第1表(料金)に規定する定額利用料に0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2012年4月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 当社は、時期・期間・工事の態様により基本料金、工事費、附帯サービスに関する料金等の減額を行うことがあります。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2012 年 6 月 28 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 当社は、時期・期間・工事の態様により基本料金，工事費，附帯サービスに関する料金等の減額を行うことがあります。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2012 年 12 月 28 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2013 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2013 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2013 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2013 年 8 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(特例措置)

- 1 2013 年 9 月 1 日から 2013 年 11 月 30 日までの間に、I P 電話サービス（ただし第 1 種 I P 電話サービスのプラン 2 のものを除く）の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）第 1（工事費）に規定する機器工事費に 0 円を適用します。

附 則

(特例措置)

- 1 2013 年 12 月 1 日から 2014 年 2 月 28 日までの間に、I P 電話サービス（ただし第 1 種 I P 電話サービスのプラン 2 のものを除く）の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）第 1（工事費）に規定する機器工事費に 0 円を適用します。

附 則

(特例措置)

- 1 2014年3月1日から2014年6月30日までの間に、I P電話サービス（ただし第1種I P電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのI P電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2014年7月1日から実施します。

(特例措置)

- 1 2014年7月1日から2014年9月30日までの間に、第2種I P電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのI P電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2014年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 1 2014年10月1日から2014年11月30日までの間に、第2種I P電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのI P電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2014年12月1日から実施します。

(特例措置)

- 1 2014年12月1日から2015年1月31日までの間に、第2種I P電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのI P電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2014年12月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2015年1月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2015年2月1日から実施します。

(特例措置)

- 1 2015年2月1日から2015年3月31日までの間に、第2種 I P 電話サービスのプラン1の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2015 年 4 月 1 日から実施します。

（特例措置）

- 1 2015年4月1日から2015年5月31日までの間に、第2種 I P 電話サービスのプラン1の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2015 年 6 月 1 日から実施します。

（特例措置）

- 1 2015 年 6 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日までの間に、第2種 I P 電話サービスのプラン1の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に 0 円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2015 年 7 月 1 日から実施します。

（特例措置）

- 1 2015 年 7 月 1 日から 2015 年 9 月 30 日までの間に、第2種 I P 電話サービスのプラン1の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に 0 円を適用します。
- 2 2015 年 7 月 1 日から 2015 年 9 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、第2種 I P 電話サービスのプラン1の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、第2種 I P 電話サービスプラン1の契約1回線に限り、料金表第2表（工事に関する費用）第2（工事費の額）に規定する契約の手続きに係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する料金）に規定する番号移転手続費に 0 円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2015 年 10 月 1 日から実施します。

（特例措置）

- 1 2015 年 10 月 1 日から 2015 年 11 月 30 日までの間に、第2種 I P 電話サービスのプラン1の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に 0 円を適用します。

2 2015年10月1日から2015年11月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、第2種IP電話サービスプラン1の契約1回線に限り、料金表第2表（工事に関する費用）第2（工事費の額）に規定する契約の手続きに係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する料金）に規定する番号移転手数料に0円を適用します。

附 則
（実施期日）

1 この改正規定は、2015年12月1日から実施します。

（特例措置）

1 2015年12月1日から2016年1月31日までの間に、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

2 2015年12月1日から2016年1月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、第2種IP電話サービスプラン1の契約1回線に限り、料金表第2表（工事に関する費用）第2（工事費の額）に規定する契約の手続きに係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する料金）に規定する番号移転手数料に0円を適用します。

附 則
（実施期日）

1 この改正規定は、2016年1月18日から実施します。

附 則
（実施期日）

1 この改正規定は、2016年2月1日から実施します。

（特例措置）

1 2016年2月1日から2016年4月30日までの間に、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

2 2016年2月1日から2016年4月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、第2種IP電話サービスプラン1の契約1回線に限り、料金表第2表（工事に関する費用）第2（工事費の額）に規定する契約の手続きに係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する料金）に規定する番号移転手数料に0円を適用します。

附 則
（実施期日）

1 この改正規定は、2016年5月1日から実施します。

(特例措置)

1 2016年5月1日から2016年5月10日までの間に、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)に規定する機器工事費に0円を適用します。

2 2016年5月1日から2016年5月10日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、第2種IP電話サービスプラン1の契約1回線に限り、料金表第2表(工事に関する費用)第2(工事費の額)に規定する契約の手続きに係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する料金)に規定する番号移転手数料に0円を適用します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2016年5月11日から実施します。

(特例措置)

1 2016年5月11日から2016年7月31日までの間に、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)に規定する機器工事費に0円を適用します。

2 2016年5月11日から2016年7月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、第2種IP電話サービスプラン1の契約1回線に限り、料金表第2表(工事に関する費用)第2(工事費の額)に規定する契約の手続きに係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する料金)に規定する番号移転手数料に0円を適用します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2016年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2016年8月1日から実施します。

(特例措置)

1 2016年8月1日から2016年10月31日までの間に、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)に規定する機器工事費に0円を適用します。

2 2016年8月1日から2016年10月31日までの間に、当社が別に定める条件を満た

し、第2種 I P 電話サービスのプラン1の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、第2種 I P 電話サービスプラン1の契約1回線に限り、料金表第2表（工事に関する費用）第2（工事費の額）に規定する契約の手続きに係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する料金）に規定する番号移転手数料に0円を適用します。

3 第1種 I P 電話サービスプラン2に関わる全ての条項について削除します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、2016年11月1日から実施します。

（特例措置）

1 2016年11月1日から2017年1月31日までの間に、第2種 I P 電話サービスのプラン1の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

2 2016年11月1日から2017年1月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、第2種 I P 電話サービスのプラン1の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、第2種 I P 電話サービスプラン1の契約1回線に限り、料金表第2表（工事に関する費用）第2（工事費の額）に規定する契約の手続きに係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する料金）に規定する番号移転手数料に0円を適用します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、2017年2月1日から実施します。

（特例措置）

1 2017年2月1日から2017年4月30日までの間に、第2種 I P 電話サービスのプラン1の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、2017年5月1日から実施します。

（特例措置）

1 2017年5月1日から2017年7月31日までの間に、第2種 I P 電話サービスのプラン1の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金

表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2017年7月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2017年8月1日から実施します。

（特例措置）

- 1 2017年8月1日から2017年10月31日までの間に、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2017年11月1日から実施します。

（特例措置）

- 1 2017年11月1日から2018年1月31日までの間に、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2018年2月1日から実施します。

（特例措置）

- 1 2018年2月1日から2018年4月30日までの間に、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2018 年 5 月 1 日から実施します。

(特例措置)

- 1 2018 年 5 月 1 日から 2018 年 7 月 31 日までの間に、第 2 種 I P 電話サービスのプラン 1 の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）第 1（工事費）に規定する機器工事費に 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2018 年 8 月 1 日から実施します。

(特例措置)

- 1 2018 年 8 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの間に、第 2 種 I P 電話サービスのプラン 1 の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）第 1（工事費）に規定する機器工事費に 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2018 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2019 年 4 月 1 日から実施します。

(特例措置)

- 1 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間に、第 2 種 I P 電話サービスのプラン 1 の申込みがあり、その I P 電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第 2 表（工事に関する費用）第 1（工事費）に規定する機器工事費に 0 円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2019年5月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

(特例措置)

- 1 2020年4月1日から2021年3月31日までの間に、第2種IP電話サービスのプラン1の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2021年3月26日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2021年7月1日から実施します。